

## 巻 頭 言

### 自殺対策レポート

— 遺族支援を中心に —

東京福祉大学 心理学部長  
東京福祉大学 心理学研究科長  
教授 鈴木 康明 博士(臨床心理学)

#### はじめに

私は自殺により遺された人の支援方法や具体的な援助技術について、自身の実践などをもとに研究を進めています。そのそもそものきっかけは、最初に勤めた大学での death education (講義名『死の教育』) にありました。その時の受講学生のなかから、死別の悲しみについて深く学びたい、なぜならそれは自分の問題だからとの声があがり、ここから死別の悲しみについて、悲しんでいる人へのかかわりについて考えるようになりました。これが時間の経過とともに、いろいろな要因、特に社会的事象との関連から、現在の活動、研究となっています。

#### 1 死別の悲しみ

##### (1) 死別の悲しみ

本稿で取りあげる「死別の悲しみ」とは、自殺によるものを指します。なお、自殺と病気や事件、事故、災害などによる悲しみとの相違点、共通点については検討することが必要で、そこに焦点をあてた研究実践は行われています。またここで「遺族」と記す場合、亡くなった人の死因は自殺です。

さて私は心理の人間ですので、取り組みの当初、悲しみはまず気持ち(情緒的なもの)と考えました。まずと書きましたが、実のところそれこそが遺族の死別の悲しみであり、他の事柄は知ろうとしませんでした。まことに浅い理解であったと思います。

しかし、遺族の人との出会いを重ねていくなかで、死別の悲しみは気持ちだけではない、身体も悲鳴をあげているし(身体の悲しみ)、行動、態度も混乱している(行動の悲しみ)、さらには考え方も動揺している(思考、認知の悲しみ)のではないかと、遺族を支援するには、これらに総合的に対応する必要があるのではないかと考えるようになりました。

また死別の悲しみのなかには上記の分類、整理に納まりきれない、どのように位置づけたらよいか困惑するものがありました。いくつもありますが、たとえばなんでこんなことが起きたのだろうか、これから自分はどうやって生きていったらよいのだろうかなどは、今も対応について考え続けています。

さて研究者のなかには、死別の悲しみは前述した、情緒、身体、行動、思考などからなる一連の反応として総体的にとらえようとする動きがあり、それを見てもゆっくりではありますが死別の悲しみにつ

いての理解が形を成しつつあると思います。ただし人間は関係存在であると同時に、個別的な存在でもありますので、死別の悲しみも人それぞれであってしかるべきだと思います。私はこのことを実践から学びました。つまり、同じような死別を経験したとしても、遺族の反応は同じではありませんでした。人は一人ひとりが独自の存在であるということを痛感しています。

## (2) 子どもの悲しみ

これまで述べてきたことはあくまでも大人の悲しみについてです。私は子どもの死別の悲しみは、大人のもの以上に知りませんでした。ですから、子どもたちと出会うなかで、子どもたちから学んだものが私の理解のすべてです。もちろん子どもたちは、私に教えるために悲しんでいるわけではありませんので、その点についてかかわる者としての未熟さを今も申し訳なく思っています。

子どもは大人のように、言葉や文字などで死別の悲しみを表さないかもしれません。また、表したとしてもこれが死別の悲しみなのかと判断に苦しむことがあるかもしれません。しかし表現しないから、その表現がわかりにくいからといって、子どもは悲しまない、子どもだから大丈夫だと決めつけることには異議を唱えます。それまで一緒に生活していた親や兄弟姉妹など身近な人が突然いなくなって、何も感じない、いつもと同じで何も変わらない、平然としている子どもなどいるわけがありません。

子どもも不調を感じています。でもそれをどう表現したらよいかわからないのではないか、だとするとその子にかかわる大人が、死別の悲しみは表現しても大丈夫、その表現に良い悪いはない、もちろん表さなくてもよいということを保障することが必要です。大人も同じですが、人は個として尊重され、自由、安心、安全が守られる環境のなかでしか自分を表現できません。私は死別の悲しみはことさらそうだと思っています。

子どもは遊びを通して死別の悲しみを表現することがあります。死別の悲しみの子どもと、遊びの時間を共有してくれる学生、院生みなさんに、この場を借りて心からお礼申し上げます。子どもたちはあなたたちが大好きです。

## (3) 悲しみを学ぶ

さて紙面の関係もありますので、悲しみについて最後にひと言付け加えます。それは、社会が死別の悲しみについて、悲しんでいる人へのかかわりについて正確に理解することが必要ではないかということです。そうでなければ、悲しんでいる人はいたたまれません。私はその社会、文化の成熟の度合いは、死別の悲しみで苦悩する人への対応の様子で見ることができると思っています。

私は自分が担当する講義の多くに、**grief education** (悲嘆教育) を盛り込み、悲しみとそのかわりについて学生と共有することを目指しています。

## 2 遺族について

### (1) 遺族

私は遺族についてわかっていませんでしたので、遺族の人に会い、話を聞くことで、遺族理解、遺族支援の枠組みを構築することを目指しました。これは法的や社会通念的遺族理解を無視して、独自のものを作ることではありません。遺族を支援するには、それらを踏まえたうえで、なお、目の前の遺族から学ぶことが大切であると気がついたからです。

そしてその過程で、私たちが持っている暗黙の了解事項ともいうべきものを知ることになりました。それにはいくつかありますが、その一つに「遺族とは大切な人を亡くし遺された家族、親族」というものがあります。当初はこのことに、さほどの違和感を感じていませんでしたが、遺族との出会いを重ねるうちに、亡くなった人が大切だったかどうかを判断するのは遺族であって私（社会）ではない、そもそも家族の在りようが変動、変化しているなか何をもって家族とするのだろうかという二点を考えるようになりました。

そして、検討しなければならない余地を残しつつ、現状、遺族とは「身近な人を亡くし遺された人」とすることにしました。なおこの場合の身近な人とは、近くにいて日頃から慣れ親しんでいて、いろいろな意味で近い人を指します。

ここに至り、これまで遺族の枠に入れることを躊躇していた、同棲関係にあった人、恋人、まだわが国では婚姻が公認されていないLGBTQ+の人などの場合も、広義の遺族としての対応ができるのではないかと考えました。ただし、タレントやスポーツ選手などのいわゆるファンははずします。

## （2）遺族理解、遺族支援

遺族は自殺により「人」を失いました。その亡くなった人と遺された人は、多くの場合、それまで人生をともに歩んでいたのですが、自殺はその関係性を突然、根本から壊しました。そのような状況に置かれた遺族は、なぜあの人は自ら死んだのかとの問い（思い）から解放されることはないと思います。また、この悲しみ、苦しみは誰にもわからないと思っています。遺族支援は、まず、そのことを知ることから始まります。この状態のまま生きていくことが、どれだけ厳しいものかを知る、もしくは知る努力が必要です。そして、それでも生きていこうとしている遺族に、私は何をしたらよいかを考えます。これを遺族理解、遺族支援の一つ目の要点とします。

さて、すでに人は関係存在であるということは述べていますが、死別の悲しみにおいてその実態や課題が露呈します。たとえば、亡くなった人が家計を中心的に担っていた場合、遺された人は生活の糧をどのように得るのかという切実な問題が生じます。このことをあいまいにし、情緒面への対応のみに傾斜しがちな支援は、遺された人が生きていくための支援としては不十分です。この場合であれば、心理的支援と福祉的支援を並行して行うことが必須となります。遺族は、総合的、包括的支援を必要としているのであり、法的、医療的等も含め、そのニーズを知ることは大切です。これが二つ目の要点です。

私は、亡くなった人は、家族の精神的支柱だったのか、いつも笑顔のムードメーカーだったのかなど生きていた時の役割を確認し、その人と遺された人はどのような時間を共有していたのか、それを遺された人はどのように受けとめ、今はどのように感じているのかについて話し合います。亡くなった人と遺族との関係は、遺された人が生きていく限り続きますし、遺族のこれからの生き方に大きな影響を与えます。この亡くなった人との関係と、それに起因する死別の悲しみの実際を知ることは大切です。これを三つ目の要点とします。

さらに、先ほど遺族の失ったものは人であると述べました。また人は関係存在であるということも繰り返し述べました。人は生まれてから死ぬまで集団の関係性の中で生きており、家族などもその一つの形ですが、その関係性が崩れる、構成していた人がいなくなるということは想定していません。ですから、集団からそれまでいたメンバーがいなくなるということは大変な衝撃をもたらす、関係性が深ければ深いほど、遺された人の「生きていく夢や希望、喜び、さらには将来」を奪います。遺族支援はそんな遺族のこれからの生き方を支援します。ただし、生き方を決めるのは遺族です。人にはその力があるに違いない、私はこのように人を考えており、これを四つ目の要点とします。

### (3) 遺族と偏見

日本の自殺対策は、2006年に制定された自殺対策基本法に基づき行われ、現在は、2022年に閣議決定した第四次大綱に則り具体的施策が展開しています。その大綱に、「自殺に対する偏見をなくす取組を推進する」とあるのですが、自殺に対する偏見とはどういうものか、遺族の言葉から見たいと思います。なお、これらは複数のものを集約、修正などの加工をしています。

遺族を苦しめる偏見は、自殺と自殺した人に関するものと、遺族に関するものの二つに大別できます。

#### ①自殺、自殺した人に関する偏見

死にたいと言う人に限って死なない、自殺する人は自分たちとは違う弱い人（強い人）、生きてくても生きられない人のことを考えたら死ねないはず、死ぬ気になればどんなことでも頑張れるのに、遺された人がどれほど苦しむかわからないのか、自分のことしか考えない勝手、わがまま、ずるい など

#### ②遺族に関する偏見

そばにいて気がつかなかったのか、助けを求めていたはずだ、そんなあなただから〇〇は自殺した、あなたのせいだ、気の毒でかわいそう、哀れだ、これからどうやって生きていくのか、私なら耐えられない、自殺したことは言わない方がいい など

死別の悲しみの情緒的反応のなかに、自責や罪悪感があります。ただでさえ自分を追い詰めている遺族を、さらに苦しい状況に追い込んでいくのが社会の偏見です。偏見は物事を正しく知らない（無知）、知らないということを知らない、居直る（無恥）ことから生まれるとすれば、社会に対する啓蒙的、教育的介入は必須と考えます。

先に私は自分が担当する講義の多くに、**grief education**（悲嘆教育）の内容を盛り込んでいると述べましたが、そこにはこの偏見の事柄が含まれています。

## 3 これからの課題

自殺対策基本法は、「自殺者の親族等の支援の充実を図る」と明記しており、国、都道府県、市区町村がそれぞれの立場、視点で遺族支援を展開しています。私はそれら行政が行う自殺対策の会議に学識経験者として加わることがあります。そのたびに、自殺対策の学識経験とはなんのことだろうかと戸惑うのですが、支援を必要としている遺族、遺児がいる以上、施策が **the body without the soul** にならないよう自分の考えを述べます。

自殺対策は、自殺する人を無くすことが目的であり、その予防的介入として、遺族支援が **postvention** として位置付けられていますが、それは、遺族が身近な人の自殺で動揺し、死への構えが脆弱になっているからということが理由なののでしょうか。今後は、これまで取り組んできた遺族支援についての研究とあわせ、自殺対策と遺族支援の関係、遺族支援のそもそもの意義、目的についても考えていきたいと思えます。

## おわりに

本来、学術雑誌の巻頭言とは、その学術団体の研究の動向や収録した論文の特質、学問的意義などを紹介するものと理解しています。ただし今回は、自分の研究を紹介することで巻頭言としました。理由

は、この機会に自殺の遺族支援の事柄を共有することで、私なりに本学のこれからを考える題材を提供したいということにありました。

本学は、社会に有意な対人援助者の育成を目指しています。その対人援助活動においては、福祉、教育（保育も含む）、心理の別にかかわらず、常に援助者の人間性が問われています。そうであるなら、本学は、どのような人間性を学生に求めるのか、どのような人間性の持ち主を社会に送り出すのか、全学的に話し合う必要があると思います。

私の実践は、人に向き合うことから始まりますので、人が人を支援するとはどういうことか、支援において問われる人間性とはどういうことか、つきつめて言うと、人間とはどういう存在なのかを考えなければやってこられませんでした。もちろん途上ですので、たとえば、援助者に望ましい人間性とはこういうことだと提言できるわけではありません。それでも、取り組みの一端を紹介することは、本学のこれからについて考える時、何かお役に立てるかもしれない、そう思い巻頭言としました。

## 参考

- 伊勢崎市 2024 第2次伊勢崎市自殺対策推進計画〔伊勢崎市自殺対策推進協議会委員 委員長〕  
厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター 2024 自死遺族等を支えるために：総合的支援の手引（改訂版）〔有識者会議委員〕
- 鈴木康明 1999 生と死から学ぶ：デス・スタディーズ入門 北大路書房
- 鈴木康明 2007 グリーフ・カウンセリング：死別の悲しみへの援助 山崎久美子（編）臨床心理クライアント研究セミナー 至文堂 pp.202-210.
- 鈴木康明 2009 共感的態度の形成を目指して：わかるということから 清水新二（編）封印された死と自死遺族の社会的支援 至文堂 pp.96-104.
- 鈴木康明 2018 自死遺族・遺児支援 石丸昌彦・山崎浩司（編）死生学のフィールド 放送大学教育振興会 pp.219-235.
- 東京都 2023 東京都自殺総合対策計画：こころといのちのサポートプラン（第二次）〔自殺総合対策東京会議委員 計画評価・策定部会長〕



## 【総説】

## データベースを用いた日本の筋萎縮性側索硬化症研究の分析

鎌田依里

東京福祉大学 社会福祉学部 (伊勢崎キャンパス)

〒372-0831 群馬県伊勢崎市山王町2020-1

(2024年10月31日受付、2025年1月23日受理)

抄録：筋萎縮性側索硬化症は、神経難病の中でも難治性の高いものと言われ、筋萎縮性側索硬化症療養者が経験することは、他のすべての難病療養者が経験することの集大成であるといわれている。また医学の急速な進歩により、難病の姿が変化してきている2024年10月現在において、近年の研究動向を整理することは今後の研究の基盤となる。本稿は筋萎縮性側索硬化症に関する先行研究をまとめたが、筋萎縮性側索硬化症療養者に関する心理的な研究がまだなされていないことも明らかになった。今後、筋萎縮性側索硬化症に関する心理臨床学的な研究の進歩が望まれる。

キーワード：難病、筋萎縮性側索硬化症、療養者の心理

## 緒言

筋萎縮性側索硬化症 (amyotrophic lateral sclerosis, 以下ALSと記載) は、不可逆かつ進行性の神経変性疾患である。よって、本疾患は病期の進行により、嚥下障害・不全ならびに呼吸障害などの症状が必発するため、経管栄養や侵襲的人工呼吸器 (TPPV) 等の生命維持装置による延命が避けられない。既報によれば、ALSの発症から死亡までの平均期間は3.5年とされ、有病率は、人口10万人当たり1.6~8.5人 (0.085%) と推定されている (中島, 2009)。よって、ほとんどのALS療養者は、短期間で、病名告知、嚥下、構音、上下肢・体幹機能等障害等のような進行性の運動機能障害に対応する治療選択を迫られることになる。この間、多くのALS療養者は、病状の進行に伴う治療選択に対する不安や疾患予後に対する絶望感などに伴う心理的負担が極めて大きいことが明らかになっている (中島, 2009; 西澤, 2015; 中山ら, 2024)。しかし、本疾患を含む慢性進行性疾患に対する療養者の重篤な心理的負担を軽減するための研究は極めて少ないのが現状と思われる。

iPS細胞をはじめとする再生医療が急速な進歩を遂げているが、山中 (2024) によれば、世界初のヒトiPS細胞樹立が発表されてから約17年が経ち、iPS細胞を用いた再生医療は実用化に向けて新たなステージに入ったとされ、2024年の今が非常に重要な時期であるとされる。iPS細胞を用いた再生医療や各種治験は難病療養者にとって希望となっており (鎌田, 2023a)、これを機に、これまでの難病に関す

る研究の全体像を改めて整理し分析することは有益であるといえる。また、難病中の難病と呼ばれるALS (鎌田, 2023b) に関する研究の全体像と時代の変遷による変化について、公刊された論文や文献を通して改めて分析することも、急激な変化を遂げると想定される今の時期に行っておくことは、さらなる研究の進捗に有益である。

## 研究対象と方法

ALSに関する研究動向についてCiNiiを用いて検討した。文献研究は過去5年間のデータを収集することが一般的ではあるが、ALSに関する医学的研究は日々非常に速い速度で進展しているため、文献の検索時期は2022年から2024年10月29日現在までの検索とした。なお、今回は、日本におけるALSに関する研究について検討することにした。CiNiiにて「筋萎縮性側索硬化症」というワードで検索をし、論文内容について分類することによって、ALSに関する研究動向について分析をおこなった。重複している論文は手作業にて削除した。

## 結果

CiNiiにて2024年に「筋萎縮性側索硬化症」に関する発表された論文数は、重複を含まない86本であった。2023年に発表された論文数は重複を含まない81本、2022年に発表された論文数は重複を含まない84本であった。ALS

表 1-1. 「筋萎縮性側索硬化症」に関する研究一覧(1) 病態解明、治療法等

(Table 1-1. List of studies related to Amyotrophic Lateral Sclerosis (1) Pathophysiology, treatment methods, etc.)

	2024年	2023年	2022年
検索ワード 筋萎縮性側索硬化症 (重複は除く)	86	81	84
→内訳			
ALS総説		1	
死後脳・脊髄リソース、病態解明	2		
バイオマーカー、病態	3	1	1
病態		6	10
iPS細胞 治療薬研究・開発	4		
発症予防、創薬開発	2		
遺伝子治療	1		
遺伝子解析		1	
RFC1遺伝子関連スペクトラム障害			1
遺伝的背景	1		
ゲノムワイド関連解析とprecision medicine	1		
ゲノム解析		1	
ゲノム医療			1
臨床試験結果 早期診断	2		
診断法	2	1	2
鑑別	2		2
診断における注目すべき臨床所見と臨床神経生理検査の新しい展開	1		
症例報告	6	12	6
剖検			2
治験	2		5
治療法の再整理	1		
治療法	5	9	11
侵襲的補助換気 予後	1		
核酸医薬	1		
銅・亜鉛スーパーオキシドディスムターゼ、病理学的役割		1	
TDP-43 治療への展望	3	3	5
グリア			1
F波自動解析、運動単位推定法	1		
ADAR2仮説	1		
SOD1の毒性発現機構	2		
LAG3の発現			1
原因蛋白、毒性メカニズム		3	
肝細胞増殖因子 (HGF) 組み換えタンパク質の臨床応用	1		
KIF5Aタンパク質		1	
TIA1パイロンスパイク			1
オートファジー・エンドリソソーム分解系の異常	1		
非運動症状	1		
多様性	1		
体重減少、病変拡大		1	

表1-2. 筋萎縮性側索硬化症」に関する研究一覧(2) 画像診断、医療機器、リハビリテーション関連等

(Table 1-2. List of studies related to Amyotrophic Lateral Sclerosis (2) Diagnostic imaging, medical equipment, rehabilitation-related, etc.)

	2024年	2023年	2022年
検索ワード 筋萎縮性側索硬化症 (重複は除く)	86	81	84
→内訳 (表1-1の続き)			
筋電図、解析法	1		
超音波検査		1	
画像検査、超音波検査	1		
筋エコー			1
頭蓋内脳波の分類	1		
頭蓋内脳波、アバターコミュニケーション		1	
排痰補助装置 (MI-E)		1	
MPV導入		2	1
TPPV管理			3
意思伝達装置	1	1	1
意思伝達手段		3	3
意思伝達支援		1	
リハビリテーション、意思伝達装置	2		
リハビリテーション、誤嚥、嚥下	3	1	
リハビリテーション、治療薬	2		
リハビリテーション	1	2	4
リハビリテーション、ロボットリハビリテーション	3	1	1
リハビリテーション、ALSクリニック	2	2	
ALSクリニック (注1)			1
装具、ADL		1	

療養者の「いのち」に纏わる研究は、大きく分けて3つに分けることができる。まず1つ目は、医学の中核であるALSの病態解明や治療法の開発等に関連する事項である。2つ目は、ALSの確定診断や治療に必要な画像診断、ALS療養者が自分の意思を伝えるために必要なコミュニケーション機器を含む医療機器、体力を維持するためのリハビリテーション関連等の事項である。3つ目は、ALS療養者の生活全般に関わるQOLや緩和ケア、ALSとその他疾患の合併により生じる問題への対処等である。それらの結果を表1-1、表1-2、および表1-3に分けて記す。

今回の結果(表1-1)から、2022年や2023年にはALSの病態について述べた論文(16本)や症例報告(18本)が多かったが、再生医療の進歩が急速に進んだ結果、2024年に、死後脳や脊髄リソースを用いた病態解明(2本)への進歩が見て取れる。またiPS細胞研究の進歩により、2024年はiPS細胞を用いた再生医療や治療薬開発、発症予防、創薬開発、病態解明が6本となり顕著である。遺伝子解析(2023年に1本)の進歩により遺伝子治療が進んできた(2024年1

本)ことも見て取れる。ゲノム医療(2022年1本)の重要性からゲノム解析(2023年1本)へと進歩し、その後ゲノムワイド解析や創薬につながっている(2024年1本)こともわかる。難病療養者の希望となっている治験も2022年に5本と2024年に2本存在している。

2024年10月現在「難病が難病ではなくなりつつある」と述べる漆谷(2024)の発言も、早期診断や診断における注目すべき臨床所見と臨床神経生理検査の新しい展開があるということや、2022年から2024年に、治験(7本)や治療法(25本)に関する論文も一定数存在し、その結果が蓄積しつつあり、治療法の整理(2024年1本)がなされていること、そのほか、多種多様な医学研究(表1-1の半分より下部分; 拡散医療から体重変動、病変拡大まで)の結果ゆえであろう。

表1-2に掲載されているALSの診断には、筋電図(2024年1本)や超音波検査(2023年1本)、画像検査・超音波検査(2024年1本)、筋エコー(2022年1本)等が使用される。ゆえにこれらは表1-1の診断や治療法とも関連する研究である。

表1-3. 「筋萎縮性側索硬化症」に関する研究一覧(3) ALS療養者の生活関連

(Table 1-3. List of studies related to Amyotrophic Lateral Sclerosis (3) Related to the life of ALS patients)

	2024年	2023年	2022年
検索ワード 筋萎縮性側索硬化症 (重複は除く)	86	81	84
→内訳 (表1-2の続き)			
発話	1	1	
コミュニケーション支援、QOL	2	3	2
QOL		1	1
全人的苦痛		1	
透明文字盤		1	1
意思決定支援 (看護2) その他1	3		1
告知、看護		1	
学生ボランティア立ち上げ	1		
支援学生の態度			1
ガイドライン	2		
夜間の唾液誤嚥	1		
国内ネットワーク、国際ネットワーク、患者ネットワーク	1	1	
終末期、栄養		1	
栄養		1	2
看取り、意思確認		1	2
アドバンス・ケア・プランニング		1	1
緩和ケア			1
高齢発症の特徴	1		
認知症併存		2	1
認知機能障害		2	3
がん併存		1	1
体位変換介助		2	
コントロール感覚の喪失		1	
環境適応		1	
映像作品			1
遺族、インタビュー			1

表1-2の結果から注目すべきは、意思伝達手段のために頭蓋内脳波を用いること(2024年1本、2023年1本)やアバターコミュニケーション(2023年1本)である。侵襲的人工呼吸器(TPPV)を装着して生きると決めたALS療養者にとって、意思伝達装置は自分の人生を生きるために必須のアイテムである。意思伝達装置の種類は、井村(2024)によれば「狭義には補装具である重度障害者用意思伝達装置があり、広義にはそれ以外にも意思表出を補完・代替するコミュニケーション(AAC)機器まで広く含める場合がある」。また、井村(2024)は、「AACの分類としては、特別なテクノロジーを使わない手段である非エイドや、パソコンやタブレット等のICT機器利用等のハイテクノロジーエイ

ドの利用、重度障害者用意思伝達装置等の専用機器がある」と述べ、「自らの意見・主張を社会に発表している例として、重度障害者用意思伝達装置を利用する参議院議員の船後靖彦氏や、iPadや自分の声に似せた合成音声を利用する日本ALS協会会長の恩田聖敬氏の活動」を挙げている。さらに、「重度障害者用意思伝達装置のみでなくPCを介して遠隔地のロボットを操作することでの社会参加を行う例もある」とのことである。同様に井村(2024)によれば、「現状の最新技術としては視線入力や音声合成が実用化され、複数の製品が利用されている」という。また「BMI技術を応用した研究も行われており、より高度・精度の高い判定技術が開発されれば『はい・いいえ』の二択判定にとどまら

ず、複数選択肢からの判定や、文字入力が可能になるものであり、今後は実用化され商品化されることも期待されるが、これらについては、倫理的側面からの検討も必要である」とのことである。

ALS療養者の意思伝達のために、意思伝達装置の様子は様々に変化し、よりALS療養者自身の想いをより正確に伝えることができるように技術革新がなされている。また、筋力が徐々に衰えていくALS療養者にとってコミュニケーション支援の質はQOLの向上にもつながるため、年月を経ても一定の研究が継続されており(2022年4本、2023年5本、2024年3本)、また近年ではロボットを活用したリハビリテーションの有効性も示されている(2022年1本、2023年1本、2024年3本)。またQOL向上とリハビリテーションも可能なALSクリニック(注1)も広がりを見せている(2022年1本)。リハビリテーションに上肢ロボット療法を取り入れた場合にはALS療養者の筋力維持に役買っているという現実と、ALS療養者のQOLにも寄与していると考えられる事例報告もある(横内ら, 2024)。リハビリテーションとQOLについては表1-2.下部と表1-3.上部の両方にまたがる結果となっている。難病臨床の現場において、リハビリテーションの有効性は、ALS療養者の病状の進行状態によってその是非が問われているが、ALS療養者にとってはALSの進行を少しでも遅らせ、筋力を維持できる方法としてリハビリテーションはひとつの希望として存在していることは疑いようもない真実である。

表1-3.について順を追って説明する。まず、ALSという病を抱えて生きることになった療養者は、ALSの告知(2023年1本)によって、これまでの人生とは一変した自分の人生を宣告される。人が病を抱えてどのように生きるかは、意思決定や自己決定と言われており、難病を抱えて生きることになったすべての人が通る道である。次に、どのように生きるかということを考えなければならないが、どのように生きるかということはALS療養者のQOL(2022年から2024年で9本)や全人的苦痛(2023年1本)の緩和に密接に関係し、また自分がどのように生きどのように死にたいかという意思を決定すること(2022年1本、2024年3本)とも深く関連している。どのように生きるかということは、どのように死ぬかということと表裏一体であるため、看取り(2022年2本、2023年1本)やアドバンス・ケア・プランニング(2022年1本、2023年1本)や緩和ケア(2022年1本)とも関連する。そのなかでも、生きてい中で横臥状態の体位変換(2023年2本)はQOLの向上のためには必須であるし、コントロール感を喪失すること(2023年1本)は尊厳を失うこととも似ているので支援には欠かせない視点である。

またALSと認知症を合併する事例(2022年1本、2023年2本)もあれば、ALSと癌を合併する事例(2022年1本、2023年1本)もある。つまりALSとなっても他の疾患を併発することによって、より治療が複雑化したり、心理的な問題も複雑化したりするのだ。

療養生活には必須とされる療養環境調整(環境適応2023年1本、遺族インタビュー2022年1件)についても欠かせない視点である。ここには療養者だけではなく療養者の家族や多職種の医療者との関係が必須であることの裏付けが現れているとも言えよう。

今回のCiNiiを用いた先行研究の検索において、ALS療養者自身の心理ではないがその遺族の心理について研究した結果は1件(遺族、インタビュー2022年1件)あった。この松田ら(2022)は、ALS療養者のみならずその家族が心理的な負荷を負っていることを如実に示している。

## 考察

これまでのALS療養者の心理支援の研究は、膨大な医学研究の後にその必要性が述べられるようになった。ALS療養者への介護ヘルパーの困難さ(築場ら, 2014)、病気の進行過程で出会う医師や看護師等が心理支援の重要性を意識した対応(牛久保ら, 2008)、ALS療養者の意思を尊重しやすくするためのコミュニケーション支援(中島, 2017)等も明らかになっている。またALS療養者の配偶者の心理(山本ら, 2016)や遺族による語りでALS療養者とともに過ごした方法と悲嘆(亀屋, 2019)等から、ALS療養者の家族の支援の具体例や必要性(今井・大隅, 2019)も示されている。ALS療養者のTPPV装着時の葛藤(山本・清水, 2021)やTPPV装着後の病いの体験や心理状態の変化を回顧的にみた研究(平野, 2017)もあり、先行研究ではALS療養者は告知時からの何らかの心理支援を必要としていることが明らかにされているが、いずれもTPPV装着後の人生に焦点を当てた研究でありTPPV装着前のALS療養者の心理についての研究は少ない。その中でもTPPV装着を選択しない利点欠点についての研究(原島, 2019)はあるが、いずれも単回の半構造化面接によるものであり臨床心理士による療養者への直接的かつ継続される実践および語りを分析した研究は殆ど進められていない。ALS療養者に対する心理的負担に対する研究(平野, 2017; 原島, 2019; 山本・清水, 2021)では、限られた病期かつ断片的な研究のみ報告されていた。すなわち、これまでの日本のALS療養者への心理支援の研究は、1回もしくは数回の半構造化面接であり、病期の進行に伴った「今、ここ」での連続したALS療養者の語りの質的研究は皆無であった。

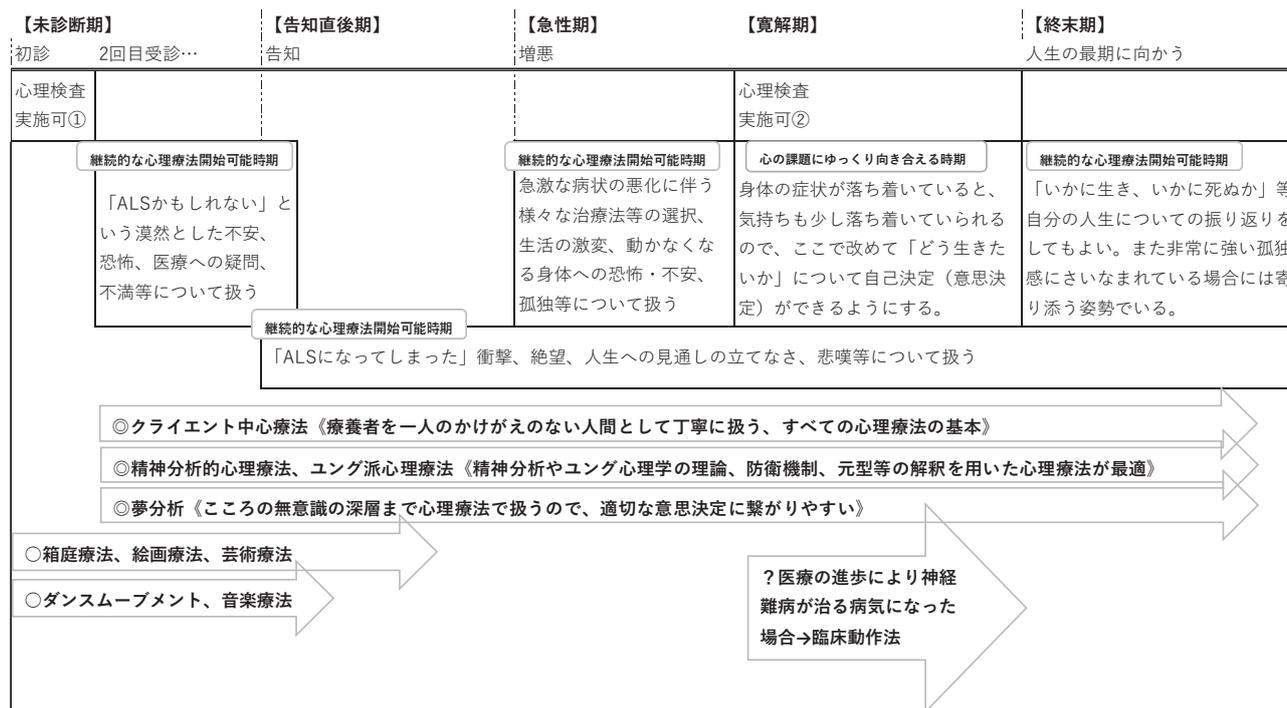


図1. ALS療養者への心理療法の導入時期と内容  
(Fig.1. The timing and detail of psychotherapy for ALS patients)

ALSを含む慢性進行性疾患に対する療養者の重篤な心理的負担を軽減するための詳細な質的研究が極めて少ないといつてよい。ただ臨床現場の状況を鑑みると、それらの研究をおこなう前の段階で、ALS療養者に対しての心理検査についての研究に蓄積が必要となってくるだろう。ALS療養者のこころを知るために心理検査が用いられる場合も少なくないが、知能検査や投射法も含めた心理検査をマニュアル通りに施行することは不可能な場合が多い。例えば、また知能検査においてもWAIS IVのように60分ないし90分の時間をかけて実施することは体力的に困難であるためコース立方体組み合わせテストが使用されることもあるが、コース立方体組み合わせテストは手指の動きに障害が出ているALS療養者の場合正確に測ることができない。ゆえに、現状ではWAIS IV (Wechsler Adult Intelligence Scale - Fourth Edition) の下位検査をいくつか組み合わせるといった方法で代替されているが、例えばALS特異的QOL (Quality Of Life) 尺度であるALSAQ-40やその簡易版であるALSAQ-5が開発されたように、短時間で実施可能なALS療養者を対象とした知能検査の開発も求められる。同様に、現状であれば、例えばSCT (Sentence completion technique: 文章完成法テスト) も全ての項目を1回で実施することは負担が大きいので、必要な項目のみ抜き出して実施している場合もあるが、それ以外にALS療

養者のパーソナリティについてより簡便に把握できるような心理検査の開発も求められる。

それと同時期にALS療養者が抱えている重篤な心理的負担を軽減するための心理療法についても実践が必要であると考えられる。筆者自身の「臨床の知」(中村, 1992)に依ると、ALS療養者の病期(未診断期、告知直後期、進行期、寛解期、終末期)のいずれにおいても心理療法は有効であるといえる。ただし、病期の進行に伴い導入する心理療法の種類には適否がある(図1)。系統的脱感作法、漸進的筋弛緩法、自律訓練法は、ALS療養者に対しては、おこなわない。筋力の衰えが症状として出ているALS療養者に対して、「心理療法の中で筋力を弛緩させる必要が生じる方法」は危険性があるし、他の心理療法で十分代替可能なので、これらの心理療法を積極的に選択しおこなうメリットはない。認知行動療法やマインドフルネスは、こころの浅い部分、つまり意識に働きかける心理療法であるため、抑うつ解消、といった一時的なものに対しては有効であり医師や看護師ら医療者も容易に実施可能なので、短期的かつ一時的におこなう場合もある。しかし、多くのALS療養者にとって、病気の進行に伴い「どう生き、どう死ぬか」という根源的な問いが浮かび上がることがあるが、その根源的な心の課題に直面させられている人(それも「自分は病気になんかなりたくなかった」と思っている人)が自己

決定をしていく際に認知行動療法は役に立たない。また「自分がこの先どう生きるか」「どう死ぬか」「どのような治療を選択するか」等について自己決定していく際、もしくはその生きる痛みを緩和する際には、残念ながら認知行動療法は役に立たないのだ。人間としての根源に関係する心の課題をもたされているのがALS療養者なので、こころの深い部分の問題も扱うことが可能である、力動的な心理療法（精神分析、精神分析的心理療法、ユング派心理療法、クライアント中心療法、夢分析等）は有効であるといえる。そして、本稿の結果とも深く関連する、医療の進歩によりALSが治る病いとなった暁には、介入時期は限られるが臨床動作法も有効であると推察できる。

ただし、心理的支援や心理療法が必要となる場面や課題に関しても、個々のALS療養者に応じた対応を行うことが重要であり、そのアプローチによって各療養者の個別の価値観や病いへの向き合い方を尊重するアプローチが求められる。病いや何等かの問題に対しての反応が個人差によることを考慮せず、単純に心理療法のアプローチ方法にALS療養者を当てはめると、臨床的に重要な側面が見落とされることになる。したがって、心理療法を適用する際には、個々の療養者の状況や価値観、心の反応を十分に理解したうえで個性を重視したアプローチを選択することが必須である。

心理臨床学の分野において、難病療養者についての臨床に携わる臨床心理士は近年増加傾向にある。とはいえ、臨床心理士が働く他の現場に比べるとまだまだ心理職の人数は少ないのが現状である。日本全国の難病医療拠点病院、難病医療協力病院のうち心理職が在籍する70施設に対しておこなった調査研究（田中, 2024）によると、心理職が難病に関わりをもっている施設が89%であり、心理職が関わったことのある難病疾患の種類は、神経疾患94%、消化器疾患37%、小児疾患34%、腎疾患21%であったという。また田中（2024）の調査研究結果において、難病療養者との関わっていく際の課題として挙げたのは、「研修機会がない・少ない」、「マンパワーが足りない」、「指導者・相談者の不足」などであり、他の医療職との連携の課題としては「定例会議などがない」、「困難症例の共有ができていない」、「連携ができていない」などであった。また臨床心理士が告知の場面に同席し、支援介入することもまだ一般的ではない。

このような難病療養者への心理臨床への携わる臨床心理士の不足は、本稿にて分析した、難病療養者に関する臨床心理士による研究の少なさと合致しているといえる。難病医療の領域に多くの臨床心理士が介入していく土壌を醸成するための啓発活動も必須であろう。またそれは同時に、臨床心理士もしくは公認心理師が医療の現場にお

いて必須とされる多職種連携において、臨床心理学分野の知識のみならず、医療全般に関する知識を有して関わることの必要性とも関連するといえる。

## 結論

田中（2024）による調査研究の結果において、現状の心理職の難病療養者への関わりの内容は、神経心理検査、緩和ケア、意思決定支援などであると述べられている。難病療養者への心理支援体制の構築のためには、告知から療養に至るまで、様々な自己決定プロセスにまつわる心理の抽出が必要不可欠である。

今後、iPS細胞を用いた再生医療などの進歩によって進行抑制薬や治療薬が開発される可能性に伴い、将来的に世界の難病研究をけん引する「難病療養者の心理の抽出」は必須である。今後の展望として、病期の進行に伴うALS療養者並びに家族を中心とした支援者の重篤な心的過重の軽減に資する研究を継続しておこなっていく。

## 注

- 1) Sugisawa et al. (2023)によれば、ALSクリニックとは、医療機関において、医師（脳神経内科医、呼吸器内科医、消化器内科医、リハビリテーション医、精神科医、緩和ケア医等）、理学療法士、作業療法士、言語療法士、専門看護師、ソーシャルワーカー、栄養士、治験コーディネーター等の様々な分野の専門家が診療チームを構成し、ALS療養者の診療をする外来である。多職種による外来診療ALSクリニックが筋萎縮性側索硬化症患者の緊急入院の抑制と生存率向上に効果をあげているという報告がある。しかし残念ながらこの診療チームには臨床心理士および公認心理師は含まれていない現状がある。

## 引用文献

- 原島美瑛子（2019）：TPPVを選択していない患者の心理状況。難病と在宅ケア 24（10）, 28-31.
- 平野優子（2017）：侵襲的人工呼吸器装着後の筋萎縮性側索硬化症患者の病経験。日本健康学会誌 83（2）, 55-69.
- 今井尚志・大隅悦子（2019）：障害者家族への心理的サポート（5）神経難病：筋萎縮性側索硬化症患者・家族への支援を通して。総合リハビリテーション 47（9）, 887-891.
- 井村保（2024）：ALS患者における意思伝達装置。J. of

- Clinical Rehabilitation **33** (2), 128-134.
- 鎌田依里 (2023a): 治験をめぐる難病療養者のこころ. In: 鎌田依里・峯村優一 (2023): 難病療養者のこころ—心理臨床と生命倫理の視点から. 創元社. 145-154.
- 鎌田依里 (2023b): 難病療養者が自己決定する際のこころの変遷. In: 鎌田依里・峯村優一 (2023): 難病療養者のこころ—心理臨床と生命倫理の視点から. 創元社. 37-57.
- 亀屋恵三子 (2019): 在宅介護を行ったALS患者遺族の過ごし方と住まい方の変化に関する事例的研究. 日本家政学会誌 **70** (7), 425-436.
- 松田芳恵・藤竹純子・村上成美・増田梨花 (2022): 筋萎縮性側索硬化症療養者患者家族への支援: 遺族インタビュー調査から. 京都光華女子大学短期大学部研究紀要 **59**, 133-138.
- 中島孝 (2009): 難病におけるQOL研究の展開—QOL研究班の活動史とその意義. 保健の科学 **51** (2), 83-92.
- 中島孝 (2017): 難治性神経・筋疾患に対するコミュニケーション支援技術: 透明文字盤, 口文字法から最新のサイバニックインタフェースまで. 保健医療科学 **66** (5), 491-496.
- 中村雄二郎 (1992): 臨床の知とは何か. 岩波書店.
- 中山優季・原口道子・松田千春 (著, 編集)・高橋一司 (監修) (2024): 神経難病の病態・ケア・支援がトータルにわかる. 照林社.
- 西澤正豊 (2015): すべてがわかる神経難病医療. 中山書店.
- 今井尚志・大隅悦子 (2019): 障害者家族への心理的サポート (5) 神経難病: 筋萎縮性側索硬化症患者・家族への支援を通して. 総合リハビリテーション **47** (9), 887-891.
- 築場玲子・桂晶子・安齋由貴子 (2014): 筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 患者介護人の仕事の継続における困難とそれに対する対処. 日本公衆衛生看護学会誌 **3** (1), 22-30.
- Tatsuki Sugisawa, Harumi Morioka, Takehisa Hirayama, Osamu Kano, Satoru Ebihara (2023): Multidisciplinary clinic contributes to the decreasing trend in the number of emergency hospitalizations for amyotrophic lateral sclerosis in Japan. Journal of Clinical Neuroscience **107**, 133-137.
- 田中優司 (2024): 難病診療に関わる心理職に関する調査. 日本難病医療ネットワーク学会機関誌 **12** (1), 91.
- 漆谷真 (2024): 神経難病の診断・治療現状～変わりゆく「難」の意味～. In: 第12回日本難病医療ネットワーク学会学術集会 市民公開講座「難病医療を考える」(2024.10.27. 市民公開講座).
- 牛久保美津子・飯田苗恵・大谷忠広 (2008): 在宅ALS療養者の人工呼吸器をめぐる意思決定支援のあり方に関する看護研究. 北関東医学 **58** (2), 209-216.
- 山本麻理奈・清水裕子・峠哲男・市原典子 (2016): 筋萎縮性側索硬化症患者の介護継続に伴う配偶者の心的過程. ヒューマン・ケア研究 **17** (1), 11-24.
- 山本麻理奈・清水裕子 (2021): ALS患者介護者のTPPV装着決定に関与した心理的葛藤とTPPV装着後の介護. 香川大学看護学雑誌 **25** (1), 33-39.
- 山中伸弥 (2024): みんなに届けiPS. In: 公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団(iPS財団) ホームページ <https://www.cira-foundation.or.jp/lp/index3.html> (2024.10.21 検索).
- 横内瞬汰・安宅航太・鈴木直輝・海老原覚 (2024): ALS患者のリハビリテーションに上肢ロボット療法を取り入れ食事動作と意欲向上に効果的だった一例: 症例報告. 日本難病医療ネットワーク学会機関誌 **12** (1), 106.

## Analysis of Amyotrophic Lateral Sclerosis Studies in Japan Using CiNii Database

Eri KAMADA

School of Social Welfare, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Isesaki Campus)  
2020-1 San'o-cho, Isesaki City, Gunma 372-0831, Japan

**Abstract :** Amyotrophic lateral sclerosis is said to be the most intractable of all intractable diseases, and the experiences of ALS sufferers are said to represent the culmination of challenges faced by all those with intractable diseases. In addition, as of October 2024, the picture of intractable diseases is changing due to rapid advances in medical science, and analyzing recent research trends will serve as a basis for future research development. This paper summarizes previous research on amyotrophic lateral sclerosis, but it also reveals that psychological research on amyotrophic lateral sclerosis has not yet been conducted. Future advances in psycho-clinical research on amyotrophic lateral sclerosis are desirable.

**Key words :** incurable disease, amyotrophic lateral sclerosis, Psychology of the convalescent patients



【原著】

## 宗教とスピリチュアリティが中国高齢者の老後生活に与える影響 — 福祉の観点から見る —

王 嘉晨

指導教員  
伊東眞理子

東京福祉大学大学院 社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士課程後期(池袋キャンパス)  
〒170-8426 東京都豊島区東池袋 4-23-1

(2024年5月31日受付、2024年9月12日受理)

抄録：近年、中国の高齢化が異例の速さと規模で進行し、高齢者の生活の質と心身の健康に関する研究は活発であるが、主に社会政策や経済学に注力されている。経済成長と社会環境の変化に伴い、精神的な充実を求める高齢者が増加している。一方、中国では信教者が増加しており、伝統的な信仰から新しい宗教運動やスピリチュアルな信念に傾倒する傾向が見られる。高齢者の中でも宗教やスピリチュアリティを求める人が増えているが、その影響に関する研究はまだ不足している。本論文では、中国の高齢者の福祉に焦点を当て、宗教とスピリチュアリティが彼らの老後生活に与える影響を明らかにし、福祉向上のための具体的な方策を提供することを目的とする。

キーワード：宗教、スピリチュアリティ、中国高齢者、老後生活

### 一、緒言

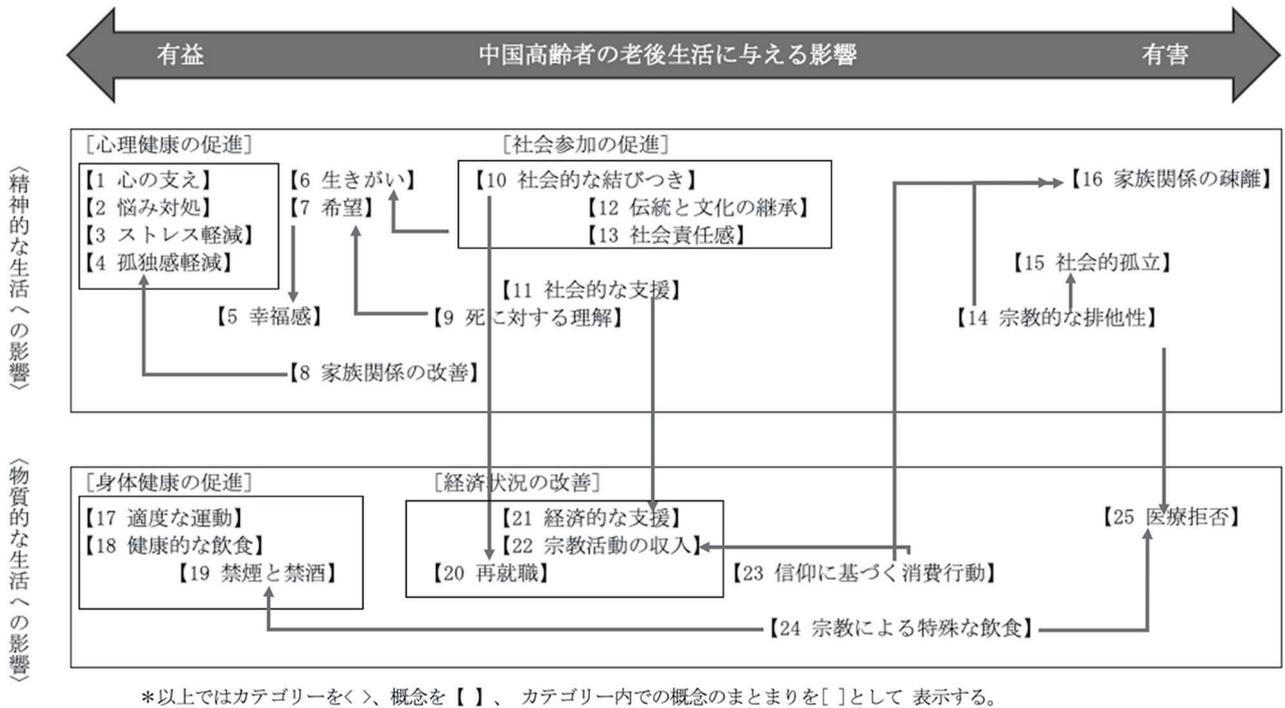
#### 1. 中国の高齢者人口の増大傾向

1999年には、60歳以上の高齢者数が全国総人口数の10%に達し、次年の2000年、中国の65歳以上の高齢者の割合が7%に達し、高齢化社会に突入したことを示している。(中華人民共和国国家統計局, 2001) 中国の高齢化の速度と規模は前例のないものであり、2021年には中国の65歳以上の人口割合が14.2%に達し、深刻な高齢化社会に突入した。2022年には14.9%に上昇し(民政部 国家高齢化弁公室, 2023)、2023年には15.4%となった(国家統計局・王萍萍, 2024)。中国人口の予測報告書「中国人口予測2023」によれば、2030年頃には割合が20%を超える超高齢社会に突入し、その後は急速に上昇し、2060年には約36.2%に達し、一定期間後に安定し、2084年以降に再び約46%に上昇する見込みだ。

#### 2. 定年退職と老後の生活

中国の『老年人權益保障法』の第一章の第二条により、60歳以上の公民は高齢者と定義している。一方、中国國務院の「老弱病殘幹部の安置に関する暫定施行法」および「労働者の退職に関する暫定施行法」によると、中国の労働者の現行退職年齢は男性が60歳、女性幹部が55歳、女性労働者が50歳である。また、「中央組織部・人力資源社会保障部による県区級女性幹部および高級職稱を持つ女性専門技術者の退職年齢に関する通知」によれば、党政機関や人民団体において県区級およびそれに相当する職位にある女性幹部、事業単位で党務や行政管理業務に従事する正副県区級女性幹部、および高級職稱を持つ女性専門技術者は60歳で退職する。上記の女性幹部や高級職稱を持つ女性専門技術者が希望する場合、55歳に達した時点で自発的に退職することができる。したがって、多くの中国人にとって、老後の生活は定年退職から始まったことがわかる。

近年、中国社会の高齢化プロセスが加速するにつれて、リタイアした高齢者の生活の質を向上させ、心身の健康を維持する方法についての研究が盛んになっている。しかし、これらの研究は依然として高齢人口の増加傾向、高齢者の健康状態、社会福祉政策、介護サービスシステムなど、社会政策や経済学などに主眼が置かれている。実際、経済水準の上昇や社会環境の開放及び一人子政策などの影響に伴い、精神的な充足と追求に注目する高齢者が増えている。その中、宗教やスピリチュアリティを通じて精神的な支え



インタビューに基づき、M～GTAの手法で、筆者作成

図1. 結果図

や心の安定を得る高齢者の人口も増加し続けている。ただ、中国では、この視点から高齢者の福祉について探究した研究は非常に少ないことがわかる。

### 3. 中国における宗教とスピリチュアリティの現状

中国は多宗教国家である。中国の宗教徒は主に仏教、道教、イスラム教、カトリック教、およびキリスト教を信仰している。中華人民共和国憲法第36条は、国民は信仰の自由の権利を有すると規定していて、中国の国民は自由に信仰を選択し、自分の信仰と宗教的身分を表明することができる。中国宗教局な統計によると、中国には約2億人以上の各宗教信者がおり、認可された宗教活動場所は約14.4万カ所、宗教職員は38万人以上、宗教団体は5500以上ある。さらに、宗教団体は100以上の宗教学校を運営して宗教職員を育成している。民間的な小型グループはこれ以上あると考えられる(国務院新聞広報室, 2018)。

また、先行研究によって、高齢者の中で宗教を信じる人々の比率は、約17%前後に維持されていた。(黄ら, 2015)近年、信教者の数は全体的に増加しているが、都市化と経済発展の進展に伴い、伝統的な宗教信仰は弱まっている。その一方で、新しい宗教運動やスピリチュアルな信念に傾倒する人が増えている。(国務院新聞広報室, 2018)スピリチュアリティは伝統的な宗教と違い、「霊」と同じ、人

間に特有な心理的あるいは精神的活動の総体である。(森, 1996)本研究では、特定な宗教以外の信仰を指す。

中国は5000年歴史を持つ信教の自由がある国であるが、新中国の成立後、文化大革命という特殊な時期を経験したため、現在、定年退職した高齢者は一般的に若い頃から無神論的な考え方の影響を受けている。このような背景から、宗教とスピリチュアリティが高齢者の老後の生活にどのような影響を与えるかは、高齢者の生活の質の向上、心身健康の維持、または高齢者福祉施設のサービス向上など、重要な意義がある。

本研究の目的は、中国の高齢者の福祉に焦点を当て、宗教とスピリチュアリティが彼らの老後生活にどのような影響を与えるかを明らかにし、福祉向上のための具体的な方策を提供することである。

## 二、研究対象と方法

### 1. 調査対象

本研究は、宗教やスピリチュアリティを信じる定年退職後の中国人を対象としてインタビュー調査を実施した。2023年11月から2024年1月上旬まで調査項目の調整や対象者の選定などを準備し、2024年1月中旬から中国の煙台市出身の15名の対象者を現地またはオンラインインタ

表1. 対象者の基本属性一覧

	性別	年齢	学歴	前職	仏教	道教	キリスト教	スピリチュアリティ
A	女	60	高卒	銀行員				○
B	女	67	高卒	保険会社マネージャー	○			
C	女	61	高卒	銀行員				○
D	女	73	大卒	高校教師(共産党党员)	○			
E	女	67	高卒	保険会社部長				○
F	女	70	中卒	工場従業員			○	
G	女	65	高卒	工場従業員			○	
H	女	65	高卒	自営業者		○		
I	女	63	高卒	銀行員				○
J	女	71	高卒	電力会社課長(共産党党员)		○		
K	男	70	中卒	自営業者	○			
L	男	68	高卒	農民	○			
M	男	70	高卒	私営企業社員			○	
N	男	73	小卒	農民	○			
O	女	62	大卒	医者(共産党党员)		○		

インタビューに基づいて、筆者作成

ビューをした。

## 2. 調査方法

インタビュー調査の所用時間は1時間30分程度とし、参加者の承諾を得てレコーディングをして記録した。調査はインタビューガイドラインに沿って実施し、調査項目は①宗教やスピリチュアリティに初めて触れた経験や、そのきっかけについて、②現在の宗教観又はスピリチュアリティ観について、③若い頃と比べて、宗教やスピリチュアリティに対する考え方の変化について、④宗教とスピリチュアリティはあなたの人生に与える影響について、とした。

## 3. 分析方法

インタビュー調査では、レコーディングされた記録から逐語録を作成し、グラウンデッド・セオリー・アプローチ(M~GTA)の手法を用いた。データから概念を生成するために、分析ワークシートを利用し、概念間の比較や関係を検討した。この作業により、カテゴリーを生成した。分析の結果については、図1に示した。

## 4. 倫理的配慮

本研究実施にあたりインタビュー調査では、調査に先立

ち文章でインタビューの目的、方法、日時、個人情報保護について、得られた情報は研究以外には使用しないこと、研究協力は任意であり全ての段階で自由意志により辞退することが保障されていることを示し、更に、調査開始前に、口頭で説明し同意について電子媒体で署名を得た。

尚、本研究は、東京福祉大学・大学院倫理規定に基づき、2024年2月倫理審査を受けて承認を得た上で、倫理規定に則って行った。(承認番号:第2023-14号)

## 三、結果

### 1. 調査対象の基本属性について

今回の調査対象の基本属性については、表1で示している。対象者の年齢は60歳から73歳までの範囲にあり、性別については、女性が11人、男性が4人である。学歴と職業については、ほとんどの参加者が高校卒業または大学卒業の学歴を持ち、さまざまな職業経験を持っている。宗教信仰については、対象者の宗教信仰は多岐にわたり、スピリチュアリティ、仏教、キリスト教、道教など複数の宗教がある。特にスピリチュアリティ信者が相当数を占めており、仏教信者も多いである。これは先行研究と一致していることがわかる。

総合してみると、対象者は年齢や学歴、職業のバックグ

ラウンドが豊富であり、宗教信仰も多様で個々の選択の自由度が高いことがわかる。また、宗教とスピリチュアリティを追求する方低教育水準や低所得層を中心にしていた状況から、現在では一定の教育を受け、社会的地位が高く、中高所得者が明らかに増加している傾向を示している。

## 2. 生成された概念、定義と具体例

グラウンデッド・セオリー・アプローチ (M~GTA) の手法を利用して、グループごとに共通する【概念】を題名として、今回は25個の概念が生成された。また、表二の示す通り、各概念が定義され、具体的な例も挙げられた。

インタビューによって、宗教とスピリチュアリティが調

査対象の生活に与える影響は一定ではないことがわかる。異なる人生の段階では、宗教とスピリチュアリティの影響も異なる。

先行研究から、宗教とスピリチュアリティは人のストレス対処力を高めることがわかる。(戸ヶ里・井出, 2018) 人生で重大な挫折や変化に直面した時、宗教とスピリチュアリティはストレスを解消する手段や心の支えとして機能することがある。特に、突然の宗教転向は、激しい情動的ストレスや危機を引き起こしやすいことである。(Ullman, 1982) 例えば、調査対象者のDさん、共産党員として、元々は無神論者だが、重病などの大きな挫折を経験した後、宗教に興味を持ち始め、自身も宗教が自分の身体と心理の健

表2. 生成された概念、定義と具体例

	概念	定義	具体例	事例数
1	心の支え	精神的な安定や安心感を提供する要素や手段	息子の死後、私はうつ状態に陥りそうになったが、スピリチュアリティを始めたおかげで、精神に安らぎを見出すことができました。A58	12
2	悩み対処	直面する心理的問題や困難に対処する	人生のあらゆる疑問の答えは経典の中にあります。A82	4
3	ストレス軽減	ストレスを減少させる	家事が煩わしく感じ、イライラする時、仏教で言うところの執着を捨てて、自分にあまりプレッシャーをかけないように。B32	6
			霊修グループでの交流のおかげで、誰にでも欠点があることを理解しながら他人の問題に耳を傾け、自分に厳しくせず、自分の中のストレスを減らすことができました。H44	
4	孤独感軽減	孤独や孤立感を減少させる	毎週、霊修読書会に参加することで、退職後の生活がそんなに孤独ではなくなりました。C4	4
5	生きがい	意義や喜びを感じることができ、人生の目的や価値観を指す	老人ホームでのボランティア活動に参加します。G53	7
			他人を助け、神の力を彼らに伝えます。M11	
6	希望	未来に向かって持つ願望や期待	病気のため、身体の苦痛から生存の希望をほぼ失っていましたが、宗教に触れることで、生活に再び期待を抱くようになりました。D23	2
7	幸福感	満足感や喜びを感じる心の状態を指す	仏教は、苦の本質を理解し、苦から解放されて内心の平穏と解脱を得ることを通じて幸福を実現します。D39	6
			他人を助けるとき、自分も同時にとても幸福を感じました。C15	
8	死に対する理解	死や終末期に対する深い理解や受容のことを指す	終末期の高齢者への看取りにスピリチュアリティの仲間と共に参加し、その期間中に死というものに新たな理解を得ました。E10	2
			母親の死を経験し、その過程で家族とともに霊修の経典を通じて励まし合い、死の意味を理解し、最終的に平静を保ちながら受け入れ、直面することができました。I57	
9	家族関係の改善	家族間の理解と支援を促進する	以前、私はいつも子供たちに腹を立てていました。現在、私は信仰を通して、赦し、自分への赦し、他人への赦しの意味を理解するようになりました。I18	4

10	社会的な結びつき	社会とのつながりや交流を強化する	スピリチュアルな学びを始めてから、社会とのつながりが増加し、多くの志を同じくする友人を知ることができました。A21 以前、私は他人と接触することを嫌っていましたが、今では定期的に様々な学習活動を主催し、積極的に他人と霊的な経験を共有しています。G8	10
11	社会的な支援	より良い社会的支援を受けることを意味する	教会は地域の一人暮らしの高齢者を手伝うために行き、私はそこで初めてキリスト教に触れました。F7	2
12	伝統と文化の継承	伝統的な価値観や宗教文化を次世代に引き継ぐ	元々私は西洋医学の専門家であり、退職後に中医学を研究し始め、その過程で道教に興味を持ち始めました。O66 私は退職後、時間が豊富にあるので、よく仏典を书写するのが好きです。仏典には多くの知恵があり、現代人の生活にも指針となる要素があると感じています。D47	3
13	社会責任感	社会に対して貢献し、役割を果たす意識や義務感	一人一人が修行すれば、世界全体もより良くなると L13 私たちは修行を始める人々が種子であり、そのエネルギーをより多くの人々に伝えていく必要があります。E36	9
14	宗教的な排他性	特定の宗教や信念を持つ人々が他の宗教や信念を排除する傾向のこと	イエスを信じると、家に財神を祭ることはできなくなります。M70	4
15	社会的孤立	社会から孤立し、つながりや支援を感じられない状態	今の私はまだ不十分で、最終的には世俗から抜け出し、静けさと自由を得ることが本当の第一歩だと思います。N22	2
16	家族関係の疎離	家族間の距離や分断が生じ、相互の関係性が希薄化すること	旦那はこれらのことを信じていません。これについて話すすと、彼は私と口論しがります。H47	2
17	適度な運動	適切な量と強度の運動を行うこと	初めは体調が良くないため、友人の紹介で太極拳をやりながら、食事の補助法を始めました。J12	4
18	健康的な飲食	バランスの取れた栄養摂取を意味する	暴饮暴食は避け、食事は節制を心がけると常に J31	5
19	禁煙と禁酒	タバコとアルコールの摂取を控えること	今、私はタバコを吸わず、酒も飲まず、中毒性のあるものは一切触らないです。N24	3
20	経済的な支援	財政的な援助や助成を受けること	教会の兄弟姉妹が困っている時、私たちも手助けします。金額は問いません、心からの気持ちです。G33	2
21	宗教活動の収入	宗教団体や教会などが得る資金や収益のこと	先生が私たちをスピリチュアルな修行に導いてくれます。私たちは先生に一定の報酬を支払います。将来、私たちも他の人を導くことができるようになります。E52	2
22	再就職	新しい職場や仕事に就くこと	教会が私に現在の家政婦の仕事を紹介してくれました。F19	1
23	宗教による特殊な飲食	特定の宗教的信念や規則に基づいて食事を制限または選択すること	私は早くから茹素を始めていて、孫娘も私と一緒に仏教を学んでいるので、今ではほとんど肉を食べなくなりました。B73	1
24	信仰に基づく消費行動	個人の宗教的信念や価値観に基づいて商品やサービスを購入すること	私は修行にかかるすべての費用をかけても価値があると感じています。K59	3
25	医療拒否	医療処置や治療を受けることを拒否すること	当初、医師が3回手術をする必要があると言いましたが、私は内なる導師から手術は必要ないと告げられ、最終的に手術を受けずに我が意を貫きました。D83 生老病死都是人生の試練であり、命に逆らうことはできない。N74	2

康に積極的な影響を与えていると認識している。このことは、調査で宗教とスピリチュアリティに接触した主な原因として挙げられていて、調査対象の中で7人があり、全体の割合の46.7%を占めている。

さらに、年齢の増加に伴い、調査対象者は宗教とスピリチュアリティに対する理解も変化した。先行研究により、宗教とスピリチュアリティは多くの要因に影響されるが、主に社会的な要因（宗教政策、社会の開放度など）、個人的な要因（個人の遭遇や心理的ニーズ）、および宗教的な要因（宗教教義、組織構造、儀式活動）によって影響される（蘇, 2008）。さらに、信仰には家族や友人（陳, 1994）、健康状態（晁, 2005）、心理的な不均衡（曾, 2005）、現実的な困難（崔, 1996）、公共文化の供給と社会保障（鄭ら, 2010）などの要因も影響を及ぼす。

本研究の対象者には、自身の体の衰えや健康状態の悪化を感じ、特に親や身近な人の死を経験することで、新たな宗教とスピリチュアリティに対する理解が生まれ、自身の年齢に伴うさまざまな変化に対しても異なる考え方をもちた。宗教とスピリチュアリティを通じて、死や死後の世界について描写することで、死の恐怖が減少し、年齢の増加による体の衰えや死に対しても受容しようになる。

同時に、宗教とスピリチュアリティは調査対象者に現在の生活をより大切にできるよう促し、加齢を受け入れ、より健康な生活習慣やより円満な人間関係を追求するように努力する。また、高齢を自身の強みと捉え、自分の人生経験と能力を活かし、より多くの社会的責任を引き受け、新たな人生の意義を追求し始めた。

しかし、宗教とスピリチュアリティへの過度な依存や盲信は、消極的な影響をもたらすことがある。調査結果により、15人の中で、3人がこのような傾向が表れたことがわかる。具体的な表現として、家族との間で宗教やスピリチュアリティに対する考え方に対立が生じており、特に宗教やスピリチュアリティに過剰な時間や金銭を投資することが矛盾の主な原因となっている。さらに、特定の宗教的規則が他の家族の正常な生活に影響を与えているという点も挙げられる。

### 3. 宗教とスピリチュアリティから中国の高齢者の老後生活に与える影響

宗教とスピリチュアリティがさまざまな側面面で高齢者の退職後の生活に影響を与える。日本の先行研究から見ると、宗教・スピリチュアリティと福祉の関連は、多角的な視点から理解されていて、特に実践的な面での関連が緊密と見られる。（秋山, 2010）

中国の場合は、先行研究は著しく少ないが、王子龍氏は、

「中高年の人々は、「ツールニーズ」に基づいて宗教を信じ、それが社会的リソースを得る手段や不利な状況に対処する手段と見なす。」（王, 2022）と考えている。

本研究は、福祉の視点から、宗教とスピリチュアリティが高齢者に与える影響について、有益な面と有害な面の二つの観点から検討するものである。

まず、有益な影響としては、心理的な支援と社会的な支援が挙げられる。宗教やスピリチュアリティは、心理的な安定感を提供し、また、社会的な支援ネットワークの形成に寄与することで、高齢者の精神的な健康を支える役割を果たしている。また、信仰による心の安定はストレスの軽減やポジティブな思考の促進に繋がり、心理的・身体的な健康の向上にも寄与する。さらに、宗教活動を通じて家族の絆が深まり、同じ信仰を持つ人々との社会的な繋がりが強化されることで、家族関係の改善と社会的な繋がりが促進される。加えて、宗教団体やコミュニティからの経済的な支援を受けることで、生活の安定や社会復帰が図られる点も有益な影響の一つである。

一方、有害な影響として考えられるのは、宗教とスピリチュアリティへの精神的な依存である。過度な依存が生じると、自立した生活が困難になる恐れがある。また、信仰によって医学的な治療や診療を拒否するケースが発生し、健康管理に支障をきたす可能性もある。さらに、宗教活動や寄付に対する過度な支出が家庭経済に負担をかける場合もあり、これが家庭全体の経済的な安定に影響を与える可能性がある。

これらの側面を考慮し、宗教とスピリチュアリティの役割が高齢者の福祉に与える影響を研究することが重要だと考えられる。

## 四、考察と限界

### 1. 考察

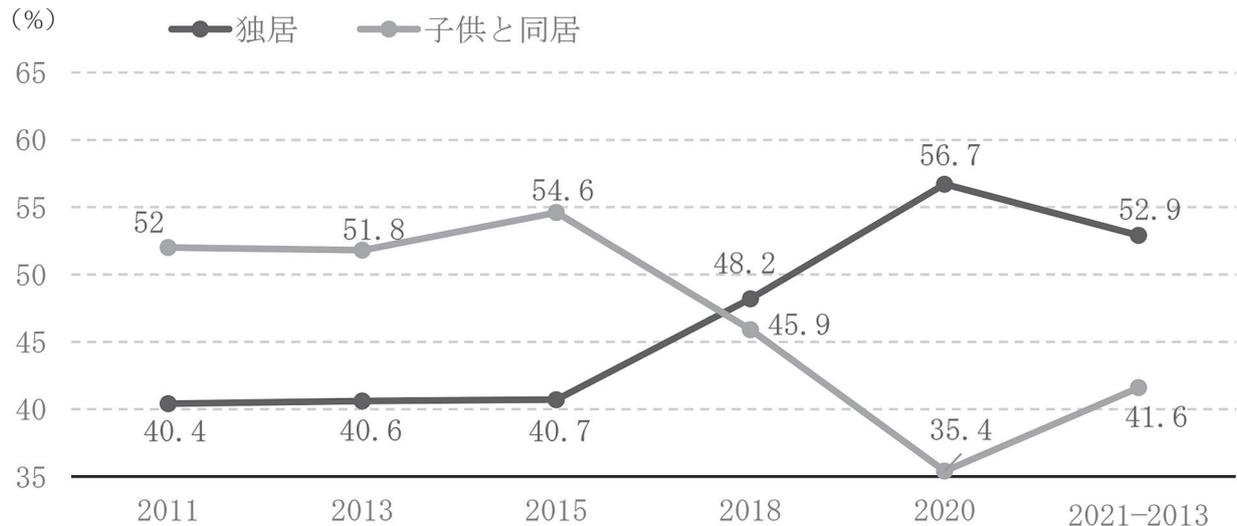
加齢と宗教やスピリチュアリティへの信仰は、さまざまな要因によって密接に関連している。

#### ①生の終わりに対する意識の高まり

加齢とともに、人は死をより意識するようになる。人生の終わりが近づくことで、死後の世界や死そのものに対する不安が増すことが人間として自然的に生じる感情である。宗教やスピリチュアリティは、これらの不安を和らげ、死後の安心や希望を提供し、また、人生の意味や目的について深く考えるようになり、宗教やスピリチュアリティがその答えを提供することで信仰が深まることにつながる。

#### ②社会的・心理的サポートの必要性

高齢になると、家族や友人を失うことが多く、特に、図2



注：標本数＝54286 「独居は一人で居住と一人で住むことと、配偶者と二人だけで住むことの両方が含まれる。」

データソース：中国健康及び養老の追跡調査

出典：中国ビジネスニュース・中国青年網、2024. 図を元に筆者が手を加え改変

[https://finance.youth.cn/finance\\_gdxw/202404/t20240410\\_15186173.htm](https://finance.youth.cn/finance_gdxw/202404/t20240410_15186173.htm)

図2. 中国高齢者独居・子供と同居の変化傾向

で示しているように、中国の一人っ子政策により、独居老人の比率は全体の半分以上を超え、高齢者の孤独感が増していることがわかる。(趙, 2024) 宗教コミュニティは社会的なつながりを提供し、孤独感を軽減する重要な役割を果たしている。さらに、宗教やスピリチュアリティは精神的な安定や心の平安をもたらす、ストレスや不安を和らげるための重要な手段となる。

### ③健康の問題

加齢に伴う病気や身体の衰えに直面することで、自分の力ではどうにもならないが増える。このような状況で、宗教やスピリチュアリティが持つ癒しの力や支えを求められるようになることが理解できる。一部の宗教やスピリチュアリティは、病気や苦痛からの癒しを提供すると信じられており、これが信仰の動機となることがわかる。

### ④過去の体験と文化的背景

幼少期に宗教教育を受けた場合、高齢になって再び信仰を持つことも存在している。若い頃に植え付けられた信仰は、人生の後半で再び重要性を増すことがある。また、文化や伝統が強く宗教と結びついている場合、その影響を受けやすく、信仰が深まることがある。一部の高齢者は、教育や社会環境の影響により、青年期から宗教やスピリチュアリティと疎遠になっていた。しかし、時代の発展、社会の進歩、そして宗教信仰の自由度の向上に伴い、再び宗教やスピリチュアリティに信仰を持ち始めるようになった。

### ⑤倫理と道徳の指針

宗教は道徳や倫理の指針を提供し、高齢者が人生の最後の段階でそれに従うことで安心感を得ることができる。また、宗教は善行を奨励し、他者への奉仕や慈善活動を行う動機ともなるため、自己の価値や生きがいを再確認することができる。

しかし、宗教とスピリチュアリティの役割が高齢者の福祉に与える影響は、多様で複雑な側面を持っていることが示唆される。主に精神的な生活に影響を与えるが、物質的な生活にも影響を及ぼすことは無視できないと認識できる。

また、これには有益な影響だけでなく、有害な影響も考慮する必要がある。特に高齢者福祉の実践においては、有害な影響を極めて注意して避けるべきである。例えば、過度に信仰に偏りすぎて現実的な問題を無視する、経済的な負担を強いる、宗教的な抑圧や排他性が生じるなどのリスクがあることである。

したがって、バランスを保ちながら宗教やスピリチュアリティを活用し、高齢者の福祉にプラスの影響をもたらすよう努める必要がある。

## 2. 限界

本研究では全ての高齢者の信念や実践を網羅することはできなく、今後文化的な違いや地域差異も考慮する必要がある。

今後の研究では、これらの側面をより詳細に検証し、高

高齢者の生活の質と福祉を向上させるための具体的な方策を提供することが重要であると考えられる。

## 五、謝辞

本論文をまとめにあたり、ご指導いただきました東京福祉大学・大学院研究科長 伊東眞理子教授、東京福祉大学・大学院社会福祉研究科 尹文九教授に心より感謝申し上げます。

## 文献

- 秋山智久 (2010)：社会福祉と宗教-実践の一つの源泉. 学苑人間社会学部紀要 No.832 2010.2,6-7.
- 趙耀輝 (2024)：1.6億の高齢者が自立して暮らしている：半数は「80歳以上」高齢者介護サービスをどう提供するか. <https://export.shobserver.com/baijiahao/html/736482.html> (2024.5.3 検索)
- 陳蘇寧 (1994)：新時代の中国の農村宗教の特徴と原因に関する簡単な考察. 求索 1994 3巻, 46-49.
- 晁国慶 (2005)：現在農村部の宗教が盛んでいる理由. 广西社会科学 2005 第5期, 176-178.
- 中華人民共和国国家統計局 (2001)：2000年第5回国勢調査主要データ速報. [https://www.gov.cn/gongbao/content/2001/content\\_60740.htm](https://www.gov.cn/gongbao/content/2001/content_60740.htm) (2023.9.2 検索)
- 中華人民共和国国家統計局・王萍萍 (2024)：総人口は減少し、質の高い人口開発が成果を上げている. [http://www.ce.cn/xwzx/gnsz/gdxw/20240118/t20240118\\_38870849.shtml](http://www.ce.cn/xwzx/gnsz/gdxw/20240118/t20240118_38870849.shtml) (2023.9.3 検索)
- 中華人民共和国国務院 (1978)：国務老弱病残幹部の安置に関する暫定施行法. [http://www.pingle.gov.cn/ggfw/bmfw/shbx/ylbx/202309/t20230911\\_2562763.html](http://www.pingle.gov.cn/ggfw/bmfw/shbx/ylbx/202309/t20230911_2562763.html) (2023.9.5 検索)
- 中華人民共和国国務院 (1978)：国務院労働者の退職に関する暫定施行法. [http://www.pingle.gov.cn/ggfw/bmfw/shbx/ylbx/202309/t20230911\\_2562763.html](http://www.pingle.gov.cn/ggfw/bmfw/shbx/ylbx/202309/t20230911_2562763.html) (2023.9.5 検索)
- 中華人民共和国国務院新聞広報室 (2018)：中国における宗教的信仰の自由を保護するための政策と実践. [https://www.gov.cn/xinwen/2018-04/03/content\\_5279419.htm](https://www.gov.cn/xinwen/2018-04/03/content_5279419.htm) (2023.9.12 検索)
- 中華人民共和国民政部・国家高齢化弁公室 (2023)：2022年度国家老齡事業發展公報. <https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202312/P020231214405906944856.pdf> (2023.9.2 検索)
- 中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会 (1996)：老年人權益保障法 第一章の第二条. [https://www.gov.cn/guoqing/2021-10/29/content\\_5647622.htm](https://www.gov.cn/guoqing/2021-10/29/content_5647622.htm) (2023.9.3 検索)
- 中華人民共和国全国人民代表大会 (1982)：中華人民共和国憲法第36条. [https://www.gov.cn/test/2005-06/14/content\\_6310\\_3.htm](https://www.gov.cn/test/2005-06/14/content_6310_3.htm) (2023.9.12 検索)
- 中国ビジネスニュース・中国青年網 (2024)：1億6,000万人の高齢者が自立して暮らしている：半数は「80歳以上」高齢者介護サービスをどう提供するか. [https://finance.youth.cn/finance\\_gdxw/202404/t20240410\\_15186173.htm](https://finance.youth.cn/finance_gdxw/202404/t20240410_15186173.htm) (2023.4.28 検索)
- 中央組織部・人力資源社会保障部 (2015)：県区級女性幹部および高級職称を持つ女性専門技術者の退職年齢に関する通知. [http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/dongtaixinwen/buneyaowen/201503/t20150331\\_155285.html](http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/dongtaixinwen/buneyaowen/201503/t20150331_155285.html) (2023.9.5 検索)
- 黄慶波・郭平・陳功 (2015)：中国高齢者の信仰とその変化. 人口及び發展 2015年第3期, 94-100.
- 森宏一 (1996)：哲学事典. 青木書店, 東京.
- 王子龍 (2022)：中高年層の医療保険と宗教：影響の影響とメカニズムの分析. 広東財經大學修士(保険学)学位論文.
- 崔森 (1996)：成都における仏教信者の調査. 宗教学研究 1996 3期, 83-87.
- 蘇祥 (2008)：中国の農民キリスト教徒が宗教を信じる理由の探求. 法制与社会, 2008 12巻, 282-283.
- 曾和平 (2005)：新疆におけるキリスト教に関する調査. 新疆社会科学 2005年第6期, 56-59.
- 鄭風田・阮栄平・劉力 (2010)：リスク、社会保障、農村部の宗教的信念. 經濟学(季刊)、2010年 3, 829-850.
- 戸ヶ里泰典・井出訓 (2018)：ストレス対処力概念 sense of coherence と信仰との関連性. 日本健康心理学会 ポスター, 107.
- Ullman C. (1982)：Change of mind, change of heart: Some cognitive and emotional antecedents of religious conversion. Journal of Personality and Social Psychology, 42, 183-192.

## The Influence of Religion and Spirituality on the Post-Retirement Life of Elderly Individuals in China: Viewed from a Welfare Perspective

Jiachen WANG

Director  
Mariko ITO

Graduate School of Social Welfare Doctoral Program,  
Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Ikebukuro Campus)  
4-23-1 Higashi Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 170-8426, Japan

**Abstract :** In recent years, China's aging population has been progressing at an unprecedented speed and scale, leading to active research on the quality of life and physical and mental health of the elderly. However, much of this research has focused on social policies and economics. With the growth of the economy and changes in social environments, there is an increasing number of elderly individuals seeking spiritual fulfillment. Concurrently, there has been a rise in religious believers in China, with a tendency towards new religious movements and spiritual beliefs alongside traditional faith. While more elderly individuals are turning to religion and spirituality, research on the impact of these factors remains insufficient. This paper aims to shed light on the influence of religion and spirituality on the welfare of China's elderly population, providing specific strategies for improving welfare outcomes.

**Key words :** Religion, Spirituality, Elderly Individuals in China, Post-retirement life



## 【調査報告】

戦時下のコタバル日本語学校とソクラーの状況  
ー コタバルとソクラーの調査報告 ー

山口雅代

東京福祉大学 教育学部(名古屋キャンパス)

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-16-29

(2024年10月18日受付、2024年12月12日受理)

抄録：2024年7・8月に実施したマレーシア・コタバルとタイ・ソクラーでの調査報告である。コタバル調査の結果、コタバル日本語学校は当時のIsmail English School (IES) に置かれていたことがわかった。日本軍は、1941年12月8日コタバル上陸後、マレーを占領すると、Sultan Ismail College (SIC)の前身である、英語を教えていたIESを閉鎖させ、日本語学校を開校させた。1943年8月までマラヤ出身の校長が日本語を教えていた。コタバルは、1943年7月タイに割譲された後、日本語学校でタイ暦が使われていたことがSICに残されていた資料から見て取れた。ここがコタバル日本語学校であったと考えられる。ソクラー調査の結果、日本軍1万人が上陸し、タイ人労働者を使っていたことがわかった。諜報工作を担ったシンゴラ領事館はなくなっていたが、もう一方の諜報工作を行っていた瀬戸医師の「回生病院」の建物は残っていた。

キーワード：コタバル日本語学校、Sultan Ismail College (SIC)、Ismail English School (IES)、シンゴラ領事館、回生病院

## 緒言

## 1. はじめに

戦時下に存在したコタバル日本語学校の場所について、2023年3月マレーシアのクランタン州コタバルで調査を実施した。その結果、コタバル日本語学校が、Sultan Ismail Collegeに置かれていた可能性について示唆した。しかし、資料がなく確定には至らなかった。そこで、今回コタバルで再調査を行った。また、日本軍上陸前にコタバルの地理を探るなどしていた諜報工作の拠点であった、南タイのシンゴラ(ソクラーの旧名)領事館も併せて調査することにした。戦時下、コタバルとソクラーは、鉄道で行くことができた(地図1参照)が、現在は廃線になり、コタバルからタイへ入る鉄道は通っていない。2024年7月時点でマレーシアとタイの国境地域は外務省から危険情報のレベル3(渡航中止勧告)が出され<sup>1)</sup>、簡単に行き来できない状況であった。こういった国境の危険地域や夜間着を避け、空路を利用した。そのため、コタバルとソクラーの移動に各2日費やした。実際に調査できたのは、コタバル滞在(7月22日(月)~7月27日(土))の23日(火)から26日(金)まで、ソクラー滞在(7月31日(水)~8月5日(月))の8月1日(木)から4日(日)までであった<sup>2)</sup>。

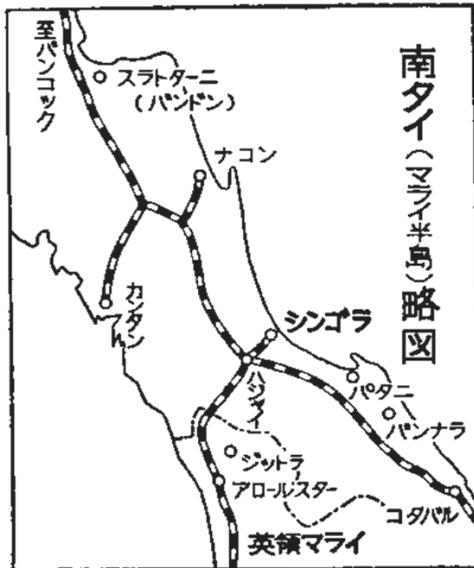
今回も前回と同様、コタバルではZafrani Arifin(以下ザ

フラニ)氏に調査を助けていただいた。ソクラーでは、チェンマイ大学のSaranya Kongjit先生からプリンス・オブ・ソクラー大学パッタニーキャンパスのNisakorn Thongnork(以下ニサーコーン)先生を紹介していただき、ソクラーについて聞くことができた。

調査報告の前に、2で先行研究としてコタバル日本語学校とシンゴラ領事館について述べた後、コタバルとソクラーでの調査について報告する。結論で、調査で明らかになったことと今後の課題について言及する。なお、マレーシアは、戦前・戦中においてマレー、マライ、マラヤと呼ばれる<sup>3)</sup>が、呼称は引用文献を優先する。

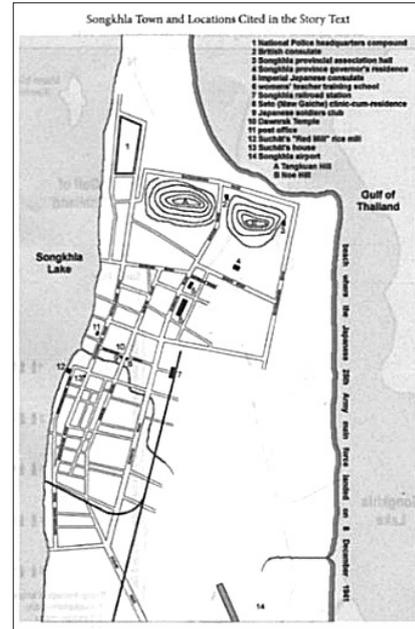
## 2. 先行研究：コタバル日本語学校とシンゴラ領事館

戦前、英領マラヤのクランタン州コタバルは、1941年12月8日に日本軍上陸後、日本軍によって占領され、1943年7月に東条英機首相がタイのピブン首相と会談、その折に「友好関係強化と領土割譲に関する共同声明」を発表し、それから1945年8月までタイ領であった。コタバル日本語学校については、北村(2017)が糸原周二校長の家に保存されていた書類や手紙を公開している。それによると、1944年6月20日に日本文化会館からバンコク日本語学校教授の辞令が出され、その後日本文化会館教育部長から1944年12月21日に「日本文化会館教育部日本語教師糸原周二



地図1. 鉄道図(畠山(1972:21))

コタバル日本語学校々長ヲ命ズ」とした辞令が出されたことを報告している。また手紙の中には「北マレーのケランタン州にあるコタバルにある日本学校を今度文化会館で経営することになり、初代校長さんとして一月から赴任しました」とあり、ハウブンキャッツという名の生徒の作文に「コタバル州立日本語学校」に「コタバル州立」と「語」に線を引いて消し「日本学校」と添削してある。北村は、糸原校長が日本学校とした理由は不明であると述べている。しかし、生徒が書いた「綴り方」はコタバル日本語学校となっている。また、糸原校長は、1945年から1年バーンバートンで抑留生活を送った後、1946年に帰国したとしている。山口(2019)は、コタバルに日本語学校ができた理由として、北村(2017)が公開した糸原校長の手紙により、マレー人だけの日本語学校があり、それを日本文化会館が引き継いだことに言及し、教師も設備も揃っていたからだと述べている。コタバル日本語学校との記述はないが、松永(2002)は、日本語学習者のインタビューから1941年12月にオープンしたクランタン州立日本語学校がマラヤで最初の日本語学校で、戦前は英語学校であったと述べている。山口(2024)は、南方特別留学生のマライI期生の8名の中にコタバル出身のNik Yusof Ali(以下ユソフ)氏が1943年7月5日から1944年3月14日まで国際学友会で学び、1945年4月に広島文理大学に入学、1945年8月7日に被爆死亡したと報告している。また、コタバル日本語学校が、Sultan Ismail College(以下SIC)に置かれていた可能性について述べているが、詳しい言及はしていない。



地図2. ソンクラエ地図(William(2022:70))

1941年4月1日に開館したシンゴラ領事館について山口(2019)は、勝野領事が地理や地形の調査を依頼し、コタバルの地図も手に入れ、バンコクに渡したことを報告している。さらに、コタバル日本語学校糸原校長と勝野領事が情報を得ていた共通人物として芝儀一をあげている。畠山(1972)は、医師の芝儀一がパンナラに住んでおり、勝野は英領マライの情報を芝から得ていたと述べている。William(2022)は、勝野について詳しく報告している。それによると、中国語に堪能であったこと、コタバル領事館を中国人に開放し、情報を得ており、信頼している中国人にコタバル偵察に向かせ、その情報を元に領事館にいた大曾根少佐にコタバルの地図を書かせたこと、在タイ大使館武官田村浩にその地図を売ったことを報告している。また、コタバルでは医師の瀬戸と相談するよう言われていたと述べている。瀬戸(2013)によると、ソンクラエで父親が医者として「回生病院」を掲げ、1935年ごろ特攻機関として「回生病院」を本部にスパイ活動をはじめたと述べている。また、瀬戸(1995)は、バーンブアトーンで芝儀一の家族がいたことや、タイ残留を認められていたのに急に日本へ強制送還されることになった中に芝夫人一家がいたと述べている。

地図2には、日本領事館があった場所などが示されている。また日本軍が上陸した長い海岸線が見て取れる。柿崎(2014)によると、ソンクラエはマラヤへの進軍にもっとも便利な場所であったことから、マレー進攻部隊の上陸地点に選ばれたとし、最初に上陸した日本軍は1万と見積もら

れ、その後も部隊や物資の上陸が続いたことから、ソクラーはタイの中で最も日本軍の影響を受けていたと述べている。

以上の先行研究から、コタバル日本語学校は日タイ文化会館の辞令から糸原校長が赴任した1944年12月21日から1945年8月までコタバル日本語学校として開校していたことや、コタバル日本語学校は、SICに置かれていた可能性が出てきた。そこで、コタバルでこれらについて再調査を実施した。ソクラーでは諜報工作を行っていたシンゴラ領事館や瀬戸医師の「回生病院」があった。そこで、これらが現在どうなっているのか報告する。

## コタバル・ソクラー調査

### 1. コタバル再調査

コタバルでの再調査にあたり、ザフラニ氏から利便性のよいホテルを教えてもらい、コタバル行きの目的をホテルにメールで知らせ協力を依頼した。広報の方からSICの日本語教師のR先生を紹介していただくことができた。R先生と事前にコンタクトを取り、SIC訪問の希望を伝えたところ、訪問には教育省の許可が必要とのことで、ザフラニ氏に教育省へ訪問の許可を得るため、7月17日(水)に教育省に行っていた。しかしながら、許可が下りるまでに2週間かかることがわかり、調査時には間に合わなかった。そこで、7月23日(火)にザフラニ氏と共に直接教育省をお願いに上がったが、許可は下りなかった。ただ、R先生のご厚意により正式な訪問ではないが、25日(木)にSICを見学することができた。また、ザフラニ氏からコタバルの日本語学校について書かれたマレーシア語の資料(Nik Mohamed Bin Nik Mohd Salleh (1987) (1988))をいただいた。以下でその資料と、SIC見学時の資料について報告する。

#### 1.1 Nik Mohamed Bin Nik Mohd Salleh (1987) (1988)の資料

Nik Mohamed Bin Nik Mohd Salleh (1935-2016)氏は、ザフラニ氏によると、クランタン州立博物館館長であった時に、日本語学校についての論文を2本書いたと述べている。それが、今回紹介する資料である。マレーシア語であったため、ザフラニ氏から日本語学校について書かれた箇所について英語で説明を受けた。Nik Mohamed (1987)の81・82頁を(1)、Nik Mohamed (1988)の82・90頁を(2)として日本語で要約したものを以下に記す。日本語訳は、Google翻訳を使ったが、ザフラニ氏に英語で確認を取った。

- (1-1)日本占領後、英語学校はすべて閉鎖されたが、クランタン州で唯一の英語学校であるIsmail English Schoolは日本語学校として再開された。
- (1-2)校長は、日本人と結婚していたBachik berasal dari bin Wan Chikさんで、娘のSharifahさんも日本語を教え、1943年8月まで勤務した。
- (1-3)この日本語学校は、1942年中ごろに開校し、最初の生徒にNik Yusof bin Nik Aliがいた。
- (1-4)1942年末、Bachikの息子のManapさんも日本語を教えた。
- (2-1)1936年1月5日、クランタン州政府は、Sultan Ismail陛下の名前にちなんで公立学校Ismail English Schoolの設立を決定した。
- (2-2)1941年12月から1945年9月15日までマラヤは日本軍に統治され、英語学校は閉鎖され、すべての学校で日本語が必修科目として教えられた。
- (2-3)1942年初頭のIESは、日本語学校と名称を変更し、マラヤ出身で日本人と結婚し、日本に住んでいたBachik berasal dari bin Wan Chikさんが1942年2月から1943年8月まで校長として勤務した。
- (2-4)この日本語学校は、クランタン州の主要な日本語学校である。

### 1.2 Sultan Ismail College (SIC)について

R先生とは、7月24日(水)の授業後にザフラニ氏と共に会ってお話を伺い、25日(木)午前授業前にSICに伺った。R先生は、SICの87期生で、ザフラニ氏は88期生であった。ザフラニ氏は、R先生の後輩にあたるが、これまで面識はなく、卒業生であっても簡単には学校の中に立ち入ることはできないため、卒業後SICに入るのは初めてだそうである。

クランタン州立学校のSICの前身は、1936年設立のIsmail English School (以下IES)である。SICの玄関には歴史を紹介する掲示板があり、必要な箇所を大きくしたのが、写真1.である。「(IES) 1936-1951」の下に「NIPPON GO DAIGAKU (1942年から1945年まで)」と記載されている。R先生によると「日本語学校」とのことである。R先生の案内で見学した資料館には、SICの歴史が詰まった資料が多くあり、その中の資料1 (Ibrahim (1976))には、「日本語学校」との記載があり、タイ暦「2486-2487」が書かれている。1943年から1946年までのスケジュールで、レベル1が20名、レベル2が7名、レベル3が18名、レベル4が9名、レベル5が4名で、58名の生徒が日本語を学んでいたことが見て取れる資料である。この資料では、1946年まで日本語を教えていたとなっている。

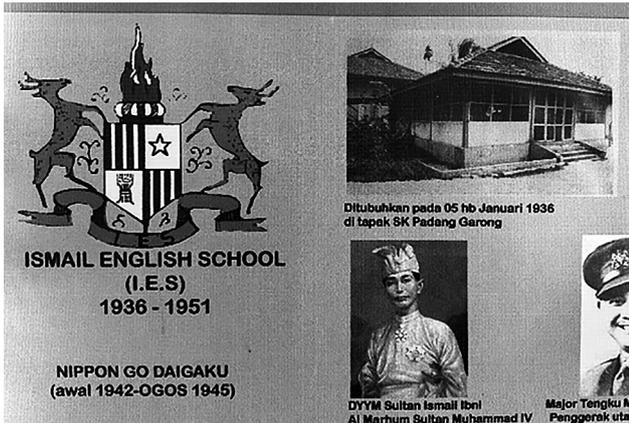


写真1. 学校の歴史(SICの掲示版)

戦後の学校の歴史は、1954年にIESからSICに名称を変更し、1962年に現在の場所に移転した。移転前の学校施設は、現在Sekolah Kebangsaan Pedang Garong (Pedang Garong国民学校の意、以下Pedang Garong小学校)<sup>4)</sup>となっている。写真1.の右上にある木造の建物が日本語学校として使われていたものである。Pedang Garong小学校では、その建物が今も使用されている。

## 2. ソンクラー調査

8月は、タイの大学の前期授業<sup>5)</sup>の繁忙期である。ニサーコーン先生とは、8月3日(土)に会ったが、その前の1日(木)・2日(金)は、ニサーコーン先生に教えていただいた旧市街や、防衛大学の吉嶺加奈子先生に教えていただいた博物館などを散策した。ソンクラーは、交通網が発達していない。シンゴラ領事館などを回るにあたり、ニサーコーン先生からタクシン大学のChowalert Tepradit (以下タ(Ta)先生)を紹介していただいた。4日(日)タ先生の車で、ソンクラーについて説明していただきながら回った。

3日(土)は、ソンクラーの歴史や、日本軍に関する展示のある、「Songhla Towards World Heritage Site」博物館を見て回った。ソンクラーは、日本軍が上陸した海岸線の反対側にソンクラー湖がある。地図2にある道路の入り組んだところが旧市街で、中華風の建物や中華風寺院など古い建物が残されている。ニサーコーン先生から「現在98才の僧侶が若いころ、日本軍の荷物を運んでいて、日本語はわからなかったが、日本兵が寝ているタイ人を起こす時に『ほら!ほら!』と言っていたことは、覚えている」との話を伺った。また、芝儀一という日本人医師の名前はわからなかったが、スパイ活動を行っていたとして瀬戸の名前が出された。

4日(日)は、タ先生と共にWilliam (2022:70)の地図にあった、シンゴラ領事館や瀬戸医師の「回生病院」を見て

JADUAL II  
Peperiksaan Akhir Tahun 2486-2487  
(1943-1946) Nippon Go Gakko.

Darjah	Ramai murid
1	20 orang
11	7 "
111	18 "
1V	9 "
V	4 "

資料1. (Ibrahim (1976:46))



写真2. 回生病院跡(筆者撮影)

回った。シンゴラ領事館の跡地と思われる場所には、新しい建物が建っており、領事館があった面影は全く残っていなかった。「回生病院」の建物は、現在も残っていたが、雑貨商となっていた(写真2)。店主はいなかったが、店番をしていたタイ人も戦時下に「回生病院」であったことは、知っていた。「回生病院」の周りで年配者を探したが、移住者が多く、戦時下のことはわからないとのことであった。他にも年配者のいそうなところで聞き取りを試みたが、多くは知らないとのことであった。中には「忘れた」と言いたくなさそうな年配者もいた。

## 結論

### 1. コタバル調査とソクラー調査の結果と考察

#### 1.1 コタバル調査結果と考察

コタバル調査の結果、次のことが読み取れる。クランタン州政府は、1936年に Sultan Ismail 陛下の名前にちなんで公立の英語学校 IES を設立した。日本軍は、1941年12月8日にコタバルに上陸した後、マレーを占領した。日本軍はマレーにおいて日本語教育を強要し、英語学校であった IES を閉鎖させ、日本語学校を開校させた。1942年2月から1943年8月まで、マラヤ出身で日本人の妻を持つ Bachik berasal dari bin Wan Chik (以下バチック) 先生を校長として日本語が教えられた。バチック先生の娘や息子も教えていた。最初の生徒として、南方特別留学生のマライ I 期生であり広島で被爆死したユソフさんも学んでいた。しかし、1943年8月からバチック先生が辞めてからの情報は何ら書かれていない。タイ領になると、タイ暦が使われ1943年から1946年まで5つのレベルで日本語が教えられた。北村(2017)の先行研究には、「コタバルにある日本学校を今度文化会館で経営することになった」としている。1943年7月にタイ領割譲の声明が出され、タイ領となったコタバルは、マラヤ出身のバチック校長が辞めた後、文化会館経営に移ったと考えられる。日本人である糸原校長が赴任し、コタバル日本語学校となった。1945年8月に糸原校長が去った後も、マレー人だけで日本語を続けて教えていた。ここがほぼコタバル日本語学校で間違いないだろう。

IES は、1954年に SIC と名称を変えた。1962年に SIC は現在の場所に移転、元の施設は Pedang Garong 小学校として利用されている。Pedang Garong 小学校には、当時日本語学校として使われた建物の一部が残っている。コタバル日本語学校は、SIC の前身 IES があった、現在の Pedang Garong 小学校に置かれていたと考えられる。

#### 1.2 ソクラー調査結果と考察

日本軍1万人が上陸した長い海岸線のソクラーは、旧市街に日本軍が駐屯した様子が見て取れ、歴史的建造物を残していた。旧市街から離れた所にあった、シンゴラ領事館の建物は残っておらず、新しい建物に変わっていた。しかし、旧市街にある諜報工作を行っていた「回生病院」の建物は今も残され雑貨商として使われていた。日本軍1万人上陸後、日本軍への対応に関してはタイ人労働者が関わっていたことがニサーコーン先生の供述からわかった。

### 2. おわりに

以上、山口(2024)で確定できなかったコタバル日本語学

校の場所について言及した。SIC の前身、IES が当時あった場所、現在の Pedang Garong 小学校にコタバル日本語学校が置かれていたことが調査から見て取れた。ただ、糸原校長の名前や生徒の名前は見つけることができなかったため、今後の課題としたい。また、先行研究で柿崎(2014)は、ソクラーがタイの中で最も日本軍の影響を受けていたとされていた。それならば、日本語の通訳はどうしていたのかという疑問がわく。今回、ソクラーの日本語教育について何ら見出すことができなかった。これも今後の課題としたい。

ソクラーは、イスラム圏のマレーシア・クランタン州コタバルと似通った雰囲気を持ったところであった。「1. はじめに」でも言及したが、タイとマレーシア国境地域は2024年7月時点で外務省から危険情報レベル3が出されていた。マレーシアを占領した日本軍は、コタバルをタイに割譲した。その地域の状況を顧みず、国境を変えた影響は大きい。

今後もタイやコタバルの研究協力者らと共に残された課題を追っていくつもりである。それが日本語教育史の蓄積につながると考えるからである。

## 附記

コタバル、ソクラーとも授業の繁忙期にも関わらず協力していただいた、R 先生、Nisakorn Thongnork 先生、Chowalert Tepradit 先生、Saranya Kongjit 先生に感謝申し上げます。また、ソクラーの案内書を作ってくくださった吉嶺加奈子先生、いつもご助言くださる北村武士先生、コタバル調査に協力していただいた Zafrani Arifin 氏、査読で至らない点をご指摘いただいた本学の先生方にも厚く御礼申し上げます。ご尽力いただきました皆様に深く感謝いたします。尚、今回の出張は科学研究費19K13240の助成を受け行いました。

## 注

- 1) 外務省「タイ 海外安全ホームページ:危険・スポット・広域情報」
- 2) 7月27日(土)~7月31日(水)バンコクで調査、27日(土)・31日(水)は移動日。
- 3) 以下「国立公文書アジア歴史資料センター 辞書検索『馬來(まらい)』」による。

マレー半島南部とボルネオ島北部からなる。イギリス植民地期にはマラヤ、英領マラヤなどと呼称され、日本占領期に馬來と改称された。同義語「マラヤ、英領マラヤ、マライ英領、マライ、マレー、英領マレー、マ

レイ英領、マレイ、マレイ半島、マレー半島、海峡植民地、馬來聯邦」

- 4) 以下「国際青少年サイエンス国際交流事業さくらサイエンスプログラム」による。

マレーシアの学校制度は、6・5・2・3制である。2学期制で、1学期は1月初旬から6月初旬まで、2学期は6月下旬から11月下旬まで。義務教育は6～12歳の6年間で、国民学校で行われる。中等教育は、中等学校(5年)で行われ、前期3年、後期2年となっている。高等教育は、大学、カレッジおよびポリテクニクで行われる。学士課程は3～5年。なお、大学入学者選抜に当たっては、中等教育修了後、中等学校ないし大学に置かれる準備課程を終える必要がある。

- 5) タイの大学はⅡ学期制で、だいたい前期は6月から10月、後期は11月から3月までである。

## 引用文献

Ibrahim bin Haji Abdul Rahman (1976) : Perkembangan Pelajaran Inggris di Kelantan 1917-1956. Jabatan Sejarah University Makaya.,Kuala Lumpur

外務省「タイ 海外安全ホームページ：危険・スポット・広域情報」

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfection\\_spothazardinfo\\_007.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfection_spothazardinfo_007.html#ad-image-0) (2024.7.10)

柿崎一郎 (2014) : 第2次世界大戦中の日本軍のタイ国内での展開—通過地から駐屯地へ—(上). 横浜市立大学論叢人文科学系列 65,1-2, 125-156.

北村武士 (2017) : 在タイ日本文化会館コタバル日本語学校について—糸原周二氏関連の資料から—. 日タイ言語文化研究 4, 145-158.

国際青少年サイエンス国際交流事業さくらサイエンスプロ

グラム

<https://ssp.jst.go.jp/survey/malaysia.html> (2024.9.20)

国立公文書アジア歴史資料センター 辞書検索「馬來(まらい)」

<https://www.jacar.archives.go.jp/das/term/00000583> (2024.12.2)

松永典子 (2002) : 日本軍政下のマラヤにおける日本語教育. 風間書房, 東京.

Nik Mohamed Bin Nik Mohd Salleh (1987) : Pendudukan dan Pentadbiran Tentera Jepun dan Tentera Thai di Negeri Kelantan 1941-1945. Warisan Kelantan VI ., Kuala Lumpur.

Nik Mohamed Bin Nik Mohd Salleh (1988) : Penuduhan danPerkembangan Isdmail English School Warisan Kelantan VII ., Kuala Lumpur.

畠山清行 (1972) : 続秘録陸軍中野学校. 番長書房, 東京.

瀬戸正夫 (1995) : 父と日本にすてられて. かのう書房, 東京.

瀬戸正夫 (2013) : 太平洋戦争に巻き込まれて. タイと共に歩んで, 泰国日本人会百年史, Bangkok.

山口雅代 (2019) : コタバル日本語学校設置における一考察—シンゴラ領事館との関係—. 日タイ言語文化研究 6, 101-114.

山口雅代 (2024) : チェンマイとコタバルでの調査報告—戦時下における日本語学校を中心に—. 東京福祉大学・大学院紀要 14, 1-2, 49-55.

William L. Swan (2022) : The Imperial Japanese Consulate in Songkhla, Thailand: Prelude to the Invasion of 8 December 1941 Journal of Asia-Pacific Studies., (Waseda University) No.43,1-84.

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/wiapstokyu/43/0/43\\_1/\\_pdf/-char/en](https://www.jstage.jst.go.jp/article/wiapstokyu/43/0/43_1/_pdf/-char/en) (2024.7.28)

## Situation at the Kota Bharu Japanese Language School and Songkhla During WWII : Report on Investigations into Kota Bharu and Songkhla

Masayo YAMAGUCHI

School of Education, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Nagoya Campus)  
2-16-29 Marunouchi, Naka-ku, Nagoya City, Aichi 460-0002, Japan

**Abstract :** This is a report on a survey conducted in July and August 2024 in Kota Bharu, Malaysia, and Songkhla, Thailand. The Kota Bharu Japanese Language School was located in the Ismail English School (IES). When the Japanese army landed in Kota Bharu on December 8, 1941 and occupied Malay, the IES which taught English, the predecessor of Sultan Ismail College (SIC), was closed and the Japanese Language School was opened, with a principal from Malaya teaching Japanese there until August 1943. Following the cession to Thailand in July 1943, the Japanese Language School used the Thai calendar. This must be the Kota Bharu Japanese Language School. At that time, Thai workers were used after 10,000 Japanese troops landed at Singora. The Singora Consulate, which was responsible for intelligence operations, no longer existed, but the building of the Kaisei Hospital, run by Dr. Seto, who also conducted intelligence operations, remained.

**Key words :** Kota Bharu Japanese School, Sultan Ismail College (SIC), Ismail English School (IES), Singora Consulate, Kaisei Hospital



## 【実践報告】

フィンランドの保育・教育における自然環境との共生についての考察  
ー フィンランドの保育園、放課後ユースワーク等の視察から ー

浅野菜津子

東京福祉大学 社会福祉学部 (伊勢崎キャンパス)

〒372-0831 群馬県伊勢崎市山王町2020-1

(2024年10月31日受付、2024年12月12日受理)

抄録：本研究では、フィンランドの保育園や放課後ユースワーク等の視察から、自然への取り組みについて日本の教育・保育との相違に着目し、フィンランドの保育・教育実践における自然環境とのかかわりの実際と、フィンランドの保育・教育カリキュラムと文化や自然観を概観し分析することを試みた。その結果、環境として森や自然が身近にあり、子どもが森のなかで過ごすということ、動物等の生きものと生活するということは日常的な体験として存在し、自然は尊重する対象でありながら、体験から子どもが一市民として自然と共生する態度を生活や遊びの中で学ぶことが重視されていた。これらの自然を尊重する実践はECECナショナル・コアカリキュラムやフィンランドの都市計画に基づいており、保育・教育、行政、市民の「環境のために行動する」という自然への価値観が一貫していることが、自然とのかかわりを重視する保育実践を支えていることが明らかとなった。

キーワード：フィンランドの保育・教育、自然との共生、環境教育、ECECナショナル・コアカリキュラム

## 緒言

## 1. 研究背景

フィンランド共和国(以下、フィンランド)は福祉大国と言われるように、手厚い社会福祉や社会保障が充実しているが、教育制度や医療システムも非常に発達していることでも知られている。乳幼児期は「ネウボラ」と呼ばれる、母親の妊娠期から子どもの小学校入学まで、担当の保健師が助産師、心理士、ソーシャルワーカーなど子育てに関する専門家と同じ施設内で連携し、あらゆる相談にワンストップで応じる子育て支援の仕組みがある。初等教育から高等教育までほとんどの教育が無償で受けられる。その他にも、医療も公的医療保険制度により、医療費の負担が少なく、失業時の経済的支援など、あらゆる公的システムが整備されており、フィンランドではすべての年代の人が安心して生活を送ることができるといえる。

また、フィンランドは自然が豊かな美しい国としても知られている。国土の75%が森林に覆われ、約18万の湖があり、都市でも自然保護区として一部の地域の自然が守られている。都市化が進む一方で、気象条件が揃わないと見られないオーロラが北極圏で見られるように、自然環境が豊かに保たれていることも特筆すべきである。フィンラン

ドは人と自然が調和し共生する文化が根付いている、数少ない先進国の一つである。

筆者はフィンランドの保育や教育、子育て支援の関心から、2024年9月14日から21日の間、フィンランドの首都ヘルシンキを中心に、保育園、小学校、ユースワークと称される放課後学童保育などの保育・教育施設、ネウボラと称される世界から注目されているファミリーセンターなどの子育て支援施設、障がい者作業所カフェなどの福祉施設、市民の学びの場として図書館やコミュニティセンターなど広範囲にわたって視察する機会を得た。様々な保育・教育施設を実際に訪問し、施設内や子どもの様子を見学し、職員の方々とも対話するという貴重な経験をさせていただいたことを通して、特に、妊娠から就学まで一貫した子育て支援制度をはじめとした福祉や教育、その制度を支える基本的な考えと、自然を尊重し、共に生きる豊かな文化に大変興味を持った。

また、筆者は現在、フィンランドでも早くから広まっている、幼児教育の一形態である「森のようちえん」をフィールドとして、子どもと自然のかかわりについて保育実践研究をしている。フィンランドでは「森のようちえん」に限らず、幼児教育のカリキュラムにおいて自然とのかかわりが重要とされており、どの園でも共通して自然を取り入れ

た保育が展開されていることに注目した。自然に対するフィンランドの価値観や考え方を探求することは、今後研究を進めるにあたって大変参考になると考える。

## 2. 先行研究

フィンランドの教育が高度であることはすでに明らかにされている。学力の面ではOECD（経済協力開発機構）の生徒の学習到達度調査（PISA）において、フィンランドの子どもたちが高い到達度を示し続けている。このような成果の背景にある、フィンランドの教育観や教育制度、教育内容は世界から注目されている。フィンランドの教育制度は7歳から18歳までが義務教育であるが、義務教育が始まる1年前から1年間の就学前教育を経て小学校に入学する。この就学前教育学校（プレスクール）はエシコウルと呼ばれ、主に保育園や小学校に併設されている。渡邊（2011）はフィンランドの教育の成功の理由が、①教育の機会が均等であること、②性別・居住地・家庭の経済状況・母語による格差が少ないこと、③教育の無償制が採られていること、④教育行政が協力的かつ柔軟で、現場との間に良好な関係が築かれていること、⑤能力別学級編成やランク付けが行われていないこと、⑥パートナーシップの理念に基づき、協同的な学習活動が行われていること、⑦教員の力量が高く、教育内容について大きな裁量を持っていること、⑧社会構成主義的な考え方に基づく学習理念が浸透していること、にあるというフィンランド教育省の見解について、わが国におけるフィンランドの教育への関心と重なっていると指摘して、わが国がフィンランドの教育から学ぶことが多いことを示唆している。

以上の義務教育と連続性のあるフィンランドの幼児教育について、匠磋ら（2023）は、フィンランドの保育法の施行と制度が確立したのは1970年代に入ってからであり、1980年代の国家主導型の急進的な改革から、子ども主体の教育に転換し、50年足らずでゆっくりと教育制度改革を成功させた、と述べている。子ども中心の子どもの主体性を尊重した幼児教育への転換は簡単ではなかったが、質の高い保育・教育が公的に提供された要因の一つとして、2000年の「就学前教育ナショナル・コアカリキュラム」と2003年の「乳幼児期からの教育と保育のナショナル・コアカリキュラム」(Early Childhood Education and Care, 以下ECEC)の施行があったという。このナショナルカリキュラムには、感情リテラシー教育、レジャ・エミリアから影響を受けたテーマ活動などが盛り込まれているが、その中に自然保育についても触れられている。柴田ら（2022）も北欧の保育実践の現地調査報告のなかで、フィンランドでは日常的に自然を活かした保育実践が展開されているが、

その理由として、ナショナルカリキュラムに自然保育の重要性が謳われていることに注目している。

以上のことから、質の高い教育がフィンランドの教育制度に支えられていること、教育内容の柱となるカリキュラムにおいて、幼児教育では自然が学習に様々な可能性を与える重要な学習環境の一つとして位置づけられていることがわかるが、これらの先行研究では、フィンランドの保育・教育において、自然とのかかわりが重要とされている理由については触れられていない。

## 3. 研究の目的

本研究では、フィンランドの保育園、小学校、放課後ユースワーク、ネウボラ等、フィンランドの保育・教育施設、福祉施設の視察を通して、筆者が感じたこと、体験したことをもとにフィンランドの保育・教育内容について概観するとともに、それらを支える価値観や文化について考察する。特に、自然に対する考え方が日本と異なる点に注目し、フィンランドの自然環境と自然観、その自然観を基にした保育・教育の在り方を明らかにすることを目的とする。

筆者が視察を通して、フィンランドの自然環境と保育・教育施設の自然への取り組みについて、日本と異なる点を中心に以下の4つに注目した。

- (1) 保育において、天候や気温等に関係なく1日に1～3時間ほど外で遊ぶことが推奨されている
- (2) 保育においてアウトドア活動が重視されており、ナショナルカリキュラムにも組み込まれている。また、保育士のアウトドア活動の知識やスキルが重要とされている。
- (3) 小学校生から高校生の放課後の過ごし方の一つとして、飼育動物ファームが市で運営されており、指導員の指導のもと、自主的な飼育活動が行われている
- (4) 首都ヘルシンキ市や隣接するエスポー市などの都市部において、都市化された街と、広大な森が隣り合わせで共存している

## 研究対象と方法

本稿では、研究の目的であげた(1)～(4)について検証する。最初に、フィンランドにおける視察先である、A保育園（公立保育園）と、B飼育動物ファーム（市運営の放課後ユースワーク）を訪問した事例を概観する。視察先には教育旅行専門会社を通じて研究目的の視察であることの了承を得て訪問し、訪問先の先生や職員の方に施設内を説明していただきながら、丁寧に案内していただき対話する機会

も得た。職員の方や施設の利用者を研究対象としていないが、個人が特定される情報は記載しないよう十分配慮した。視察先では現地在住の日本人コーディネーターの方に通訳として同行をお願いした。次にフィンランド教育省の「ECEC ナショナル・コアカリキュラム (National core curriculum for early childhood education and care)」の中で、自然を生かした保育活動に関する記述からフィンランドの自然保育の目標や内容等を理解する。最後に、フィンランドの自然を価値ある景観の一つとして保全すべき対象としている都市計画を参照し、それを支える自然環境や自然への価値観について総合的に考察する。

## 結果

### 1. 実践視察事例の実践報告

**A 保育園**：首都ヘルシンキ市の隣接市にある公立保育園で、隣に小学校があり、義務教育1年前の就学前教育学校が併設されている。路面電車の駅の目の前にあり、大きな道路に面しているながら、道路を少し入り敷地に向かうと、アスファルトから土面の道になり、木がたくさん生い茂った森があらわれる。小学校を通り、奥が保育園になっている。視察先では園長先生と教諭の先生方に案内していただき説明を受けた。ここでは、特に自然とのかかわりについて記述する。

園庭には砂場やブランコなどの遊具や、階段状になったステージなどがあり、その先にある敷地内の森によく遊びに行くとのことだった。朝7時～17時の開園で、保育のコア時間は9時から15時だが、一日のうち外遊びの時間が2回あり、だれもがゆったりと遊べるような配慮として、クラスごとに外に出る時間が決まっている。フィンランドの冬は寒いが、マイナス20℃でも雨でも基本的には外遊びをするそうで、戸外活動を非常に重視していることがうかが

えた。外遊びで学習がおこるとのこと、カリキュラムで身体活動が重要だとされているため、保育者も一緒にさまざまな身体活動を楽しむとのことであった。

施設を見学後、スライドで森での活動の様子を見せていただいた。室内の環境や活動も充実していたが、保育の中で日常的に森に出かけ、森で遊ぶ、森のなかで過ごすそうで、このときは小グループで活動するという。活動内容として、森で小屋をつくる、歌を歌う、自然の素材に触れる、数を数えるなど色々紹介していただいたが、保育者が自然活動において大切にしていることを伺うと、まず、「自然を尊重することだ」という言葉が返ってきた。ゴミが落ちているときの行動や、動物に接する場面で、尊重するとはどういうことかを保育者が見本となって行動しているという。また、森は安全な場所であり、静かな場所、心を落ち着ける場所であることを意識し、自然の中にある色や、モノの数や名前など、自然の中での気づきを促すようにかかわっているという。一方で、自然の中では体を使うことも促されるため、森にはおもちゃを持っていかないようにしているそうで、自然の中で、身体を使って何をしようかと考えることは、想像性や創造性を働かせ、自然との相互作用が起こるといふ。また、自然は壁や天井がないため、長い、短いといった感覚が養われるとのことであった。

**B 飼育動物ファーム**：ヘルシンキ市の青少年サービスとして1980年代から運営されている、主に動物の飼育や、カフェを運営している施設である。日本でいう学童保育のような位置づけで、9歳から17歳の主に小学生から高校生までの子どもが、学校が終わった後の時間に利用している。参加は登録制で会員になればだれでも参加することができる。このような飼育動物ファームの形態はもともとスウェーデンからのアイデアであるが、無償で利用できるのはヘルシンキ市だけではないかとのことであった。

ファームには、牛や馬、ヤギ、ニワトリ、ウサギなど様々

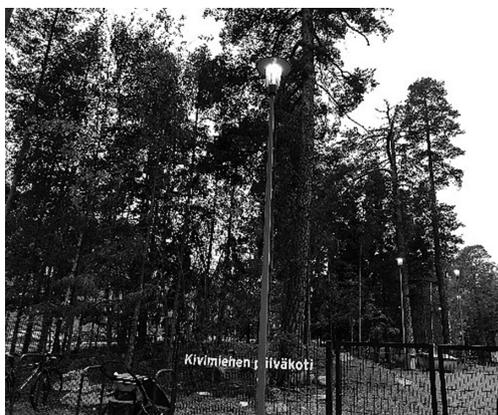


図1 A 保育園入口



図2 B 飼育動物ファーム

な動物が飼育されており、なかにはフィンランド固有種の牛やヤギ、ニワトリがいた。ブラシをかけたり、散歩をしたり、えさをあげる、掃除するなどの一通りの世話をしますが、子どもたちは自分のそれぞれやりたいことを指導員のサポートを受け行っている。乳しぼりはするのかと質問すると、それはしないという。その理由はお母さんの乳は赤ちゃんが飲むものだという回答が返ってきた。よく考えれば当然だが、動物の乳を人間も飲む前提で考えていたことに気付かされた。

このファームには数年間に渡って通ってくる子どもも多く、一定の課題が認められると、アシスタントやピアサポートとして小さい子どもの指導をするようになるという。また、チームリーダーという役職もあり、子ども間で教えあう、役割を分担するという循環も生まれるシステムとなっている。記録として世話の課題が表になっており、一つクリアするとチェックが増え、すべてチェックがつくと終了証がもらえるため、それがまた来たいというモチベーションや励みにもなっているという。

動物を介してのユースワークは、最初は一人で参加しても、動物への愛着が共通点としてあるので、例えば、はじめに来た子の世話や、施設を案内するなどが自然に行われる。一日20人～30人ほどが利用しており、筆者が訪問した時間も子どもたちが学校を終えて、自転車に乗ってやってくる様子が見られた。

質問として、飼育活動の目的や、子どもが自然とかわることを通してどんなことを学んでほしいかなどの意図を伺ったが、フィンランドでは自然環境は日常生活のなかに身近にあり、どの子も興味を持っているので、動物を飼育するのは特別なことではないそうである。自分の世話が命の維持につながることを体験してほしいとのことであった。

## 2. ナショナルカリキュラムにおける自然活動の位置づけ

ECECのナショナル・コアカリキュラム(2022)によると、自然活動に関する記述は主に、第3章「幼児教育の活動文化(The operational culture of early childhood education and care)」、第4章「ECECにおける教育活動の計画とその実際(Planning and implementing pedagogical activity in early childhood education and care)」の中に記載されている。

第3章では自然環境について、「自然環境や、園庭、遊び場、その他の人工的環境も幼児教育の学習環境を提供する。」とあり、戸外の園庭や遊び場などは「人工的環境」と表記し、自然環境と分けられており、外遊び、戸外活動は自然環境とは別、あるいは自然環境に含まれないことがわかる。

続けて「これらの環境は、遊びや探求のための体験、教材、多様な機会を提供する。また、これらの環境は身体体験や自然体験だけでなく、学習の場としても利用される」とある。自然環境は身体体験や自然体験などをもたらすが、単なる体験や経験にとどまらず、学習の場として利用されるという。このことについては、次の4章で示されている。

第4章では、乳幼児期からの教育と保育における、教育活動の主な目的と内容の一つ「環境と対話し、探索する」の項のなかで自然環境について触れている。「環境教育の目標は、子どもたちの自然との関係と自然の中で責任ある行動をとる能力を強化し、持続可能な生活様式に導くこと」であり、そのためには、「環境教育は、環境で学ぶ、環境について学ぶ、環境のために行動する、という3つの側面から成り立っている」のであり、よって、「地域の自然環境や人工的環境は、学習の対象であるだけでなく、学習環境でもある」という。

上記の環境の3つの側面について、具体的な自然環境への前向きな学習体験を通じた学びとして、以下の記述を取り上げる。

- 子どもたちは自然や地域環境を楽しむことを学び、自然との関係を強化します。
- 自然現象は、さまざまな感覚を使って、さまざまな季節に観察されます。それらについて議論し、検討します。
- 子どもたちは自然に関連する概念を使用することを学びます。さまざまな植物や動物の種を識別する練習は、子どもたちの自然に関する知識を強化します。
- 子どもたちは興味深いトピックに関する情報を検索することを学びます。
- 自然は、美的で平和な体験ができる場所でもあります。子どもたちは、自然、その植物、動物を尊重するように導かれます。

ここから、自然と触れ合う体験や経験は、自然への知識を身に付け、その概念を使用し、活用するという、こちらから働きかけることで得る学びの側面と、自然に対する感覚を使って、自然について考え、関心をもち、自然への理解と関係を深めるといふ、自然からの働きかけに応答する側面の両面があり、さらに、このような自然との関係性が、自然を尊重するように導かれると読み取れる。これはフィンランドの自然観が現れている部分だと考えられる。

## 3. フィンランドの都市計画と自然への捉え（日本との比較を通して）

フィンランドは、面積33.8万平方キロメートル、人口が約555万人(外務省、2024)で、日本と比較すると国土は日本の0.9倍であるが、人口は5%未満であり、北海道の人口

とほぼ一致する。面積のうち、森林は国土の約74%を占め、OECD加盟国のうち1位である。一方、日本は68.5%とこちらも多く、OECD加盟国のうち2位に続く。どちらも自然環境が豊かであると言えるが、都市部を見てみると、フィンランドの首都ヘルシンキ市では、都市計画に基づき毎年5つの新しい自然保護区を設立しており、2022年には自然保護区が約1,400ヘクタールを含む、約30%を森林が占める。東京は森林が約4割とヘルシンキに比べて多いが、その多くが多摩地域西部に偏在しており、その4分の3が私有林、6割が人工林である。

都市部でも自然環境が保持されている理由として、フィンランドでは、日本の都市計画法に該当する「土地利用および建築物法に基づく国土利用指針」において、価値ある景観が保全すべき対象として明確に位置付けられており、自然環境や農地を広く含む文化的景観(Cultural Landscape)については、環境省(Ministry of the Environment)がインベントリを作成し、保全を行っているという(麻生, 2020)。このような法制度によって自然環境が景観の一つとして位置づけられ、自然環境も文化環境として守られていることが要因の一つと考えられる。

実際に、筆者の訪問したヘルシンキ市と隣接するエスポー市では、駅周辺はビルや建物が多くあり、道路も広く舗装されているいわゆる都会であるが、少し歩くと湖や森が見える。エスポー市のB飼育動物ファームは、森のなかに広大なファームがあるが、ファームを囲む森の木の隙間からはビルや住宅が垣間見えた。この森やファームの土地は国有地であり、このような国有地の自然を計画的に保全することで、都市を開発しながら自然環境と共生することが可能となる。農林省傘下のフィンランドフォレストセンターの2018年のデータによると、国有林は全体の35%であり、日本が約3割であるのと比べるとほとんど変わらないが、特に日本の都市部は人が住むエリアと自然エリアが



図3 隣接した都市部と森林

分断され、生活の中に自然を感じるというよりは、観光としての自然のイメージが浸透しており、自然は遠くまで赴かないと感ずることができないものになっているのかもしれない。

## 考察

以上の、フィンランドの保育園、飼育動物ファームの実践視察事例から、森や自然が身近な環境として存在し、保育や教育の中で自然とのかかわりが重視されていることがわかった。保育者や職員との対話から、子どもが森のなかで過ごすということ、動物と生活するということが特別なことではなく日常的な体験であり、生活者として自然と共において自然から学ぶことは、保育や教育を考えるうえでも土台としてあるのだと感じた。例えば馬の世話をするとき「どうしたらうまくブラッシングできるようになるか」といった技術の習得や、飼い方、道具の使い方などを獲得することも学びだが、「どのようにしたら馬が快適に過ごせるのか」という馬への尊重の一つとして、ブラッシングの習得があると捉えており、馬の都合に寄り添っている。また、寒い日でも雨の日でも戸外に出るというのは、日本の保育ではあまり考えられないことだが、これも、自然を自分の都合のいい時だけ活用するのではなく、自然のありのままの姿をごく自然に受け入れながら、いろいろな姿を見せる自然に対して付き合い方を子ども自身が考え、探究し、問題解決することも学びと捉え、自然をそのままに受け止め共生する姿なのだと推察した。

上記のことは、ECECナショナル・コアカリキュラムにも裏付けられる。自然の中で、責任ある行動をとる能力を強化し、持続可能な生活様式に導くことが環境教育の目標とされ、環境とのかかわることで学び、環境について学び、「環境のために行動する」とある。単に環境にかかわれば、子どもは何かを学ぶわけではない。かかわったことが学びになり、さらに環境のために行動するには、保育者の意図的なかかわりや援助に支えられると考えられる。ここでは、保育者の援助については触れないが、前述の、訪問先において自然とのかかわりにおいて保育者が意識していること等を尋ねた際の回答が、保育者というよりは、フィンランドの一市民、あるいは生活者として回答していると感じた。子どもを尊重し、かつ自然を尊重するという保育者や職員の姿勢が、「環境のために行動する」表れであると推察された。

フィンランドの都市計画においても、自然環境を文化的景観として保全する対象とされており、自然を尊重する価値観が反映されていることが明らかとなった。都市化が進

むのはまぬがれないことであるが、それが自然との共生を前提に計画されているのは、前述のカリキュラムにある「環境のために行動する」ことの一つであり、教育と、行政と、市民の自然への価値観が一貫していることが見えてきた。

最後に日本における自然観について考える。渡邊ら(2018)は、日本人の自然観に着目したSTEMカリキュラム(科学、技術、工学、数学の略であり、フィンランドで重要とされている教育カリキュラム)の構成の視点を今後の問題解決型学習に活かそうと試みた研究の中で、日本人の自然観として、「連続性」、「調和」、「包括性」、「繋がり」、「共同体のために」を見出し、宮沢賢治の作品にみられるような、自然との調和を重視する自然観と科学的な自然観が共存していることに注目して、西洋との自然観の違いを示し日本型STEMカリキュラム構成の5つの視点をみ出している。

一方、吉田(2011)は、日本の自然観について、アジア圏では文化が洗練されるにつれて自然は克服すべきものとする傾向があるが、日本は近代化が進んでも古い自然観が依然と残っているという理由として、ヨーロッパに比べて日本は自然災害が多く発生する国であり、災害に見舞われるたびに復興を遂げてきたように、日本にとって自然は脅威であり克服する対象であるが、自然は普段は穏やかで、豊かな恵みをもたらしてくれるものであり、四季の変化に富んだ美しいものであるという二つの自然観が影響しているという。自然の美しさは敬虔の念を抱く対象であり、日本には四季それぞれの美しさを愛でる名所があり、また職人が自然素材の持ち味を最大限生かすような仕方で加工し、伝統技術を用いて自然を活かしつつ自然とかがわってきたという。

以上のことから、日本人にとって自然は脅威であり、科学的な技術を用いて克服すると対象であり、同時に美しく豊かな自然との調和を重視するという価値観が同居しているといえる。これらは全く別のものに見えるが、自然から人の命を守る、人が自然の美しさや尊さをいろいろな形で享受するという、人が中心で考えられているという意味では似ている。これは、日本では命にかかわるような災害が多いということが大きく影響している。川が氾濫しては十分な作物がとれない、地震があっては人が住めなくなるなどの自然の脅威に常にさらされてきた日本では、つかの間の自然の美しさを求めて、自然に手を加える過程も含め慈しむ対象と捉えるのは自然なことだと考えられる。

## 結論

フィンランドで様々な施設や園の視察を通じて感じたことは、土台となる自然への価値観の違いであった。筆者

は保育において自然とのかかわりが子どもにとって大切な体験の一つであるにもかかわらず、実際には少なくなっていることについて、自然とかがわることでしか獲得されない特異性が強調されてこなかったことが理由の一つであると考え、現在子どもが自然とかがわる実践事例をもとに、研究を進めている。このとき、自然とはかがわる対象であり、特別な対象であるという前提があったことに気付く。しかし、フィンランドでは自然とかがわる経験ができるように保育者が意図して実践しているのは同じだが、それ以前に、森や湖などの自然が身近にあり、生活し共生することは特別なこととして扱われていない。自然とかがわることで学びがある、喜びがある、技術を習得できるなど何か享受を求めているのではなく、自然は私たちの生活の中に必然的にあるのだから、自然を尊重することは人を尊重することにつながるという考え方が根底にあり、一貫した価値観であることが、フィンランドの自然環境に対する教育・保育を支えていると推察された。

今回の研究で自然にはありのままの手つかずの自然と、人工的な自然など、一概に自然と言っても様々な形態があることと、それが子どもの自然観に影響を与える可能性が示唆されたことを踏まえ、今後の研究に生かすことを課題としたい。また、日本の保育カリキュラムや実践と比較することも今後検討したい。

## 謝辞

本研究は、東京福祉大学の2023年度研究費(個人研究)の助成を受けて実施したものである。

## 引用文献

- 浅野菜津子(2024): 子どもの豊かな体験を通じた学びについて考える—動植物との生活を通して「わかる」ことのプロセスに着目して. 茶屋四郎次郎記念学会誌 第14巻, 13-26.
- 麻生美希(2020): フィンランドにおける景観保全の取り組み. 同志社大学生生活科学 Vol.54, 11-17.
- フィンランドフォレストセンターホームページ:  
<http://www.metsakeskus.fi/fi/metsatalouden-tuett/metka-tuett> (2024.10.23. 検索)
- フィンランド教育庁ウェブサイト「乳幼児期からの教育と保育のカリキュラム」:  
[http://www.oph.fi/sites/default/files/documents/Varhaiskasvatussuunnitelman%20perusteet%202022\\_EN\\_final\\_23%20.pdf](http://www.oph.fi/sites/default/files/documents/Varhaiskasvatussuunnitelman%20perusteet%202022_EN_final_23%20.pdf) (2024.10.23. 検索)

- 外務省ホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/finland/index.html> (2024.10.23 検索)
- ヘルシンキ市ホームページ：<http://www.hel.fi/en> (2024.10.23. 検索)
- 林野庁ホームページ「世界森林資源評価 (FRA) 2020 メインレポート 概要」：<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/attach/pdf/index-5.pdf> (2024.10.23. 検索)
- 柴田卓・柴田千賀子 (2022)：フィンランド・デンマークの自然を活かした保育に関する研究－保育実践とナショナルカリキュラムからの考察－. 自然保育学研究, 第4巻第1号, 1-13.
- 匠瑳岳美・小笠原明子・前田泰弘 (2023)：フィンランドの乳幼児期からの教育と保育 (ECEC) における保育制度の成立とその改革. 保育学研究, 第61巻第1号, 79-90.
- 東京都産業労働局「東京の森林の現状」：<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/tokyo/history/shinrin/shinrin/#:~:text=> (2024.10.23. 検索)
- 渡邊あや (2011)：教育制度・教育課程の観点から見たフィンランドの教育とPISA. 生活体験学習研究, 11, 1-9.
- 渡邊志保・郡司賀透 (2018)：自然観に着目した日本型STEMカリキュラムの構成の視点. 日本科学教育学会研究会研究報告, Vol.33. No.1, 47-50.
- 吉田喜久子 (2011)：科学技術文明と日本人の自然観. 『人間と環境』2, 143-162.

## Reflections on Coexistence with Nature in Finnish Childcare and Education: From Observations in Finnish Nurseries, After-school Youth Work, etc.

Natsuko ASANO

School of Social Welfare, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Isesaki Campus)  
2020-1 San'o-cho, Isesaki City, Gunma 372-0831, Japan

**Abstract :** This study focused on the differences between the Finnish approach to nature and the Japanese approach to education and childcare, from observations of Finnish nurseries and after-school youth work, and attempted to review and analyse the actual involvement with the natural environment in Finnish childcare and education practice and the Finnish curriculum for childcare and education, culture and views of nature. As a result, it was found that forests and nature are accessible, that it is a common experience for children to spend time in forests and to live with animals and other living creatures, and that although nature is an object to be respected, the emphasis is on children learning through their experiences to live and play in harmony with nature as citizens. The emphasis was on children learning through experience to live and play in harmony with nature as citizens. These nature-respecting practices are based on the ECEC National Core Curriculum and Finnish urban planning, and this study could find on the effect that the consistent values towards nature of 'acting for the environment' in childcare, education, government and citizenship support childcare practices that emphasise relationships with nature.

**Key words :** Finnish childcare and education, Coexistence with nature, Environmental education, ECEC National Core Curriculum

## 【事例研究】

## わらべうた『なべなべそこぬけ』の楽譜比較から見えてくるもの

本野洋子

東京福祉大学 短期大学部(伊勢崎キャンパス)

〒372-0831 群馬県伊勢崎市山王町2020-1

(2024年10月30日受付、2025年1月23日受理)

抄録：本研究は楽譜化されたわらべうた『なべなべそこぬけ』を比較検討することで、異なっている部分及び問題点を明らかにしたうえで、今後のわらべうたの保育・教育現場での取り組み方や保育者養成校におけるわらべうた指導の在り方を検討することを目的とする。

比較検討した結果、実践教材ではすべて同一の旋律線での楽譜となっている一方、「日本のわらべうた」全集では各地方での旋律に特徴があり、実践教材や学術論文においても音高や旋律線の地域的特徴に配慮された記載がなされているものがあった。楽譜化の際に、地域ごとの独自性を尊重するためには、固定化することは避けるべきであるが、現状として地域性が軽視され安易な標準化へとつながっていると考えられる。保育・教育現場における子供たちの育ちとわらべうたとの関わりについて、地域的特徴を理解し、文化の継承としてのわらべうたの本質を、保育者、教員が再認識する必要がある。

キーワード：わらべうた、なべなべそこぬけ、地域性、楽譜化、子供の遊び

## 緒言

本研究はわらべうたの『なべなべそこぬけ』に焦点を当て、現在出版されている楽譜や文献を調査し、特徴を分析することで、現在の保育現場や子供<sup>1)</sup>の遊びの中で歌われている『なべなべそこぬけ』についての問題点を明らかにし、わらべうたの本質や特性を再認識するとともに、楽譜化することの影響について検討することを目的とする。

わらべうたに関する研究は多岐にわたり、尾見(2001)が「わらべうたの定義・分類は単一ではなく諸説ある(p.70)」と述べているように、未だ多角的な視点で議論がなされているが、筆者はこれまで、わらべうたの地域的特徴について着目し調査を続けてきた。拙稿(本野2024)ではわらべうたの中の「はないちもんめ」の事例を取り上げ、地域によっての歌われ方の違いを明らかにしてきた。そして、共通語としての標準語ではなく、地域の方言のまま歌うのが本来のわらべうたの姿であり、この方言によるわらべうたを子供たちが歌うことによって、子供たちが住んでいる地域に対する愛着が育まれていくことに意義があることを論述した。さらに、その子供たちが自然に遊んでいるものには全国一律のものとなる固定した拍子や音高などを示す楽譜や伴奏は不要で、歌の出だしの音高は、話し言葉の延長で歌い出すのでピアノなどの音高を示すものは必要ないと結論付けた。

また、保育内容「環境」(ウ)内容の取扱い④には「文化や伝統に親しむ際には、一中略一我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり」とある。現在においても話し言葉のイントネーションは地域によって違いがあり、それは文化の継承として受け継がれているものであるように、わらべうたは、文化や伝統に親しみ継承するものとしての位置づけもある。

一方で自然と歌われているものを視覚的に比較できるようにするためには、文献として楽譜化することの意義は大きく、資料として残すことも文化の継承の一端を担っていると考えられる。しかし、坂井(2010)は「遊び歌は、現場の先生や保育士同士が口づてに教え合うことが多く、曲集の楽譜を読譜しながら歌うことは多くはない(p.73)」と述べ、岩井(2008)は、わらべうたは教室の机に向かって、教科書に載っている歌を歌うということではない、と述べている。さらに斉木(2014)は「わらべうたのテキスト化は、教育の方向性や文化的にも閑却しえない危険性を孕んでいることも事実である(p.140)」とまで言及している。このように、固定化した楽譜や教科書は必要ないとの研究者が述べているにもかかわらず、『なべなべそこぬけ』は実に多くの実践教材にわらべうたの代表曲として掲載されている。

斉木(2014)はわらべうたの地域的特徴やテキスト化の是非についての論述はしているが、その点に関して具体的

な書籍や楽譜を抽出しての比較検討はなされていない。

そこで本研究では、それらの点を踏まえながら、各地域でもよく歌われてきており、教材にも掲載されている『なべなべそこぬけ』に関して、どのような教科書、書籍や実践教材などに取り上げられているか、各楽譜を調査比較し、その特徴から、楽譜化にあたっての問題点をあげ、今後のわらべうたの保育・教育現場での取り組み方や保育者養成校におけるわらべうた指導の在り方を考えていくこととする。

### 『なべなべそこぬけ』の概要

この『なべなべそこぬけ』は、遊びを伴ったわらべうたであり、江戸時代にまでさかのぼって、その歌詞を見ることができる。歌詞の一部は「かごめかごめ」の原曲の歌詞に由来しており<sup>2)</sup>、現在においても保育者でこの遊びを知っているものは多く、保育現場や教育現場で子供たちが遊んでいるのをよく見かける。

『なべなべそこぬけ』に関して、小泉(1969)は、『なべなべそこぬけ』は具体的には隣り合わせの3音旋律で、半音の進行はない。この旋律型は終止音が真中の音になると論じている。また、安藤(2017)は、『なべなべそこぬけ』を3音構造とし、「2音構造の上にもう1音加わる(ソー④ーシ)の音程で、自然発生的な掛け声の例では～もういいかい～まだだよ～などがある。またわらべうたでは『おちゃらかほい』、『なべなべそこぬけ』などじゃんけん遊びやくぐり遊びにも見られ、やはり真ん中の(ラ)が核音となっている(p.4)」としているが、このソーラーシという階名は、音程間の関係を述べただけのものであると考えられる。さらに古茂田他(2021)は、わらべうたの特徴として、旋律が少数音階で音域が狭い、言葉やリズムの繰り返しが多いということを挙げている。そして、東京と大阪の子どもが歌っている『なべなべそこぬけ』の旋律の相違に触れ、「地域によって、旋律に多少の違いがみられる。一中略—日本語のイントネーションで変化している。旋律に少しの違いは出てくるが、日本語の持つ拍感、リズム感は共通である(p.8)」と述べている。

### 研究目的

文部科学省検定済小学校教科書や実践教材、書籍、学術論文に掲載されている『なべなべそこぬけ』の楽譜を蒐集比較し、どの部分がどのように異なっているか、そしてどのような問題点があるのかを明らかにする。その結果を踏まえて今後のわらべうたの保育・教育現場での取り組み方

や保育者養成校におけるわらべうた指導の在り方を検討する。

## 研究対象と方法

### 1. 研究対象

文部科学省検定済小学校「音楽」授業で使用されている教科書、国立国会図書館および国立子ども図書館にて「わらべうた」「なべなべそこぬけ」で検索して抽出された書籍および実践教材、CiNiiで「わらべうた」「なべなべそこぬけ」で検索した学術論文、筆者所有の楽譜および実践教材計39例を研究対象とした。

### 2. 研究方法

(1)『なべなべそこぬけ』が記載されている楽譜、文献などを目的別に分類する。

- ① 文部科学省検定済教科書であり、公立小学校「音楽」授業にて使用されて(いた)教科書3社『なべなべそこぬけ』が掲載されている1年生または2年生6冊
- ② 保育者あるいは保育者養成校で使用される実践教材(絵本や子どものためのわらべうた曲集を含む)16冊
- ③ 日本わらべ歌全集全27巻として出版され、各都道府県ごとのわらべうたが掲載された書籍の中で、『なべなべそこぬけ』の楽譜が掲載されているもの12冊
- ④ 学術研究論文(論文の中に『なべなべそこぬけ』の楽譜もしくはそれに準ずるものがある部分)5本

(2)『なべなべそこぬけ』はどのように楽譜化されているかを蒐集した楽譜から比較分析する。

- ① 書名(教科書の場合は発行年)
- ② 楽譜の形式(西洋の5線譜等)
- ③ 記入された楽譜は絶対音(固定音)か相対音(移動音)か(著者の注も含む)
- ④ 調号、拍子記号、(いずれも記入してある西洋楽譜の記号から読み取る)
- ⑤ 開始音と終止音
- ⑥ 旋律線の特徴その他

(3)それらを整理するためにアルファベットの大小文字にて分類する(Aa, Abなど)。

なお小学校音楽教科書は元は3社が出版していたが、令和3年(2021)以降の分については教育芸術社と教育出版の2社のみとなった。そこでそれ以前の東京書籍も含めた教科書のなかで、『なべなべそこぬけ』が

表1. 文献情報

カテゴリー	文献記号	著者	タイトル	出版社	年
A・小学校教科書	a	三善晃監修、伊藤俊彦他19名編集・執筆	小学音楽 おんがくのおくりもの2	教育出版 裏表紙裏	2006
	b	三善晃監修、伊藤俊彦他15名編集・執筆	小学音楽 おんがくのおくりもの1	教育出版 p.14	2010
	c	新実徳英監修、伊野義博他14名編集・執筆	小学音楽 おんがくのおくりもの1	教育出版 p.13	2020
	d	湯山昭他4名著	新しい音楽2	東京書籍 p.11	2012
	e	小原光一他2名監修、石上則子他9名執筆・編集	小学生の音楽2	教育芸術社 p.52	2015
	f	小原光一他17名著	小学生の音楽2	教育芸術社 p.60	2020
B・実践教材	a	小林美実編集	音楽リズム 幼児の歌楽譜集	東京書籍株式会社	1984
	b	木塚光雄、小西由利子編著	楽しい歌とリズム遊び	教育芸術社 p.69	1990
	c	鈴木恵津子編著	うたっておどっておもちゃ箱PART2	教育芸術社 p.93	2006
	d	今川恭子監修、志民一成他8名編集	おんがくのしくみ 歌って動いてつくってわかる音楽理論	教育芸術社 p.17	2008
	e	神原雅之 鈴木恵津子編著	幼児のための音楽教育	教育芸術社 p.17	2018
	f	八木正一監修、竹内貞一編著	保育者養成のための音楽表現	大学図書出版 p.103	2020
	g	浅賀ひろみ、他2名共著	音楽表現 そのまま使える基礎と実践	共同音楽出版社 p.60	2021
	h	杉原由利子、赤塚太郎共著	新しい音楽のおさらい 日本のわらべうたと、ヨーロッパの音と世界の音と	共同音楽出版社 p.28	2022
	i	細田淳子編著	あそびうた大全集200	永岡書店 p.333	2013
	j	伊藤嘉子他5名編集	保育の四季 幼児の歌110曲集	日音楽譜出版社 p.158	2012
	k	さいとうしのぶ編集	わらべうたであそびましょ!	のら書店 表紙裏	2013
	l	鶴野祐介監修、落合美知子著	子どもの心に灯をともしわらべうた	エイデル研究所 p.200	2010
	m	木村はるみ著	わらべうたと子どもの育ち	エイデル研究所 p.204	2019
	n	湯澤美紀編著	子どもも大人もぐんぐん育つわらべうたと心理学の出会い	金子書房 p.159	2021
o	コダーイ芸術研究所著	いっしょにあそぼうわらべうたー3・4歳児クラス編ー	明治図書出版 p.58	1997	
p	遠藤蓉子著	たのしいソルフェージュ うたあそび①	サーベル社 p.10	2014	
C・書籍 日本わらべ歌全集	a	佐々木昭元他	3 秋田・山形のわらべうた	柳原書店 p.257	1981
	b	坂井正保	5下 群馬のわらべうた	柳原書店 p.77	1987
	c	尾原昭夫	7 東京のわらべうた	柳原書店 p.215	1979
	d	峰村辰典	9下 新潟のわらべうた	柳原書店 p.135	1984
	e	望月敬明	10下 福井のわらべうた	柳原書店 p.159	1988
	f	町田等他	13 長野・岐阜のわらべうた	柳原書店 p.311	1981
	g	服部勇次、東仁己	14上 三重のわらべうた	柳原書店 p.153	1992
	h	右田伊佐雄	16 大阪のわらべうた	柳原書店 p.157	1980
	i	長谷坂栄治	18上 兵庫のわらべうた	柳原書店 p.139	1987
	j	内田伸、河北邦子	19下 山口のわらべうた	柳原書店 p.131	1992
	k	岩井正浩他	21 愛媛のわらべうた	柳原書店 p.133	1992
l	園尾正夫他2名	22 徳島・高知のわらべうた	柳原書店 p.219	1981	
D・研究論文	a	古茂田貴子・魚住美智子・井上裕子	わらべうた遊びⅡ 一学生のアンケートを通してー	大阪城南女子短期大学研究紀要 55巻 p.8	2021
	b	渡辺優子	保育におけるわらべうたの教育的効果～担任アンケートとわらべうた遊びの分析を通じた考察	新潟青陵大学看護福祉心理学部福祉心理学科 新潟青陵学会誌 7 p.5	2014
	c	安藤江里	伝承遊びとしてのわらべうたを再経験することの初等教員養成における有用性ー 幼小接続の視点からー	学校法人松商学園松本大学教育総合研究 1 p. 1-17	2017
	d	貞清直美	幼児教育における「わらべうた」についての一考察～学生アンケート調査を通して～	神戸親和女子大学 発達教育学部 児童教育学科研究 41 p.156	2022
	e	吉田直子	子どものうたの音楽分析 ー保育者養成校のソルフェージュ指導の視点からー	帝塚山大学教育学部紀要 第2号 p.5	2021

表2. 調査対象文献に見る特徴

カテゴリー	楽譜の形式	絶対音 相対音	調号	拍子	開始音	終止音	備考 (カテゴリーA及びBの『』は著者の脚注)	
A・小学校教科書	a	歌詞のみ	—	—	—	—	子どもが遊ぶイラスト入り	
	b	歌詞のみ	—	—	—	—	子どもが遊ぶイラスト入り	
	c	歌詞のみ	—	—	—	—	子どもが遊ぶイラスト入り	
	d	歌詞のみ	—	—	—	—	子どもが遊ぶイラスト入り	
	e	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	A4	A4	『いろいろなうたいかたやあそびかたがあります』
	f	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	A4	A4	『いろいろなうたいかたやあそびかたがあります』
B・実践教材	a	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	A4	A4	
	b	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	A4	A4	ピアノによる2小節の前奏および伴奏つき
	c	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	A4	A4	
	d	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	A4	A4	『地域によって、歌詞や旋律、遊び方が異なります』
	e	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	A4	A4	『わらべうたは自分たちの歌いやすい声の高さで歌ってください。この譜例通りの音の高さで歌う必要はありません』
	f	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	A4	A4	
	g	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	D4	D4	
	h	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	G4	G4	『楽譜を見てハンドサインをして階名唱し、歌いながら弾き、手でリズムを打ち歌詞で歌いましょう。指遣いは、左右ともに1, 2, 3で弾きましょう』
	i	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	D4	D4	『基本的にはピアノの伴奏は必要ありません。子どもたちが歌いやすい音の高さやテンポで歌いましょう』
	j	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	A4	A4	
	k	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	G4	G4	
	l	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	G4	G4	
	m	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	G4	G4	
	n	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	G4	G4	
o	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	G4	G4		
p	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	D4	D4		
C・書籍(わらべうた全集)	a	西洋5線譜	絶対音	1 #	2/4	A4	A4	Cg(三重県)と同じ旋律線
	b	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	A4	A4	◎独自の旋律線
	c	西洋5線譜	絶対音	1 #	2/4	A4	A4	◎独自の旋律線、「かえりましょ」は同音
	d	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	A4	A4	◎歌詞は前半を繰り返す
	e	西洋5線譜	絶対音	1 ♭	2/4	G4	G4	◎独自の旋律線
	f	西洋5線譜	絶対音	1 #	3/4 2/4	G4	A4	◎おなべ おなべ(3拍子) そこがぬけたらかえりましょ(2拍子)
	g	西洋5線譜	絶対音	1 ♭	2/4	G4	G4	Ca(山形県)と同じ旋律線
	h	西洋5線譜	絶対音	1 ♭	2/4	F4	G4	◎独自の旋律線、「なべえ」はF4-G4-F4と上下 「ぬけたら」は短3度(C4-A4-C4-A4)
	i	西洋5線譜	絶対音	1 #	2/4	A4	A4	◎独自の旋律線
	j	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	A4	A4	◎独自の旋律線
	k	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	A4	A4	◎独自の旋律線
l	西洋5線譜	絶対音	1 #	2/4	A4	A4	◎独自の旋律線、「ぬけたら」は短3度(C4-A4-C4-A4)	
D・研究論文	a	歌詞と階名	相対音	調号なし	—	ソ	ソ	
	b	西洋5線譜	絶対音	調号なし	A) 2/4	G4	G4	
					B) 2/4	F4	F4	
	c	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	A4	A4	
	d	西洋5線譜	絶対音	調号なし	2/4	A4	A4	
e	ソラシ (カタカナ)	相対音	—	—	—	—		

掲載されているものを蒐集し、分析した。

また、歌詞に関しては、日本わらべうた全集の『なべなべそこぬけ』のなかに多くの種類が確認されたが、今回は紙幅の都合上分析から除外した。

## 結果

### 1. まず掲載されている文献を4つのカテゴリーに分類した(表1・2)。

#### (1)教科書掲載の『なべなべそこぬけ』について(分類をAとする)

この中で、2020年以前の教科書は、改訂されているにもかかわらず『なべなべそこぬけ』の箇所は全く同じであった。教育出版では2006年の2年生の教科書の裏表紙裏に小さく歌詞と遊び方が載っているが2020年版は入手できなかったため不明である。また、1年生の教科書には楽譜はなく、遊び方が歌詞とともに掲載されている。2012年発行の東京書籍の2年生の教科書には歌詞と遊び方のみが掲載されている。

一方、教育芸術社は2年生の教科書で『なべなべそこぬけ』が取り上げられているが、歌詞と遊び方とともに楽譜が掲載されている。ただし、遊び方の絵の下に「いろいろなうたいかたやあそびかたがあります」と注釈があり、楽譜通りに歌わなくてもよいことを間接的に示している。

#### (2)絵本・実践教材掲載の『なべなべそこぬけ』について(分類をBとする)

すべての曲は西洋5線譜で書かれており、旋律線は、C a「山形のわらべうた」C g「三重のわらべうた」に掲載されている『なべなべそこぬけ』と全く同じ旋律線であった。また終止音はそれぞれの曲の開始音と同じである。

この表を見ると、『なべなべそこぬけ』の楽譜すべてが、西洋の5線譜で示され、一見すると絶対音で歌うような楽譜に見える。またすべての楽譜で調号はなかった。さらに拍子は4分の2拍子となっている。開始音はA4<sup>3)</sup>とG4が多いがD4も2曲ある。

B dには楽譜の下に注があり「地域によって、歌詞や旋律、遊び方が異なります」と記してある。また、B eには「わらべうたは自分たちの歌いやすい声の高さで歌ってください。この譜例通りの音の高さで歌う必要はありません」と注が付されている。さらにB iにも注が付されており「基本的にはピアノの伴奏は必要ありません。子どもたちが歌いやすい音の高さや、テンポで歌いましょう」という指示がある。

一方、B bではピアノによる2小節の前奏および伴奏が

ついており、ピアノに合わせて歌うということは、絶対的な音で歌うということの意味している。さらに、B hでは「楽譜を見てハンドサインをして階名唱し、歌いながら弾き、手でリズムを打ち歌詞で歌いましょう。指遣いは、左右ともに1, 2, 3で弾きましょう」と相対的な音程によって演奏するために使用されるハンドサインと、ピアノで旋律線を弾きながら歌うという相反する演奏を求めている。

#### (3)書籍「日本わらべ歌全集」掲載の『なべなべそこぬけ』について(分類をCとする)

この全集の特色は、1980年前後において消えかけているわらべうたを後世に伝えるために、各都道府県の学者やわらべうた研究者などがそれぞれの地域の中で発掘作業を行いそれぞれ都道府県ごとに1巻(地域によっては2巻で1巻のところもある)にまとめたもので、今では、忘れ去られたわらべうたや、形が変わってしまったわらべうたもある。それらの全集すべてを検索したところ12曲の『なべなべそこぬけ』或いはそれに準じる楽譜を抽出できた。

楽譜はすべて西洋5線譜で書かれており、絶対音で示されている。また終止音はそれぞれの曲の開始音と同じであるものがほとんどである。調号はシャープ1つで示されるものが5曲、調号なしが4曲、調号がフラット1つの3曲と教科書や教材とは異なっている。

さらに特徴的なことは、C a(山形)、C g(三重)の2県が実践教材の旋律線と同じである以外、他の10都府県はすべて異なる旋律線でできているということである。具体的には、C f(長野・岐阜)は最初の2小節が「おなべ、おなべ」という言葉に合わせてG4-A4-G4、G4-A4-G4と3拍子で始まり、3小節目からは2拍子となるように拍子も変わっている。また後半はC g(三重)と同じ旋律線になっている。C h(大阪)の「なべ」の部分は、F4—G4-F4「なべえ」となっているが「そこがぬけたら」の部分がA4—A4-A4-C5-A4-C5-A4と、短三度の旋律となっており、この部分C l(徳島・高知)も同様の旋律となっている。またC f(長野・岐阜)とC h(大阪)は開始音よりG4からA4のように1音上がって終止している。さらに、C c(東京)は「かえりましょ」の「ましょ」がG4-A4になるところをA4-A4となっている。

#### (4)学術論文に掲載の『なべなべそこぬけ』(分類をDとする)

5本の論文のうち、D aとD eは、いわゆる西洋5線譜ではなくD aは階名がカタカナで書かれており、その階名の下に歌詞が書かれている。また、D eは旋律線が書かれておらず、単にソラシを使用することだけが書かれている。

D b、D c、D dに関しては絶対音として示され、特に、

D bの論文では蒐集した2か所の保育所での記録がそのまま楽譜化されたもので、正にそれぞれの保育所の園児が歌っていた音高をそのまま楽譜にしたものと言えよう。

## 考察

### 1. カテゴリー別の考察

#### (1)教科書掲載の『なべなべそこぬけ』について(分類A)

小学校音楽科教科書(A)に関しては、現在2社が発行しているが、1年生もしくは2年生の低学年の教科書には『なべなべそこぬけ』の遊び方と歌詞がイラストのみで掲載されていた。音楽の教科書にもかかわらず楽譜をあえて載せない、という意図が読み取れた。また、2年生で掲載している教育芸術社では楽譜が示されていたが、注にあるように歌い方や遊び方はいろいろあると絶対的な楽譜に縛られないよう配慮がなされていた。すなわち、この注から見えてくるものとして、他の子供の歌のように伴奏に合わせて正しい音程で歌うということを目指してはいないと考えられる。

#### (2)絵本・実践教材掲載の『なべなべそこぬけ』について(分類B)

実践教材(B)に関しては、16冊すべてが同一の旋律線でありC a(山形)およびC g(三重)と同じであった。また、4分の2拍子で表記され、西洋5線譜をそのまま使用していることが大きな特徴と考える。この同一の旋律線がいつのまにか「なべなべそこぬけ」であるとの共通認識がなされている現れともとれる。しかし、「わらべうたは4分の2拍子が基本であるが、西洋的な拍節感でなく、1拍子的な拍節感を持つ(p.9)」(渡辺2014)とあるように、わらべうたにおいては、日本語の持つピッチアクセントの縛りを受けるので西洋音楽的な4分の2拍子ではないと思われるが、この点に言及した楽譜はない。また、核音をA4にしたりあるいはG4にしたりすることによって出だしの音高を変えることになるが、すべて調号のないハ長調、またはイ短調としての楽譜となっている。『なべなべそこぬけ』は、元来は日本の民謡音階で成り立っていると考えられる。西洋5線譜を用いて脚注もなくそのまま記譜した執筆者はこれらの点についてどのように考えているのか疑問が残る。

このような中、注目すべきは脚注がある3冊の教材(B b、B d、B i)において、「なべなべそこぬけ」の絶対音化の必要がないことを述べている点である。保育者や、保育者を目指す学生にとって、最初にこの曲を知るためには楽譜はあってもよいが、この音高や旋律線に拘泥する必要はないということであろう。すなわち、子供が遊ぶのに決まった音高で歌わないといけなないということはないし、き

まった旋律線で歌わないといけなないということはないと考える。安藤(2017)は、「おせんべやけたかな」の関東と大阪の異なる節回しの事例を紹介し、「地域によって言葉や節回しが異なるのは、地域に根ざした方言などの言葉の使い方やイントネーションの違いによると思われる、全国様々なものがあり(p.13)」と述べているように、実際に『なべなべそこぬけ』においても関東地域と京阪地域では、旋律線が異なる歌われ方をしていると考えられる。また、ピアノで旋律を弾くということは、逆にピアノがなければ音が取れないことにも繋がっていくのではないだろうか。この『なべなべそこぬけ』はいつもピアノのそばで歌う曲ではないと考える。

#### (3)書籍「日本わらべ歌全集」掲載の『なべなべそこぬけ』について(分類C)

次に書籍「日本わらべ歌全集」に関してであるが、これがまさにわらべうたの本来の姿を現しているといっても過言ではないだろう。編纂された時代・地域の遺産ともいえるのではないだろうか。これらを比較してみると、同じ旋律線で歌っていたのはC a(山形)およびC g(三重)の2県で、あとは多少の差こそあれ、変化しているのである。そして、現代においてもこの楽譜通りに歌われているということではなく、採譜された時点、場所で歌われていたものである。これこそが小泉(1986)の言う「いきたわらべうた」であろう。そういう意味でも、この全集はわらべうたとは何かということについて考える貴重な資料を与えてくれている。

#### (4)学術論文掲載の『なべなべそこぬけ』について(分類D)

学術研究論文(D)に関しては、相対的な旋律線を表したとした楽譜のない2例はわらべうたの原点を意識した論文であると考えられる。また、2か所の保育所で子どもの声を採取し楽譜化したものは、歌っている子どもの声を比較するうえで意味があると考えられる。しかし、D c、D dに関しては論文として特にこの楽譜を見てそこから旋律線を学ぼうという保育者はいないにしても、5線譜の本来の意味を考えたときに、今後研究者の課題として議論が必要であると考える。

## 2. 総合考察

小暮(2009)は、小学校歌唱共通教材でも長音階や短音階と言い切れる曲ではないが、陽音階や陰音階などの元来からの日本の音階と、西洋の音階との折衷として西洋5線譜での楽譜を掲載しているものがある、と述べている。小学校教科書の中でも検討され折衷しつつも他の曲は楽譜として載せている中、なぜ『なべなべそこぬけ』は楽譜を載せていないのだろうか。それは、分類Cで明らかになったように、『なべなべそこぬけ』の旋律線やリズムには地域的特徴

があることを踏まえ、全国統一で使用される教科書には固定化を避けるために、あえて掲載していないのではないか。

また、やはり特筆すべきは実践教材では B d、B e、B i の譜例通りに歌う必要はないという脚注指示を加えられたものや、学術論文では、あえて西洋 5 線譜で記載していないものがあるという点である。これらの執筆者は、わらべうたととは、大人が楽譜を示して一斉に歌わせた子供の曲と異なり、本来子供たちが遊びの中で歌い、変化させてきたものであるから、元来同じ曲であっても、地域で歌い継がれるにしたがって、旋律線が変化し、また歌詞も変化していくものであるといった、「わらべうた」の本質を理解したうえで、便宜上楽譜化する場合にも配慮があったのではないだろうか。

一方で、実践教材の多くの楽譜で固定化され一本化されていることは憂慮すべきである。今回の調査で蒐集した曲について、実践教材 (B) は 16 冊すべてが同一の旋律線であり、4 分の 2 拍子で表記され、そして、西洋 5 線譜をそのまま使用していた。そしてその旋律線は C a (山形) C g (三重) と全く同じ旋律線であった。このピッチアクセントが標準語として一般化されたと考えられる。齊木 (2014) は東京都と大阪地方の歌われ方の違いを示しているが、少なくとも、京阪地方ではこのような旋律線では歌われないであろう。

標準語化を目的とするのならば東京地方の旋律線に倣うのではと考えるが、東京地方の旋律線とも異なっていたのはなぜだろうか。その理由が明らかにならないことこそ、「いきたわらべうた」であり、時代や場所によって変化していくものであるからに他ならない。口伝で生まれてきた作者不詳のわらべうたのようなものを執筆者自身が楽譜化し出版する際に、自明の理として同一の旋律線を「標準語」として躊躇せず掲載することには危惧を感じる。それは「わらべうた」の本質を理解せず、各地方での地域的特徴を軽視し、安易な一般化を促すことにつながるのではないか。

## 結論

本研究においては『なべなべそこぬけ』が掲載された文献を蒐集、調査した結果 4 つのカテゴリーに分類し、4 つのカテゴリーごとに分析してきた。その結果、見えてきたものとして 16 冊の実践教材は、全て同一の旋律線であり、標準語としての楽譜とされていたようだが、東京地方の旋律線ではなく、山形、三重の 2 県と同一であった。その一方で、楽譜を示さず歌詞とイラストのみで記載された小学校教科書や、実践教材でも脚注が記されているもの、そして「日本のわらべうた」全集では各地域の独自の旋律線が

示されていることが明らかになった。さらに学術論文でも表記に配慮がなされ、西洋 5 線譜ではなくわらべうたの特性を踏まえた記載方法で書かれたものが明らかになった。記譜方法については、難波他 (2015) は<sup>4)</sup>、5 線を使用しない楽譜化を試みており、吉村 (2018) は<sup>5)</sup>、音部記号・調号・拍子記号・小節線のない楽譜を提示している。わらべうたを楽譜化するにあたっての記譜の方法は今後更に議論されるべきであろう。ただ、最初は楽譜がないと旋律が分からないという保育者や学生の声も聞かれる。可能であれば、各地域ごとの教材を作成するのが望ましいが、コストや労力の点で叶わないとすれば、少なくとも実践教材の脚注に 3 人の執筆者 (B d, B e, B i) が記したような「楽譜通りの音高で歌う必要がない」「ピアノで音をとらない」「自由なテンポで歌う」などの但し書きが必要であろう。

白石ら (2021) は「わらべうたが共通歌唱教材に入れられていることや、一中略一ソルフェージュ体系づくりにおけるわらべうたの捉え方は、保育園におけるわらべうたに対する見方とは大きく異なると言え、それはわらべうたが子どもの生活の中に息づいているかどうかの違いでもある。(p.26)」と述べている。本研究でも各地域において、旋律線やリズムには地域の特徴があり地域によって異なる歌われ方をしていることが明らかになった。つまり、音楽的要素を養う教材的意義としての側面と、子供の遊びや生活の中にある文化的象徴である側面とは、一線を画して考えるべきであろう。そして保育・教育現場や保育者養成で子供に携わる者は、楽譜化についても、貴重な文献資料として残すことの意味と、現場での子供の遊びに関する実践教材としての活用との相違を理解しておく必要がある。すなわち、今後のわらべうたの保育・教育現場での取り組みや、保育者養成校におけるわらべうた指導のあり方として欠かせないことは、楽譜化した資料を実践教材に活かす手段として用いることはあっても、それはその資料を見ながら、ピアノの側で音を取りながら楽譜通り歌うものではないということの理解である。大切なことは、たとえ指導者が最初は模範唱をしたとしても、身体を動かし遊びながら子供たちが表現しやすい自由なテンポや音高で、そしてその地域独自のイントネーションで歌うこと、そこから子供たちがその曲を自由に变化させていくこと、そして文化や伝統を親しむものとしての「生きたわらべうた」であることを意識することなのである。

## 今後の課題

本研究では、『なべなべそこぬけ』の調査から、楽譜化における問題と今後のわらべうたの保育・教育現場での取り

組み方や保育者養成校におけるわらべうた指導の在り方を検討してきた。しかし、小学校でさらにこのわらべうたを発展させるためにはただ遊びとしてのわらべうただけではなく、教育的配慮を伴った曲や教材の選定が必要となる。また、今回は分析から除外した歌詞に関しても分析を試みたい。

今後も様々な曲での調査を継続し、さらには幼保小接続の観点からも子供の育ちとわらべうたとの関わりについて音楽的側面以外にも視野を広げさらに研究を進めていきたい。これらに関しては、今後の課題とする。

## 付記

本研究は、全国大学音楽教育学会関東地区2024年度第1回研究会および第39回全国大会における研究発表を再構成し、加筆修正しまとめたものである。

なお、本研究に関し利益相反はない。

## 謝辞

本論文作成にあたり、ご指導ご助言を賜りました元東京福祉大学保育児童学部岡村弘教授に心より深く感謝申し上げます。

## 注

- 1) 文部科学省は、公用文を作成する上での参考にするため、一般に留意を要する用字用語の標準を示すとして2010年「文部科学省用字用語例」を作成したが、その中で「こども」の書き表し方として「子供」としているため、本論中においては「子供」としたが漢字書きで示した語についても、場合によっては仮名書きにしても差し支えないと記述してあるので、引用文献中においては、原文に記載通りに「子ども」とした。
- 2) 尾原昭夫は日本のわらべ歌 戸外遊戯歌編(2009)の中で「江戸時代の童謡集にはかアごめかごめ かーごのなかの鳥は いくつかでやる 夜あけのばんに つるつるつっぺつた なべのなべのそこぬけ。そこぬいて引たアもれ」となっていて、『なべのなべの』以下が付け足されています。じつは『童謡集』の時代の江戸では、文献から<くぐり型>の遊び方が主であったことが分かっています(天保15年刊『幼稚遊昔雛形』=『近世童謡童遊集』所収)と述べている。
- 3) 音名およびオクターブ表記は国際式に倣った。
- 4) 難波正明、山崎菜央、砂崎ら(2015)は「幼小をつなぐ音楽活動の可能性(2)―わらべうた《らんさん》の

実践から―」京都女子大学発達教育学部紀要 第11号 P.13の中で5線は使用せず拍子と小節のみのリズム譜で、音程の上下をリズム表記の上下で示している。

- 5) 吉村智宏(2018)「子供が歌をつくる過程の研究―わらべ歌を元歌にした、音楽づくりの実践から―」上越教育大学学校教育実践研究センター教育実践研究 第28集 pp 103-108, p.105の中で5線と音符のみ使用し音部記号、拍子、小節線は使用せず各音間の音程の上下を示している。

## 引用文献

- 安藤江里(2017)：「伝承遊びとしてのわらべうたを再経験することの初等教員養成における有用性―幼小接続の視点から―」学校法人松商学園松本大学 教育総合研究 1, pp1-17.
- 岩井正浩(2008)：「わらべうた・遊びの魅力」第一書房, 東京, p.234
- 保育所保育指針(厚生労働省)：  
[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00010450&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00010450&dataType=0&pageNo=1) (2024.10.16 情報取得)
- 小暮朋佳(2009)：「小学校歌唱共通教材の日本音階に関する一考察～柴田南雄の分析法を中心に用いて～」美術大学・美術大学短期大学部紀要 vol.54, pp47-53
- 小泉文夫(1969)：「日本伝統音楽の研究 I」音楽之友社, 東京, pp127-134.
- 小泉文夫(1986)：「子どもの遊びとうた」草思社, 東京, p.127,p.149
- 古茂田貴子・魚住美智子・井上裕子(2021)：「わらべうた遊びⅡ―学生のアンケートを通して―」大阪城南女子短期大学研究紀要 55巻, pp.7-8
- 本野洋子(2024)：「わらべうた『はないちもんめ』の地域的特徴の比較から見えてくるもの」東京福祉大学・大学院紀要第14巻 第1-2合併号, pp.65-73
- 尾見敦子(2001)：「幼児教育におけるわらべうたの教育的意義」川村学園女子大学研究紀要第12号, pp69-89.
- 斉木美紀子(2008)：「テキスト化されたわらべうたの保育実践における使用の視点」田園調布学園大学紀要第9号, pp139-152.
- 白石昌子・齋藤美智子(2021)：「保育所におけるわらべうたの意義―S保育園での実践を通して―」福島人間発達文化学類附属学校臨床支援センター紀要第3号, pp19-28.
- 坂井康子(2010)：「遊び歌の指導をめぐる諸問題」音楽教育実践ジャーナル vol.8no.1, pp70-73.

渡辺優子 (2014) : 「保育におけるわらべ歌の教育的効果～担任アンケートとわらべうた遊びの分析を通じた考察」新潟青陵大学看護福祉心理学部福祉心理学科 新潟青陵学会誌 7 ,pp1-10.

## What can be seen from a Comparison of Scores of the Warabeuta “Nabe-Nabe-Sokonuke”

Yoko MOTONO

Junior College, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Isesaki Campus)  
2020-1 San'o-cho, Isesaki City, Gunma 372-0831, Japan

**Abstract :** The purpose of this study was to compare and contrast the musical scores of the Warabeuta ‘Nabe-Nabe-Sokonuke’ to clarify the problems that arise in current childcare settings and children’s play as a result of musical notation, and to re-recognise the essence and characteristics of Warabeuta. As a result, while all of the practical materials were notated with the same melody lines, the complete collection of ‘Japanese Warabeuta’ had distinctive melodies in each region, and some of the practical materials and academic papers also gave consideration to the regional characteristics of tone pitch and melody lines. However, the fact that the same melody lines are now used in practical materials was thought to lead to easy standardization, as regional characteristics were disregarded. It is necessary for carers and teachers to understand the regional characteristics of the relationship between children’s upbringing and Warabeuta in childcare and education, and to reaffirm the essence of Warabeuta as a cultural inheritance.

**Key word :** Warabeuta, Nabe-Nabe-Sokonuke, regionalism, musical notation, children’s play.

## 【研究ノート】

子どもが速く走れるようになる練習方法の検討  
— 幼児の発達に着目して —

佐藤友樹

東京福祉大学短期大学部 (伊勢崎キャンパス)

〒372-0831 群馬県伊勢崎市山王町 2020-1

(2024年5月30日受付、2024年9月12日受理)

抄録：運動会という行事があることを踏まえれば、子どもやその保護者にとって、速く走れるようになることについては、興味や関心があることと思われる。そのため本研究では、幼児期の子どもに着目し、子どもが速く走れるようになる練習方法について検討し、提案することを目的とした。そして保育士養成課程で学び、保育実習および教育実習を終えた学生4名と子どもが速く走れるようになる練習方法について検討した結果、体の機能や運動能力の発達だけではなく、言葉や認識など総合的な発達の様子もしっかりと踏まえた上で、それに適した練習方法を実践することが重要であると考えられた。

キーワード：子ども、走る、練習方法

## 緒言

保育園や幼稚園、そして小学校といった子どもたちが通う場所には、一般的に運動会というものがあり、子どもたちにとってだけではなくその保護者たちにとっても重要な行事であるといえるであろう。運動会には徒競走という種目があり、それゆえに速く走ることができるかについては、子どもたちやその保護者たちにとって、興味や関心があることと思われる。例えば、深代(2013)は、運動会は優劣が目立つ場であることを指摘したうえで、「勝てば喝采を受けてとても気分が良い反面、負けたときはとても悔しい気持ちになります(p. 8)」と述べている。また、伊東(2019)は「足が遅いというコンプレックスから解放されると、子どもの人生は大きく変わります(p. 13)」と述べている。これらのことを踏まえれば、速く走れるようになることは、子どもやその保護者にとって、とても意義や価値のあることだと考える。

そして、伊東(2019)は自身が執筆した『子どもの足がどんどん速くなる』において、速く走れるようになる練習方法として「一夜漬け」1DAYコース」というものを紹介しており、さらにその練習方法の体験者について50m走のタイムが良くなっている複数の事例についても紹介している。そのことより、伊東(2019)が紹介している「一夜漬け」1DAYコース」という練習方法については、速く走れるようになる練習方法の1つとして挑戦してみる価値がある

ものと考えられる<sup>1)</sup>。しかし、伊東(2019)が紹介している「一夜漬け」1DAYコース」という練習方法について、上述したように50m走のタイムが良くなっている体験者の声が紹介されているが、その中で最も年齢が低い者は6歳であり、6歳未満の子どもについては、適応できるものなのかなど疑問が生じる。

そこで本研究では、幼児期の子どもに着目し、子どもが速く走れるようになる練習方法について検討し、提案することを目的とした。

## 研究対象と方法

## 1. 用語の定義

本研究において「運動課題」という用語は、実施する者に対して要求される運動(加藤, 1990)と定義し、そのことより運動課題達成の可否については、実施する者が要求される運動ができるかということとした。そして、「練習方法」と「課題」の使い分けについては、伊東(2019)が『子どもの足がどんどん速くなる』の中で紹介しているウォーミングアップの内容や「一夜漬け」1DAYコース」の内容を課題とし、それらをまとめて述べる場合には練習方法とした。

## 2. 対象者

対象者は、保育士養成課程で学び、保育実習および教育実習を終えた学生4名とした<sup>2)</sup>。本研究への協力について

は、対象者に対して書面および口頭で説明を行い、書面にて同意を得た。そして、本研究の実施については、東京福祉大学倫理・不正防止専門部会の承認を得た（東福大倫審2023-10号）。

### 3. 実験

対象者は、伊東（2019）が『子どもの足がどんどん速くなる』の中で紹介しているウォーミングアップの課題（図1）および速く走れるようになる練習方法の1つである「一夜

漬け」1DAYコース”の課題（図2）を実施した<sup>1)</sup>。そして、それらの各課題内容について筆者と対象者4名の計5名で3歳児、4歳児、5歳児に分けて検討を行った。

#### (1) 実験日

対象者は、伊東（2019）が紹介しているウォーミングアップの課題（図1）および「一夜漬け」1DAYコース”の課題（図2）を2024年1月31日にT大学の体育館で実施した。

#### (2) 検討内容

伊東（2019）が紹介しているウォーミングアップの各課

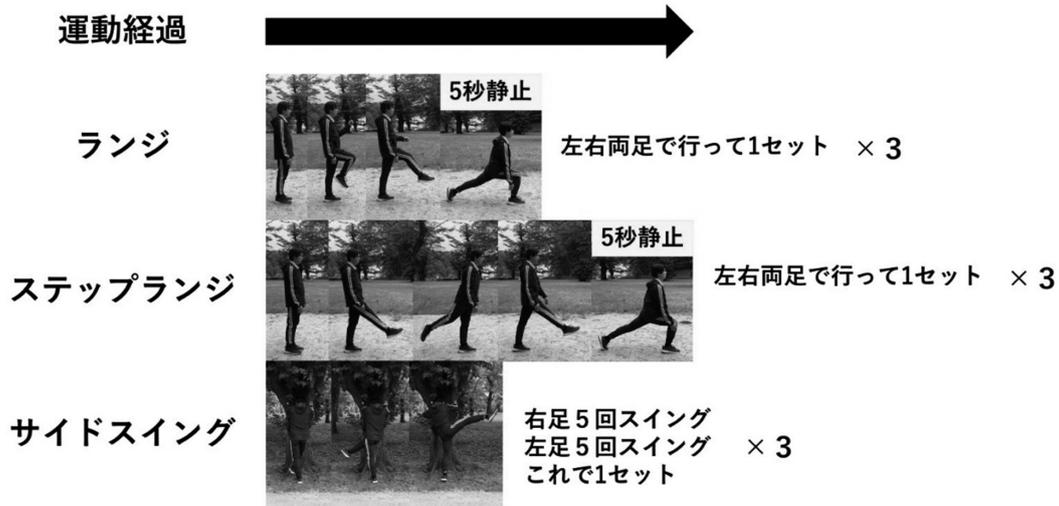


図1 ウォーミングアップの課題（伊東（2019）を参考に筆者が作成）<sup>3)</sup>

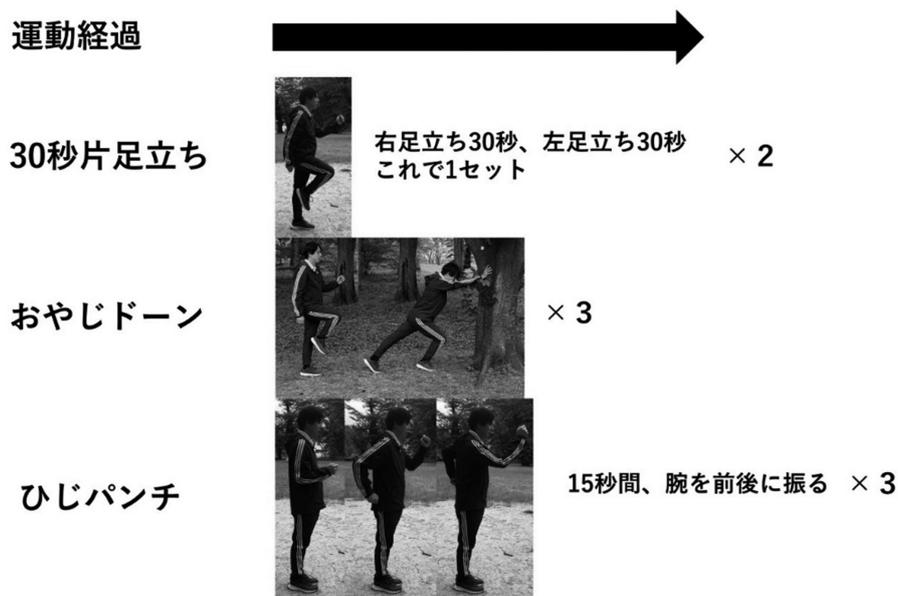


図2 “一夜漬け”1DAYコース”の課題（伊東（2019）を参考に筆者が作成）<sup>3)</sup>

題(図1)について、3歳児、4歳児、5歳児に分けて「運動課題を達成することができると思うか」について検討した。また、伊東(2019)が紹介している“「一夜漬け」1DAYコース”の各課題(図2)についても3歳児、4歳児、5歳児に分けて「運動課題を達成することができると思うか」について検討した。

#### 4. 撮影

伊東(2019)が『子どもの足がどんどん速くなる』の中で紹介しているウォーミングアップの課題および速く走れるようになる練習方法の1つである“「一夜漬け」1DAYコース”を対象者が実施している様子は、動画として撮影した<sup>4)</sup>。

### 結果

#### 1. ウォーミングアップの課題について

伊東(2019)が『子どもの足がどんどん速くなる』の中でウォーミングアップとして紹介している「ランジ」、「ステップランジ」、「サイドスイング」について、3歳児、4歳児、5歳児に分けて「運動課題を達成することができると思うか」について対象者に尋ねた結果、表1に示した回答を得た。

#### 2. “「一夜漬け」1DAYコース”について

伊東(2019)が『子どもの足がどんどん速くなる』の中で

速く走れるようになる練習方法として紹介している“「一夜漬け」1DAYコース”の課題である「30秒片足立ち」、「おやじドーン」、「ひじパンチ」について、3歳児、4歳児、5歳児に分けて運動課題を達成することができると思うかについて対象者に尋ねた結果、表2に示した回答を得た。

### 考察

#### 1. ウォーミングアップの課題の検討

ウォーミングアップの各課題における「運動課題を達成することができると思うか」について3歳児に着目すると、「ランジ」と「ステップランジ」については4人中全員が「思わない」と回答しており、また「サイドスイング」については4人中3人が「思わない」と回答している。「思わない」と回答した理由について対象者に尋ねてみると、まず「ランジ」については、「片足立ちの状態から上げた足を踏み出す動作が難しい」という旨の意見や「最後の腰を落とした姿勢で5秒静止するのが難しい」という旨の意見を確認することができた。これらについては、いずれもバランス力が必要な動作であり、3歳児では「ランジ」という課題を行うのに「体のバランスをとる」というところが難しいということを行っていると考えている。柳澤・柳澤(2014)も体の機能と運動能力の発達について4歳で全身のバランス力が整い始めるということを示しており、この点からも3歳児では「ランジ」という課題を行うことは難しいケースが

表1 ウォーミングアップの運動課題達成の可否について

	ランジ			ステップランジ			サイドスイング		
	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
A	思わない	思う	思う	思わない	思う	思う	思う	思う	思う
B	思わない	どちらとも いえない	思う	思わない	どちらとも いえない	思う	思わない	思う	思う
C	思わない	思う	思う	思わない	思わない	思う	思わない	思う	思う
D	思わない	どちらとも いえない	思う	思わない	どちらとも いえない	思う	思わない	どちらとも いえない	思う

表2 “「一夜漬け」1DAYコース”の運動課題達成の可否について

	30秒片足立ち			おやじドーン			ひじパンチ		
	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳
A	思う	思う	思う	思わない	思わない	思わない	思う	思う	思う
B	思わない	思う	思う	思う	思う	思う	思う	思う	思う
C	思わない	思う	思う	思わない	どちらとも いえない	思う	思う	思う	思う
D	思う	思う	思う	思わない	思う	思う	思う	思う	思う

多々あると思われる。また「ステップランジ」については、「ランジ」と課題内容が類似しており、むしろ足を振るという動作がつけ加わることにより、「ランジ」よりも体のバランス力が必要になると考えられ、「ランジ」と同様に3歳児では、「体のバランスをとる」というところが難しい課題であると考えられる。そして「サイドスイング」については、「体の軸がぶれそう」や「同じ動作を何回もするのは楽ではない」という旨の意見が対象より報告された。「体の軸がぶれそう」という旨の意見については、「ランジ」や「ステップランジ」と同様に「体のバランスをとる」というところに繋がってくる問題だと考えている。「同じ動作を何回もするのは楽ではない」という旨の意見については、持続力の問題が挙げられるのではないかと考えている。柳澤・柳澤(2014)は5歳で持続力が身に付くことを示しており、それを踏まれば3歳児ではまだ持続力が必要な運動課題を達成するのは難しいと思われる。

4歳児では、ウォーミングアップの各課題における「運動課題を達成することができると思うか」の対象者の回答について「思う」と「どちらともいえない」が混在しているが、これについては、上述したように各課題とも体のバランス力が必要だと考えられることと、4歳で全身のバランス力が整い始める(柳澤・柳澤, 2014)ということ踏まれば、4歳が各課題の「できる」「できない」の境目となる年齢ではないかと考えられる。そして、そのことより各課題について「できる」という子どもいれば「できない」という子どももいるとうことが考えられ、表2のような結果になったのではないかと考えている。

5歳児では、ウォーミングアップの各課題における「運動課題を達成することができると思うか」の対象者の回答について、全ての課題において「思う」という回答を得ており、つまりは伊東(2019)が紹介しているウォーミングアップのどの課題も5歳児で行うことは可能であるということが考えられる。柳澤・柳澤(2014)も運動能力の基礎が完成する年齢として5歳を挙げており、5歳児においては難しい動作でなければ対応できるものと考えられる。

## 2. “「一夜漬け」1DAY コース” の検討

伊東(2019)が紹介している“「一夜漬け」1DAY コース”の各課題の「運動課題を達成することができると思うか」の対象者の回答について、まず3歳児に着目すると「30秒片足立ち」については4人中2人が「思わない」と回答しており、「バランスをとるのが難しい」と「片足立ちが難しい」という理由を挙げている。柳澤・柳澤(2014)によれば片足ケンケンができる年齢は3歳の様子であり、それを踏まえると3歳でも片足立ちをすることはそれほど難しい課題

ではないと思われるが、伊東(2019)が紹介している「30秒片足立ち」はその名の通り片足立ちの姿勢を30秒間保持する必要がある。後藤ら(2001)の研究において3歳児の片足立ちの平均タイムは30秒どころか10秒にも届いておらず、それを踏まれば3歳児において「30秒片足立ち」を行うことはかなり難しいと思われる。また「おやじドーン」については、「運動課題を達成することができると思うか」の問いに対し、対象者の4人中3人が「思わない」と回答している。その理由としては、上体を相手に向かって倒していく際に片足を前に出して相手を押していく動作が難しいということが挙げられていた。これについては、協応動作やバランス力が必要になることが考えられるが、柳澤・柳澤(2014)によれば、協応動作ができ始めるのが3歳、全身のバランス力が整いはじめるのが4歳ということであるため、全身のバランス力というところに着目すると対象者が述べているように3歳にとって「おやじドーン」の課題は難しいということが考えられる。そして「ひじパンチ」については、対象者の回答を確認すると「運動課題を達成することができると思うか」の問いに対し、全員が「思う」と回答しており、課題の内容を熟慮しても妥当な回答結果であると考えられる。

次に4歳児に着目してみると「おやじドーン」については、「運動課題を達成することができると思うか」の問いに対し、対象者の4人中1人が「思わない」、また残りの3人中1人が「どちらともいえない」と回答していた。「思わない」と回答した対象者がその理由として挙げているのは、押される相手について倒されてしまうということが考えられ、それについて危ないという安全面のことについてであった。そのため、「おやじドーン」の課題を実施する側のことについて考えれば、運動課題を達成することは問題ないといえるのではないだろうか。その場合、1名が「どちらともいえない」という回答をしていたが、それを踏まえても4歳児において「おやじドーン」の課題は、できない内容ではないと推察される。また「30秒片足立ち」および「ひじパンチ」については、「運動課題を達成することができると思うか」の問いに対し、対象者の全員が「思う」と回答していた。「30秒片足立ち」における片足立ちの動作や「ひじパンチ」における腕を振る動作は、柳澤・柳澤(2014)が示す3～5歳の発達の見解を踏まれば、それほど難しいことではないと考える。ただし、後藤ら(2001)の研究を踏まれば、片足立ちの姿勢を30秒間保持できるかということについては、難しいかもしれない。また、「ひじパンチ」についても同じ動作を繰り返し行うことより持続力の問題が発生することも考えられるかもしれない。

最後に5歳児についてだが、おおよそいずれの課題にお

いても「運動課題を達成することができると思うか」の問いに対し、対象者は「思う」と回答しており、柳澤・柳澤(2014)が5歳児の発達について、運動能力の基礎が完成することを述べていることも踏まえれば、5歳児において伊東(2019)が紹介している「一夜漬け」IDAYコース」の各課題を達成することは決して難しいことではないと考える。

### 3. 速く走れるようになる練習方法について

伊東(2019)が『子どもの足がどんどん速くなる』の中で紹介しているウォーミングアップの各課題および速く走れるようになる練習方法の1つである「一夜漬け」IDAYコース」の各課題について、幼児にも処方できるものなのか検討してきたが、年齢によっては発達のことを考慮すると、実践することが難しい場合もあることが考えられた。練習方法やその課題については、その年齢において無理が生じるような内容では、練習の効果を十分に得ることは難しいと考えられ、また心身に大きな負担もかかり怪我などにもつながることが考えられる。これらのことは幼児だけのことではなく小学生以上の子どもにおいても同じことが言えるであろう。したがって発達を考慮し、その年齢に適した内容の練習方法や課題の選択あるいは考案が重要であると考える。もちろん伊東(2019)が『子どもの足がどんどん速くなる』の中で紹介しているウォーミングアップの各課題および速く走れるようになる練習方法の1つである「一夜漬け」IDAYコース」の各課題について、幼児においても年齢や子どもの能力次第では、実践することができ、十分な練習効果を得ることもできる可能性はあると考えている。しかし、練習をする際、その練習がどんな意図をもってあるいは何を意識して実施するかが練習効果を得るのに重要であるということを考えれば、幼児に対してはより練習の意図やポイントをできるだけわかりやすく伝えることが、まず何よりも大切になってくるのではないかと思われる。そして、それを踏まえれば、速く走れるようになる練習方法の実践においては、体の機能や運動能力の発達だけではなく言葉や認識など総合的に発達の様子をしっかりと考慮しなければならないと考えられる。

### まとめ

本研究では幼児期の子どもに着目し、子どもが速く走れるようになる練習方法について検討し、提案することを目的とした。そして、伊東(2019)が『子どもの足がどんどん速くなる』の中で紹介しているウォーミングアップの各課題や速く走れるようになる練習方法として挙げている

「一夜漬け」IDAYコース」の各課題に着目し、3歳、4歳、5歳の発達を考慮して検討を行った。その結果、課題の内容と年齢の組み合わせによっては、発達を考慮すると課題を達成することが難しいと推察されるものもあった。課題を達成することが難しい場合、その練習効果を十分に得ることは難しいと思われ、発達に適した課題内容が重要であると考えられた。そして、体の機能や運動能力の発達だけではなく言葉や認識など総合的に発達の様子をしっかりと踏まえ、適した練習方法を選択あるいは考案し、実践することが重要であると考えられた。

今後の課題としては、本研究の結果を踏まえ、幼児が速く走れるようになる練習方法を考案し、それを幼児に実践してもらい、その効果を確認することである。

### 注

- 1) 子どもが速く走れるようになる練習方法については、すでに多くの練習方法が示されてきているが、短期間で実践でき、体験者の声も示されているものとして、伊東(2019)が『子どもの足がどんどん速くなる』の中で紹介しているウォーミングアップおよび速く走れるようになる練習方法として挙げている「一夜漬け」IDAYコース」に着目した。
- 2) 本研究は、実験で取り扱った各課題について、幼児に実践してもらう前に保育士養成課程で学び、保育実習および教育実習を終えた学生に実践してもらい、まずは幼児で実践することが可能であるかどうかを検討する段階の研究とした。
- 3) 実験とは別に筆者が被写体となり撮影した。
- 4) 撮影した動画は、考察の参考資料とした。

### 引用文献

- 深代千之(2013): 新・運動会で1番になる方法 増補改訂版. 有限会社ラウンドフラット, 東京.
- 後藤洋子・早川ひろみ・脇田裕久(2001): 幼児の静的バランス能力. 三重大学教育学部紀要. 52. 53-63.
- 伊東純也著, 永野佑一監修(2019): 子どもの足がどんどん速くなる. 株式会社アスコム, 東京.
- 加藤昭(1990): 運動課題をどうとらえるべきか. In: 金子明友・朝岡正雄(編)運動学講義. 大修館書店, 東京, pp.243-247.
- 柳澤秋孝・柳澤友希(2014): こころとからだがかすくす育つ! 0~5歳児の発達に合った楽しい! 運動あそび. ナツメ社, 東京.

## Training Methods for Children to Become Faster Runners: Focusing on Preschool Development

Yuki SATO

Junior College, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Isesaki Campus)  
2020-1 San'o-cho, Isesaki City, Gunma 372-0831, Japan

**Abstract :** Given school sports-day events, both children and parents are interested in strategies to develop children's running ability. This study aimed to provide useful information on how children can run faster by focusing on preschool children and examining methods to improve their running speed. We collaborated with four students studying early childhood education to examine methods for improving children's running speed. The results indicate that it is important to implement suitable training methods based on the development of children's physical function and motor skills, as well as their language and cognitive development.

**Key words :** children, run, training methods

## 【研究ノート】

夢の中に〈キアスム〉はあるのか？  
ー メルロ＝ポンティの研究ノートを読む ー

田中雄祐

東京福祉大学 教育学部(池袋キャンパス)  
〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-22-1-3階  
(2024年5月31日受付、2024年9月12日受理)

抄録：本稿では、メルロ＝ポンティの遺稿『見えるものと見えないもの』に収められている1960年11月の夢に関する研究ノートを読み解き、〈見えないもの〉の探求という視点から1つの解釈を提示することを試みる。そのための方法として必要となるのが、メルロ＝ポンティの知覚理論についての考察である。その考察の結果、『見えるものと見えないもの』においてメルロ＝ポンティは〈見るもの〉と〈見えるもの〉の〈キアスム〉を成立させる〈見えないもの〉を探求していたことが明らかになる。それを踏まえて、夢に関する研究ノートを読解することで、2つの解釈を提示できる。(1)メルロ＝ポンティは、夢においても覚醒状態における知覚と同様に〈キアスム〉が成立していると考えている。(2)「夢のエポケー」を行うことで〈キアスム〉を成立させようとする〈見えないもの〉の働きに迫ろうとしていた。

キーワード：メルロ＝ポンティ、夢、知覚、見えないもの、キアスム

## 緒言

20世紀のフランスを代表する哲学者の一人であるモーリス・メルロ＝ポンティは遺稿『見えるものと見えないもの』(1964年)において、謎の多い1960年11月の「夢／想像的なもの」と題された研究ノートを遺している。『見えるものと見えないもの』は、急逝したメルロ＝ポンティの遺稿を弟子であったクロード・ルフォールが編纂したものであるが、著作となる予定だったまとまった草稿の後に研究ノートとして日付の付された短い文章を集めたものが付加されている。研究ノートは断片的であるがゆえに、「夢／想像的なもの」という研究ノートのようにその内容を読み取ることが容易ではないものも含まれている。そこで本稿はこの研究ノートを読み解き、〈見えないもの〉の探求という視点から1つの解釈を提示することを試みる。

もっとも、この研究ノートについては、コルネリウス・カストリアディス (Castoriadis 1997) やマルク・リシール (Richir 1998) といったフランスの著名な哲学者の間でも解釈に大きな差がある。カストリアディス (1997) は、「メルロ＝ポンティと存在論についての遺産の重み」(1976-1977年)という論文において、メルロ＝ポンティが〈根源的想像力〉を主題化するに至らなかったのは知覚に特権的な地位を与え、〈存在〉を〈確定したもの〉として捉える従来の存在論に囚われたままだったからであると批判している。

そして、その事例の一つとしてこの研究ノートに言及しているのである。

一方で、リシール (1998) は「夢における感じるもの」(1998年)という論文でこの研究ノートがメルロ＝ポンティの存在論の核心に迫ったものであるとして高く評価している。メルロ＝ポンティは、覚醒状態において作動している私の身体と世界との間の〈キアスム〉が一時的に夢の中で消滅していることを利用して「夢のエポケー (epoché du rêve)」(Richir 1998: 253/351)を行っている。その結果としてメルロ＝ポンティが見出すのは、夢が「ライブと世界との根源的な共犯性を暴露している」(同上)ことだ、とリシールは考えているのだ。

本稿で提示する解釈でも、リシールと同様にメルロ＝ポンティが「夢のエポケー」、すなわち私の身体と世界との間の〈キアスム〉が夢においては一時的に消滅していることから、「夢のうちにキアスム (chiasme) の何が残っているのか」(VI: 310/387)という問題を扱おうとしていると考える。もっとも、リシールの研究は抽象的であり、その論文自体の内容を把握することは容易ではない。そこでまずは、以下で提示する方法を用いてより具体的な形で研究ノートを読み解いていく。

## 研究対象と方法

緒言でも述べたように本稿の研究対象はメルロ＝ポンティの「夢／想像的なもの」と題された研究ノートである。また、この研究ノートについて論じたりシールの論文「夢における感じるもの」も研究ノートを読み解く上で重要な手掛かりとなる。

この研究ノートの読解において、本稿では次のようなアプローチを取る。まず、『知覚の現象学』（1945年）から『見えるものと見えないもの』までのメルロ＝ポンティの知覚理論をたどり、メルロ＝ポンティの知覚理論は〈キアスム〉を成立させる〈見えないもの〉を探求する地点まで到達していたことを明らかにする（第1節）。その上で、「夢／想像的なもの」と題された研究ノートもまた〈見えないもの〉を見出そうとする試みであることを示す（第2節）。

## 結果

### 1. 知覚

本節では、夢についての研究ノートを読み解くための準備段階として、メルロ＝ポンティの知覚理論について考察する。まず押さえておかなければならないのは、『知覚の現象学』から『見えるものと見えないもの』までのメルロ＝ポンティの基本的な考え方、すなわち知覚の主体（身体）と対象との間の循環的な関係によって知覚が成立するという発想は一貫している点である。もっとも、『知覚の現象学』の時期においては、自己身体を中心として知覚の循環的な関係が考察されていたのに対して、『見えるものと見えないもの』においては〈肉（chair）〉という概念によって知覚の主体（身体）と対象との間の循環的な関係が捉え直されており、この捉え直しはその循環的な関係を成立させる〈見えないもの〉の探求へつながっていくことになる。

それゆえに、本節では最初に身体を中心とする知覚理論について説明し（1.1）、その後〈肉〉という概念によって捉え直された『見えるものと見えないもの』の知覚理論について述べる（1.2）。最後に、知覚の主体（身体）と知覚の対象との間の循環的な関係を成立させる原理である〈見えないもの〉へと移っていききたい（1.3）。

#### 1.1. 身体と知覚

上記のように、メルロ＝ポンティは知覚の主体（身体）と対象との間の循環的な関係によって知覚が成立すると考えている。つまり、知覚は主体と対象の間で一方が他方に働きかけることによって生じるのではなく、両者の間の相互作用によるのである<sup>1)</sup>。そして、そのような相互作用が起

こるためには、知覚される対象の〈スタイル〉と私の身体的技能の〈スタイル〉が合致している必要があるとメルロ＝ポンティは考える。まずは、「知覚の優位性とその哲学的帰結」（1947年）という講演の次の記述を見てもらいたい。

知覚された事物は、知性によって所有された理念的統一性——例えば、幾何学的な観念のような——ではない。それは、無数のパースペクティヴ的視覚の地平に開かれた全体性であり、無数のパースペクティヴ的視覚は、あるスタイルに従って互いに一致しており、そのスタイルは問題となっている対象を規定している。（PrP: 49）

例えば、目の前にある「イス」を知覚する場面を考えてみよう。このとき、「イス」はどのような位置や距離から見るかに応じて違った仕方で見えている。かかる多様なパースペクティヴにおける現れを、同じ1つの対象の現れとして取りまとめているのが「イス」の〈スタイル〉であり、その〈スタイル〉のおかげで私たちはどのような位置や距離から見ようとそれを同じ「イス」として知覚することができるのである。

もっとも、私が見ているこの様々な現れを同じ「イス」の現れとして知覚できるためには、自分の身体をどのように動かせば、どのように対象の見え方が変化するのか分かっていなければならない。それゆえに、メルロ＝ポンティは、知覚においては私の身体の運動と対象の現れ方との間の「類型的構造」あるいは「範型」を把持している必要があると考えている（PP: 383/533–534）。それは要するに、「イス」の〈スタイル〉に適合した身体の動かし方、身体的技能の〈スタイル〉を身につけていなければならないということである<sup>2)</sup>。

だが、この〈スタイル〉そのものはどのようにして決定されているのだろうか。メルロ＝ポンティはその基準となるものを「特権的な知覚」と呼んでいる。

[...] 知覚する私にとっては、100歩はなれた対象は、10歩の距離にある場合と同じ意味において現時的・現実的ではない。そして私が対象を、そのあらゆる位置、距離、現れにおいて同一視するのも、あらゆるパースペクティヴが典型的なある距離と典型的なある方向において得られる知覚に、収斂する限りにおいてなのである。この特権的な知覚が知覚過程の統一を保証し、おのれのうちにあらゆる他の現れを集めるのである。画廊の画家にとってと同様、それぞれの対象にも、これを見るにあたって要求される最適の距離があり、ま

たいっそうよくそれが見取られる方向がある。つまり、この適当な距離の手前でも向こう側でも、われわれはあるいは大きすぎる、あるいは小さすぎる、像の混乱した知覚しか得られないのであって、この場合には、われわれは可視性の極大をめざして、顕微鏡をのぞくときのように、よりよき焦点あわせを探し求めるのである。(PP: 355/494-495)

どのような位置や距離から見るかによって対象の見え方は大きく変化するのであるが、どの位置や距離からでも同じ対象として知覚できている。それが可能なのは「特権的な知覚」という典型的な距離と典型的な方向において得られる知覚が〈規範〉あるいは〈次元〉となり、それより遠ければ小さすぎ、それより近ければ大きすぎるといった形で、対象の様々な現れ方を、統一を持つものとして1つに取りまとめているからである。そして、私たちがその対象を見て小さいと感じるのは、その対象の〈スタイル〉に合致した身体的技能の〈スタイル〉を身につけているからであり、もっとよく見ようと思えば身体を動かしてより最適な距離へ移動して行くことができる。

ただし、この「特権的な知覚」は個別の対象を知覚する場合に〈規範〉となるだけではない。例えば、「イス」であっても、「座椅子」、「パイプ椅子」、「オフィスチェア」では全く大きさや形態が異なっているのであるが、私たちはそれらをすべて「イス」として知覚できている。それは「イス」についての「特権的な知覚」が〈規範〉や〈次元〉となることで、〈特権的なイス〉の〈スタイル〉を規定しているからなのである。つまり、どんなに大きさや形態が異なってもその対象の様々な現れ方が「イス」の〈スタイル〉に合致する範囲内であれば「イス」として知覚されるが、その範囲外になれば、例えば「テーブル」や「戸棚」として知覚されるのだ。

## 1.2. 〈肉〉と知覚

以上のような『知覚の現象学』の知覚理論は、身体やその背後にある意識を中心にして組み立てられている。ところが、『見えるものと見えないもの』においては、〈肉 (chair)〉という視点から知覚の主体 (身体) と対象との間の循環的な関係が捉え直されていくことになる。

では、この〈肉〉とはどのようなものなのだろうか。メルロ＝ポンティの〈肉〉という概念は非常に多義的であるので、ここでは知覚との関係で次の2つを取り上げてみたい。

### (1) 〈キアスム(chiasme)〉あるいは〈可逆性(réversibilité)〉としての〈肉〉

まず、〈キアスム〉の意味について考えてみたい。メルロ

＝ポンティは〈肉〉とは「感じられるものと感じるものという二重の意味で感じられるもの (le sensible) なのである」(VI: 307/382) と述べている。この〈感じられるもの〉とは〈見えるもの〉や〈触れられるもの〉を含んだものであるが、ここでは〈見えるもの〉のみを取り上げることにしたい。ポイントとなるのは「二重の意味で感じられるもの」という点だ。川瀬(2019)が言うように、〈肉〉とは〈見るもの〉であり〈見えるもの〉であり、〈見るもの〉でありながら〈見えるもの〉である身体も〈肉〉であり、〈見えるもの〉としての知覚の対象を含む世界もまた〈肉〉である。それゆえに、「私の肉と世界の肉は同じ肉からできていて、その境界は曖昧」(川瀬2019: 157) であり、相互に浸透し合っている。言い換えれば、〈肉〉とは主体＝〈見るもの〉、対象＝〈見えるもの〉といった二元論的な区別が適用できないものであり、〈キアスム〉とはこのように〈見るもの〉と〈見えるもの〉が絡み合っている状態を言うのだ。

かくして私の身体と対象が同じ〈肉〉からできており、境界そのものが曖昧なのであるとすれば、視覚や触覚を考えるとときにも主体＝〈見るもの〉、対象＝〈見えるもの〉といった二元論的な区別を前提とすることができなくなる。それに関して、メルロ＝ポンティは、このような同じ〈肉〉からできている〈見るもの〉と〈見えるもの〉の関係は、ある意味で鏡に映った自分を自分で見ているようなものなのであるから、「ナルシシズム」(VI: 181 / 193) や「一種の反省」(VI: 311/387) のようなものであると述べている。つまり、視覚や触覚は「ある見えるものないしある触れられるものが、見えるもの全体やそれを部分として含んでいる触れられるもの全体を振り返る」(VI: 180/192-193) ということであり、同じ〈肉〉からできている「見えるものを見る身体への、触れられるものの触れる身体への巻きつき」(VI: 189/202) として捉えられるようになるのである。

ところが、〈見るもの〉と〈見えるもの〉の〈キアスム〉には同時に〈可逆性〉が伴っている。吉谷(1992)が言うように、〈可逆性〉は〈触れる手〉と〈触れられる手〉の関係がモデルである<sup>3)</sup>。例えば、私が右手で左手に触れるとき、〈触れる手〉である右手が〈触れられる手〉である左手によって触れ返されることで、〈触れる手〉であった右手が〈触れられる手〉となり、〈触れられる手〉であった左手が〈触れる手〉となる。簡単に言えば、〈可逆性〉とはこのような「身分・役割の反転可能性」(吉谷1992: 189) のことなのだ。

もっとも、〈可逆性〉という概念をよく見てみると、そこにはさらに2つの意味があることが分かる。1つは、〈見るもの〉と〈見えるもの〉の間には循環的な関係が成り立っているということである。『見えるものと見えないもの』ではこの循環的な関係を「魔術的關係」(VI: 189/203) と呼ん

でいるが、〈見るもの〉と〈見えるもの〉の間に相互作用があるからこそ、どちらが〈見るもの〉の側であり、〈見えるもの〉の側なのか分からなくなるという事態が起こり得る。要するに、対象の側から見られているのではないかと感じるようになるのだ。そのとき、「見るものと見えるものとが互いに逆転し、もはや誰が見、誰が見られているのか分からない」(VI: 181/193)ということが起こり、主体と対象、能動と受動といった関係が反転することになる。

もう1つは、この〈可逆性〉においては〈見るもの〉と〈見えるもの〉の関係は反転可能ではあるが、両者が合致することはないということである。ある研究ノートで「私に関して私が見ているのは、厳密に言ってけっして見るものではないし、いずれにせよ、その瞬間に見ているものではない」(VI: 309/384)とメルロ＝ポンティが述べているように、〈見るもの〉が見ることができるのは〈見えるもの〉であり、〈見るもの〉そのものを見ることはできない。つまり、〈見るもの〉と〈見えるもの〉の間には「間隙 (hiatus)」(VI: 192/205)があり、両者の一致を妨げているのである。もっとも、その間隙は、単なる空虚ではなく、それを軸として〈見るもの〉と〈見えるもの〉が逆転する「蝶番 (charnière)」(VI: 192/205)や「回転軸 (pivot)」(VI: 151/159)と言えるものでもある。この点は後述する。

## (2) 〈エレメント〉としての〈肉〉

このように〈肉〉においては〈見るもの〉と〈見えるもの〉の間に〈キアスム〉や〈可逆性〉という関係が成立している。しかし、〈見るもの〉と〈見えるもの〉の間にはなぜそのような循環的な関係が生じるのだろうか。メルロ＝ポンティによれば、それは〈肉〉が〈エレメント〉だからである<sup>4)</sup>。やや長いが、次の引用を見てもらいたい。

肉は物質ではないし、精神でもなく、実体でもない。それを名づけるためには、水・空気・土・火について語るために使用された意味での、言い換えれば空間・時間的個体と観念との中間にある一般的な物、つまりは存在が一かけらでもある所にはどこにでも存在のあるスタイルを導入する、一種の受肉した原理という意味での「エレメント」という古い用語が必要になろう。肉は、その意味では、〈存在〉の「エレメント」なのだ。肉は、事実ないし事実の総和ではないが、それでも場所と今に結びついている。そればかりか、肉は、どこいつの開始、事実の可能性と要請であり、要するに事実性であって、そのことが事実をして事実たらしめているものである。そのことはまた、同時に、さまざまな事実が意味をもち、細々とした断片の事実が「何

ものか」の周りに配置されるというふうにする当のものだ。というのも、もし肉があるとすれば、言い換えればもし立方体の隠れた面が、私の眼下に見えている面とまったく同じようにどこかで光を放ち、私が見ている面と共存しているとすれば、そしてその立方体を見ている私も見えるものに属し、私をどこからか見ることができるとすれば、またその立方体と私がともに同じ一つの「エレメント」—見るものと言うべきか、それとも見えるものというべきか—に取りこまれていたとすれば、この凝集力、この原理的可視性は、そのつどあらゆる一時的不調和を凌駕するはずだからである。(VI: 181–182/194)

前半でメルロ＝ポンティは、〈肉〉とは「〈存在〉のエレメント」であり、「存在が一かけらでもある所にはどこにでも存在のあるスタイルを導入する」と述べている。さらに、後半では立方体の知覚を事例として〈見えるもの〉としての立方体は〈見るもの〉としての私と同じ〈エレメント〉に取りこまれていることによって可能になっているとされている。

それは次のように解釈できるだろう。まず、「同じ〈エレメント〉に取りこまれている」ということは、対象の〈スタイル〉と私の身体的技能の〈スタイル〉が合致しているということである。また、〈肉〉が「存在のあるスタイルを導入する」ということは、「特権的な知覚」が〈規範〉あるいは〈次元〉となることで〈スタイル〉を規定するというところに他ならない。つまり、〈見るもの〉と〈見えるもの〉の間の循環的な関係が成立しているのは、〈肉〉が〈エレメント〉だからなのだ。

### 1.3. 〈見えないもの〉

これまでの記述からすると、『見えるものと見えないもの』における知覚理論は『知覚の現象学』の理論を〈肉〉という観点から捉え直しただけのようにも思われる。ところが、メルロ＝ポンティの主題はむしろこの遺稿の題名が示しているように〈見えるもの〉を可能にする〈見えないもの〉なのであり、草稿の終盤で次のように述べている。

最初の視覚、最初の接触、最初の悦びとともに、〔世界への〕加入が行われることになるが、それは言い換えれば、或る内容の措定ではなく、もはや再び閉じられることがありえないような或る水準の確立ということである。理念とは、この水準、この次元なのであり、したがって或る対象の後ろに隠れた対象のように事実上の見えないものでも、また見えるものと何の関係もない見えないものでもなく、この世界の見えないもの、

つまりこの世界に住みつき、それを支え、それを見えるものにする見えないもの、この世界の内的で固有な可能性であり、この存在者の〈存在〉なのである。(VI: 196/209)

ここでは〈見えないもの〉とは、〈存在〉としてこの世界を〈見えるもの〉にする〈見えないもの〉であり、それを〈理念〉や〈次元〉とも呼んでいる。〈見えないもの〉とは〈見えるもの〉を現出させる原理なのであり、それが〈次元〉として設定されることで〈スタイル〉が規定されることになるのだ。

では、〈次元〉として設定される〈見えないもの〉とは具体的にはどのようなものなのだろうか。メルロ＝ポンティはそれを「基準として働く否定(…のゼロ点)ないし隔たり(écart)としての否定」(VI: 305/378)だという。例えば、「イヌ」を例に取り上げてみよう。私たちは「柴犬」と「ダックスフント」を見たときにどちらも「イヌ」として知覚できるが、どちらがより典型的な「イヌ」に近いだろうか。多くの人は「柴犬」の方を典型的な「イヌ」に近いと思うかもしれない。その基準となるのが「特権的な知覚」に該当するような〈特権的なイヌ〉であり、私たちはそれとの隔たりによって対象を「イヌ」として知覚している。しかし、その隔たりがあまりに大きくなるとはや「イヌ」ではなく、例えば「タヌキ」や「キツネ」として知覚するようになる。もっとも、この〈次元〉として基準となる〈特権的なイヌ〉そのものは知覚できないのであり、私たちが知覚できるのはあくまで個々の「柴犬」や「ダックスフント」といった犬である。それゆえに、〈次元〉となる〈特権的なイヌ〉は〈見えないもの〉であり、「隔たりとしての否定」なのだ。

さらに、メルロ＝ポンティは〈見えないもの〉に関して、「肉と無縁ではなく、肉にその軸や奥行、次元を与えるような理念性」(VI: 197/210)と述べ、「軸」という表現も用いている。〈キアスム〉の間の「蝶番」や「回転軸」についてはすでに述べたが、〈見えないもの〉とはその回転の「軸」でもあるのだ。ところで、「夢／想像的なもの」の研究ノートの直後に配置されている「キアスム——可逆性」という研究ノートを見ると、メルロ＝ポンティは「手袋の指先」(VI: 311/389)や「襷」(同上)という比喩を用いて「蝶番」や「回転軸」と同様のことを語っているのが分かる。この「手袋の指先」や「襷」とは、生地裏と表が折り重ね合わされる表面、言い換えれば、〈見るもの〉と〈見えるもの〉という「内と外がたがいに密着しているところ(application)、裏返し点」(同上)であり、それは「ひとが裏返すことのできる無」(同上)、「否定的なものが真に存在するただ一つの『場』」(同上)なのである。したがって、以上の内容をまとめると、この〈無〉であり、〈否定的なもの〉である〈見えないもの〉が、

「蝶番」や「回転軸」となることで〈見るもの〉と〈見えるもの〉という〈キアスム〉を成立させているということになるだろう。

## 2. 夢

前節では、『知覚の現象学』から『見えるものと見えないもの』までのメルロ＝ポンティの知覚理論を簡単にたどって来た。最終的にたどり着いたのは、〈見えないもの〉が、〈見るもの〉と〈見えるもの〉の〈キアスム〉を成り立たせる「回転軸」となっているということである。では、この〈キアスム〉は夢の中ではどうなるのだろうか。この問いを携えていよいよ研究ノートの読解に移っていきいたい。

以下では、まず研究ノートの前半部分に関して、〈想像的身体〉から夢を理解することが「〈存在〉の真の創設」を理解することにつながるとメルロ＝ポンティが考えていることを見ておく(2.1)。その後、夢における〈キアスム〉を考察している後半部分を読み解いていく(2.2)。

### 2.1. 〈存在〉の創設

この研究ノートの冒頭部分で、夢とは「別の舞台(scène autre)」(VI: 310/386)であると述べた後に、メルロ＝ポンティは次のように記している。

現実的なものに想像的なものを付けくわえる哲学においては理解しがたいことである。——というのも、こうした哲学にあっては、こうしたすべてがいかにして同じ意識に属するのかということが、理解されねばならないことにならうからである——。(同上)

おそらく、ここで意識されているのはサルトル(1940)における〈現実的なもの〉と〈想像的なもの〉の区別だろう。サルトルは、〈現実的なもの〉を対象とする〈知覚的意識〉と〈想像的なもの〉を対象とする〈想像的意識〉を区別し、知覚は対象を「実在するものとして定立する」(Sartre 1940: 32/55)のに対して、想像とは「『非現実化(irréalisante)』という意識の重要な働き」(Sartre 1940: 13/33)であり、対象の「不在(absence)または非在(inexistence)の定立」(Sartre 1940: 32/55)であると述べている。また、〈知覚的意識〉の対象である〈現実的なもの〉と〈想像的意識〉の対象である〈想像的なもの〉は、「観察」という観点からも区別される。知覚においては、立方体のような「対象が全面的に私の知覚の中に入ってきたとしても、一度に私に与えられるのは対象の一つの側面でしかない」(Sartre 1940: 23/45)ため、対象の周りを回りながら観察して行かなければならない。ところが、〈想像的なもの〉は「現れるや否や、一挙に全体と

して与えられる」(Sartre 1940: 25/47)ので、観察する必要はないのだ。

このような〈現実的なもの〉と〈想像的なもの〉、〈知覚的意識〉と〈想像的意識〉という区別を前提とする哲学を批判していることから、メルロ＝ポンティはかかる区別を前提とする限り夢というものの意義を理解できないと考えているということになる。

そして、メルロ＝ポンティは次のように続ける。

身体から出発して夢を理解すること：身体なき世界内存在、「観察」を欠いた世界内存在、あるいはむしろ重さをもたぬ想像的身体をともなった世界内存在として、想像的なものを身体の想像的なものによって理解すること—したがって、観察と等価的なものであるような無化 (néantisation) としてではなく、観察や分節した身体がその特殊な異本であるような〈存在〉の真の創設 (Stiftung) として (VI: 310/387)

注目しなければならないのは、「身体なき世界内存在、『観察』を欠いた世界内存在、あるいはむしろ重さを持たぬ想像的身体をともなった世界内存在」という表現である。これに関してリシール (1998) は、それは身体を全く欠いているということではなく、「ライブが、夢の中でケルパーからその錨を外されているということ」(Richir 1998:252/350) に他ならないと言う。ここでの〈ライブ (Leib)〉とは生きられた身体のことであり、〈ケルパー (Körper)〉と呼ばれる物理的身体と区別される。この区別に基けば、「想像的なものを身体の想像的なものによって理解すること」というのは、〈ライブ〉となった〈想像的身体〉をもとにして〈想像的なもの〉を理解しなければならないということになるとリシールは考えるのだ。

だが、それでも謎は残る。というのも、その直後の文でメルロ＝ポンティはこのような理解の仕方は「〈存在〉の真の創設」として理解することにつながると言っているからだ。それは一体どういうことなのか。ここでメルロ＝ポンティの考える〈存在〉について思い出してもらいたい。すでに述べたように〈存在〉とは〈見えるもの〉に見えるようにする〈見えないもの〉のことであり、〈次元〉となるものことであった。そうだとすれば、「〈存在〉の真の創設」とは〈見えないもの〉が〈次元〉として設定されることによって、〈見えるもの〉、この場合は〈想像的なもの〉を可能にするということになるだろう。

それを踏まえてもう一度「想像的なものを身体の想像的なものによって理解すること」という表現を考えてみよう。〈ライブ〉と〈ケルパー〉とが一つになったものを〈現実的身

体〉と呼ぶとすれば、〈現実的身体〉と世界との間にはすでに〈キアスム〉が成立している。このような〈キアスム〉が成り立っているのは、〈次元〉としての〈見えないもの〉がすでに設定されているからに他ならない。ところが、夢において世界や〈ケルパー〉から切り離され、もはや〈ライブ〉でしかない〈想像的身体〉には、かかる〈キアスム〉は成り立っていないはずである。だが、夢においても「〈存在〉の創設」があるとすれば、〈想像的身体〉とその対象である〈想像的なもの〉の間には別の仕方の〈キアスム〉があり、それは別の仕方でも〈次元〉としての〈見えないもの〉の設定が行われているのではないだろうか。

## 2.2. 夢における〈キアスム〉

前半部分の解釈では、〈想像的身体〉とその対象である〈想像的なもの〉の間には別の仕方の〈キアスム〉があるとメルロ＝ポンティは考えているのではないかという結論に至った。後半部分ではそれを踏まえてさらに読解を進めていく。

メルロ＝ポンティは、「〈存在〉の真の創設」という表現を用いた文の直後で、「夢のうちにキアスム (chiasme) の何が残っているのか」と問いかけて次のように述べている。

外的に感じられるものの内的写しが内部にあると言われるような意味で、夢は内部にあるのだ。夢は世界が存在していないいたるところで、感じられるものがわにある。——これこそがフロイトの語っているあの「舞台」、あの「劇場」、あのわれわれの夢幻的信念の場なのである。——それは「意識」やその心像をもてあそぶ狂気ではないのだ。(VI: 310/387)

リシールが指摘しているように、「外的に感じられるものの内的写し」というのは、「不在となった現実性を[...] 像の形で再構成する」(Richir 1998: 241/334) こと、言い換えれば〈現実的なもの〉のコピーが夢の中に〈想像的なもの〉として現れているということではないだろう。むしろ、この箇所ではメルロ＝ポンティが、夢という「夢幻的信念の場」は「感じられるものがわにある」と述べていることに着目すべきである。〈肉〉が「二重の意味で感じられるもの」だとされていたことを思い出してもらいたい。「二重の意味で」というのは、〈肉〉においては〈見るもの〉と〈見えるもの〉の〈キアスム〉が成立しているということである。それゆえに、夢の中で「世界が存在していない」ということになり、〈現実的身体〉と世界の〈キアスム〉が一時的に消滅してしまっても、なおそこには〈肉〉があるのであり、〈想像的身体〉とその対象である〈想像的なもの〉の間には別の仕

方の〈キアスム〉があるということになるだろう。

では、その〈キアスム〉とはどのようなものなのであろうか。残念ながらこの研究ノートにその答えは記されていない。代わりに研究ノートは次のような文章で締めくくられる。

夢の（そして不定の、またすべての生の）「主体」、それはひと（on）、つまり敷地（enceinte）としての身体である。——身体は見えるものであるがゆえに、われわれがそこから出てゆく敷地、「一種の反省」。(VI: 310–311/387)

メルロ＝ポンティによれば、夢に限らずすべての生の「主体」は「ひと（on）」であり、「敷地としての身体」であるという。つまり、夢のみが特殊というわけではないようである。ここで、「ひと（on）」(PP: 260/353)とは「知覚の匿名の主体 (sujets anonymes)」(PP: 411/577)のことであり、『知覚の現象学』においては私と他者が同じ対象を知覚できることを説明する際に用いられる用語である。ここで詳しく説明することはできないが、要するに、「ひと」とは私と他者が同じ身体的技能の〈スタイル〉を身につけているということであり、それによってメルロ＝ポンティは私と他者が同じ対象を知覚できることを説明しているのだ。そうだとすれば、「ひと」とは、私と他者が同じ「エレメント」としての〈肉〉に取りこまれていくということに他ならない。そして、「夢の主体」もまた「ひと」なのだとすれば、〈肉〉の「エレメント」によって〈想像的身体〉と〈想像的なもの〉の間に循環的な関係が成立しているということになるだろう。

それでは、「敷地としての身体」や「われわれがそこから出てゆく敷地」とはどういうことなのだろうか。リシール(1998)はこの「敷地」とは「外部のない内部、あるいはむしろ内部と外部とにさらに割れる内部、感じるもの／感じられるもののキアスムが、想像的なもの無重力状態の中で追及される一種の奇妙な表面」(Richir 1998: 242/335)だと述べている。ここでリシールの言う「表面」とは、生地を表と裏が折れ重なり合っている表面、つまり〈見えないもの〉である「手袋の指先」や「襷」のことである。そして、それは〈無〉であり、〈否定的なもの〉である〈見えないもの〉が「蝶番」や「回転軸」となることで〈見るもの〉と〈見えるもの〉という〈キアスム〉を、言い換えれば「一種の反省」を成立させている場所なのだ。

以上の点を踏まえると、メルロ＝ポンティは、夢の中においても〈キアスム〉が働いていると考えていることは間違いないだろう。また、その〈キアスム〉は覚醒状態とは別の仕方で成立しているとしても、何か特殊なものではないは

ずである。しかし、世界と〈ケルパー〉から切り離されることで、夢の中では覚醒状態では覆い隠されていた〈キアスム〉やそれを成立させる〈見えないもの〉が露出している。だからこそ、夢においては「〈存在〉の真の創設」を見出すことができるのであり、リシールと同じく「夢は覚醒状態に比べて[...]より根源的」(Richir 1998: 253/351)だと言えるのではないだろうか。

## 考察・結論

以上のように本稿では、メルロ＝ポンティの研究ノートを〈見えないもの〉の探求という視点から読み解いていった。最終的な結論としては、次の2点になるだろう。

- (1) メルロ＝ポンティは、夢においても覚醒状態における知覚と同様に〈キアスム〉が成立していると考えている。
- (2) 「夢のエポケー」を行うことで〈キアスム〉を成立させようとする〈見えないもの〉の働きに迫ろうとしていた。

これを踏まえて最後にメルロ＝ポンティの哲学を研究する上での意義を2つ述べておきたい。まず1つは、メルロ＝ポンティの哲学の一貫性についてである。『知覚の現象学』に代表される前期と『見えるものと見えないもの』などの後期でメルロ＝ポンティの思想に転回・断絶はあるのかという問題があるが、少なくとも知覚理論と〈キアスム〉を軸に読解することで最晩年の研究ノートに思想の一貫した発展・深化を見出すことは可能である。もう1つは、メルロ＝ポンティは〈見えないもの〉を探求していく中で夢のようなく想像的なものも重視しているという点である。それは知覚に特権的な地位を与えていることを問題点として指摘するカストリアディス(1997)の批判に対して反論する上で重要な手がかりとなるだろう。

もっとも、今回はメルロ＝ポンティの1つの研究ノートに関連した夢という狭い範囲の主題しか扱うことができていない。メルロ＝ポンティの〈見えないもの〉についての考察をさらに深めていくためには、カストリアディスによる批判も含めてより広く〈想像的なもの〉という視点から迫っていく必要がある。それは今後の課題としたい。

## 注

- 1) 『知覚の現象学』におけるメルロ＝ポンティの知覚理論については田中(2019)でもすでに論じているので、ここでは最低限の記述に止めた。詳細はそちらを参照し

てもらいたい。

- 2) メルロ＝ポンティの知覚理論における知覚と身体的技能の関係については宮原(2010)でエナクティブ・アプローチと対比させながら詳しく論じられている。このようなエナクティブ・アプローチをはじめとした認知科学の文脈の中で『行動の構造』や『知覚の現象学』といったメルロ＝ポンティの前期の著作が言及されることは多いが、後期思想について触れられることは少ない。そこで、本稿では謎めいた最晩年の研究ノートの読解を通じてメルロ＝ポンティの知覚理論を前期から後期にかけて一貫したものとして提示している。
- 3) 吉谷(1992)は〈可逆性〉を「両手が触れ合う」、「物に触れる」、「触れることと見ること」、「他者経験」の4つの審級に分けて考察し、「役割の反転は可能であるが、その一方に到達しようとして反転しても、一方はつねに捉えられないままにとどまる、こうしたあり方をメルロ＝ポンティは可逆性と呼んでいる」(吉谷 1992: 209)と結論づけている。このような〈キアスム〉や〈可逆性〉の解釈は本稿とも共通しているが、〈見えないもの〉や夢のようなく想像的なものとの関係には触れられていない。
- 4) 〈エレメント〉や〈次元〉については田中(2023)でより詳しく説明しているのでそちらを参照してもらいたい。

## 引用文献

※引用は邦訳がある場合には、邦訳に拠ったが必要によって適宜変更を加えている。頁数は原著/邦訳の順で示す。  
Castoriadis, C. (1997): *Fait et à faire: Les carrefours du labyrinthe 5*. Éditions du Seuil: Paris. (江口幹訳: したこととすべきこと〈迷宮の岐路V〉, 法政大学出版局, 2007年)

川瀬智之(2019): *メルロ＝ポンティの美学——芸術と同時性*, 青弓社.

Merleau-Ponty, M. (1945): *Phénoménologie de la perception*. Paris: Gallimard. 2004. (中島盛夫訳: 知覚の現象学, 法政大学出版局, 1982年)【略号: PP】

——. (1964): *Le visible et l'invisible*. Paris: Gallimard. (滝浦静雄・木田元訳: 見えるものと見えないもの, みすず書房, 1989年)【略号: VI】

——. (1989): *Le primat de la perception et ses conséquences philosophiques*. Cynara: Grenoble. 【略号: PrP】

宮原克典(2010): 知覚の行為性: エナクティブ主義と現象学, 哲学・科学史論叢12, pp. 143-172.

Sartre, J-P. (1940): *L'imaginaire: Psychologie de l'imagination* 《follio essais》. Gallimard: Paris. 1986. (澤田直・水野浩二訳: イマジネール——想像力の現象学的心理学, 講談社学術文庫, 2020年)

Richir, M. (1998): *Le sensible dans le rêve*. In: Merleau-Ponty, M. (1998): *Notes de cours sur L'origin de la Géométrie de Husserl: Suivi de recherches sur la phénoménologie de Merleau-Ponty*, Renaud Barbaras (sous la direction de). Presses universitaires de France: Paris. (加賀野井秀一, 伊藤泰雄, 本郷均訳: フッサール『幾何学の起源』講義 付・メルロ＝ポンティ現象学の現在, 法政大学出版局, 2005年)

田中雄祐(2019): *メルロ＝ポンティの政治哲学——共存と変革*, 【博士論文】

——. (2023): *メルロ＝ポンティの〈政治哲学〉への接近——ルフォールの〈社会的なものの肉〉を手がかりに——*, 政治哲学34, pp. 33-59.

吉谷啓次(1992): 〈肉〉の存在について: メルロ＝ポンティ後期哲学における「可逆性」の意味, 北海道大学文学部紀要41-2, pp. 189-214.

## Is There a “Chiasm” in Dreams?: Reading Merleau-Ponty’s Working Notes

Yusuke TANAKA

School of Education, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Ikebukuro Campus)  
2-22-1-3F Minami-Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 171-0022, Japan

**Abstract :** This article attempts to read Merleau-Ponty’s working notes on the dream of November 1960, included in his posthumous manuscript, *The Visible and the Invisible*, and offers an interpretation from the perspective of an exploration of the “invisible”. To achieve this, it is necessary to consider Merleau-Ponty’s theory of perception. Upon consideration, it becomes clear that in *The Visible and the Invisible*, Merleau-Ponty explores the “invisible”, which establishes a “chiasm” between the seer and the visible. Based on this, the following two interpretations can be drawn from reading the working notes on the dream. (1) Merleau-Ponty thinks that the “chiasm” is established in dreams as well as in perception. (2) He seeks to get closer to the workings of the “invisible”, which attempts to establish the “chiasm” by conducting an “epoché of the dream”.

**Key words :** Merleau-Ponty, dream, perception, invisible, chiasm



## 【研究ノート】

## 「特別養護老人ホームにおける自立支援の一形態としての安寧支援」に対する批判的検討

山下喜代美・先崎章・橋本由利子・櫻井恵美

東京福祉大学 社会福祉学部 (伊勢崎キャンパス)

〒372-8831 群馬県伊勢崎市山王町2020-1

(2024年5月30日受付、2024年10月10日受理)

抄録：[目的]本研究の目的は、自立支援の一形態としての安寧支援(山下ら, 2023a)を批判的に検討することを目的とする。[方法]特養での勤務経験のある介護福祉士12名を対象にオンラインによる半構造化インタビューを行った。事前に山下ら(2023)の安寧支援の概念等を配付して説明し、入居者のできることであっても手伝ったことでうまくいかなかったこと、安寧支援に対する感想等を質問した。インタビューデータから逐語録を作成し、内容分析を行った。[結果]入居者のできることであっても手伝ったことでうまくいかなかったことでは、4つのサブカテゴリーに分類し、そこから【入居者への不利益】【介護福祉職への不利益】を抽出した。安寧支援の感想では、7つのサブカテゴリーに分類し、【業務上の現実】【判断の重要性】【自立支援の模索】を抽出した。[考察]安易な安寧支援の導入の問題点、支援方法の選択における見極めの重要性が明らかになった。

キーワード：安寧支援、自立支援、特別養護老人ホーム、高齢者介護、介護福祉士

## 緒言

特別養護老人ホーム(以下特養)の介護保険法上の入所条件は、要介護度3~5である。2020年の調査では、特養入居者の42.2%は90歳以上、71.2%は要介護度4ないし5であり、76.1%が死亡退所である(三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2020)。指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準については「居宅生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない」等と明記されているが、自宅への退所は0.5%(三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2020)である。これらのことから、特別養護老人ホームは、重度要介護高齢者の終の住処であるといえる。

このような特養での介護は、介護保険法の目的にある「自立支援」を根拠とし、できることはなるべく自分で行うという介護が提供されている。しかし、沖中(2006)は、障害に加えて加齢に伴う心身機能の低下が徐々に進行する状態では、できない自分を思い知らされる機会となり得ると述べている。また、山下(2016)は、特養でできることはなるべく自分で行うという生活リハビリテーションを実施するためには、居場所の安心感を提供する介護が重要であると述べている。そして山下(2018)は、特養入居者が自分の居場所としての安心感を得られるようにするための介護福祉

職の関わりとして、入居者が無理をしないでいられるように、「大変そうときは手を貸す」「体調に合わせて介助する」などがあることを報告している。そのような中で山下ら(2023a)は、特養入居者自身が自分でできることであっても手伝えるに至る介護福祉士の思考のプロセスを概念化し、特養入居者が最期まで尊厳を保持するための自立支援の一形態として「穏やかに安らぎを感じて生活できるようにするための支援(安寧支援)」について言及した。

しかし、特養入居者のできることであっても介護者が行ってしまう介護は過剰な介護でもあり、特養入居者自身の心身機能の低下を加速させ得る。かつて「寝かせきり高齢者」「廃用症候群」「生活不活発病」などが問題視され、残存機能を活用した介護方法が主流となった経緯がある。また、二渡(2019)は、「全介助」は介護を提供する時間の短縮になるかもしれないが、必要以上の介護は利用者の残存能力を奪う危険性があると述べている。このように、特養入居者のできることであっても手伝えるという介護方法を安易に取り入れることは、心身機能の低下や意欲の低下を招くことが危惧される。

そこで、本研究は、自立支援の一形態としての安寧支援の構築にむけて、安寧支援を批判的に検討することを目的とする。この批判的検討により、特養入居者のADLの自立を奪うような安易な安寧支援の導入を回避することがで

きると考える。

## 研究対象と方法

### 1. 対象者と調査方法

機縁法により、特養での勤務経験のある介護福祉士12名を対象者とした。幅広い立場からの意見を聞くために特養経験年数や介護福祉士の経験年数、役職等の条件は設けなかった。また、特養経験があることに重点を置き、現在の勤務場所は問わなかった。これは、特養以外も経験していることで、より特養の特性に踏まえた意見をきくことができると考えたからである。

調査方法は、オンラインによる半構造化インタビューである。インタビューは、対象者の勤務の都合に合わせて1～3名で行った。インタビュー内容は、対象者の了承を得て録音した。

調査期間は、2022年10月～2023年7月である。

### 2. 調査内容

事前に、山下ら(2023a)の「特別養護老人ホームにおける自立支援の一形態としての安寧支援—入居者のできることであっても手伝うに至る思考プロセスの概念化—」の抄録、結果図、概念名と代表的なバリエーション、またこれまでの研究の経緯と安寧支援について説明する文書とインタビューガイドを依頼状とともに送付した。これらの送付した資料のうち「概念名と代表的なバリエーション」を表1、「結果図：入居者のできることであっても手伝うに至る思考のプロセス」を図1に示す。インタビュー開始時には、送付した資料と安寧支援の考え方についての質問を受け付けて、以下3点の質問内容に関するインタビューを行った。

- ① 「特別養護老人ホームにおける自立支援の一形態としての安寧支援—入居者のできることであっても手伝うに至る思考プロセスの概念化—」(山下ら, 2023a)における概念の中に違和感のあるものはあるか。
- ② 実際に自身が特養で介護している(していた)中で、入居者のできることであっても手伝うことはあったか否か、また手伝ったことがある場合にうまくいかなかったことについて。
- ③ 自身の特養での介護に照らした「安寧支援」についての率直な感想。

### 3. 分析方法

本研究は、内容分析に基づいた質的記述的研究デザインとし、インタビューデータから逐語録を作成した後、共通性を検討しながら、コード、サブカテゴリー、カテゴリーを

作成した。これらの一連の過程において、研究者4名で繰り返し検討することで、データ解釈の妥当性と分析の真実性の確保に努めた。

### 4. 倫理的配慮

本研究は、東京福祉大学倫理・不正防止専門部会の審査を受け承認を得た(東福大倫審2020-9)。施設長と対象者には、研究目的、方法、個人情報保護、研究協力の任意性と拒否・撤回の自由、研究成果の公表について、文書と口頭で説明し同意を得た。また、インタビュー調査時の録音については、録音について説明し同意を得た上で実施した。

### 5. 用語の定義

「安寧支援」とは、山下ら(2023b)の「要介護高齢者が自身の身体を思い通りに動かせないことによる不甲斐なさや、苦痛、生きていても仕方ない等と感じることなく、適切に依存しながら穏やかに安らぎを感じて生活できるようにするための支援」とする。

「できることであっても手伝う」とは、通常は本人が一人でやっている動作ではあるが介護福祉職がその動作を手伝うこととする。

## 結果

### 1. 対象者の概要

対象者の基本属性は、表2の通りである。

表2 対象者の概要

		n=12	
		人数/平均	%/SD
性別	男性	6	50.0
	女性	6	50.0
年齢		31.42	3.86
特養経験年数		6.9	3.79
	5年未満	3	25.0
	5～9年	5	41.7
	10～15年	4	33.3
介護福祉士経験年数		9.17	4.12
	5年未満	2	16.7
	5～9年	3	25.0
	10～15年	7	58.3
資格取得方法			
	大学	11	91.7
	実務経験ルート	1	8.3
役職	あり	6	50.0
	なし	6	50.0

### 2. インタビュー調査の結果

1) 「特別養護老人ホームにおける自立支援の一形態とし

表1 概念名と代表的なバリエーション

概念名	代表的なバリエーション
1 自分で出来ぬと感じることで気持ちが落ち込むことを防ぐ	「やろうとして自分でもうごけなかつたりすると、自分は何でできないんだらうっていうふうに乗って部分もあるかと思う。(1-①)」「してもらうことによって、失敗しなかったとか、あとやってもらったとか、そういう気持ちの面で、利用者さんにとってはそこはプラスですかね。(手伝うこと)で気持ち的に落ち込んだりとか、そういう強い気持ちにならないうえんですかね。(3-①)」
2 (ほっとする)時間の醸成	「心が満たされるっていうのと、ありがたうみたいね。やってみて楽しかったとか、助かったという気持ちにはなるかなと思うんです。(2-①)」「やっぱり、安心につながるのになんて思います。全部をやってください、やってくださいっていうのだと何か息が詰まっちゃうじゃないですけど、そういうのあると思うんですけど、やっぱり、どこかに安心できる場所をつつてあげるじゃないけど、まあ、気持ちは理解してあげるといっか、それに關しては、そういうことでしょうか。(13-①)」
3 必要性を見極めた上で依存の受入れ	「自立度が高い人でも、甘えてるんですかね。甘えがある方とかは結構手伝っちゃったりとかしちゃうときもあります。(8-①)」「気持ちに波があったりしてできない、押し、押しで職員に声掛けしてくる利用者さんかいて、頑張ってる職員は応援するとできたり、それでもできなかつたら、じゃあ今日はそこまで手伝いますねって押しつたりとか。(6-①)」「目的まで自分でこいで行っていることを認識できないっていう可能性もあります。(11-①)」
4 不信感・不満感の払拭	「何で見てただけなのと思う人も中にはやっぱりいます実際に言われたこともあります。(2-②)」「何で手伝ってくれないのにつながるかもしれない(2-③)」「あの人は手伝ってもらえるのについて、ちょっと不信感を職員に対して持たれてしまうことがあるかなんて思います。(9-①)」
5 笑顔の誘引	「手伝うと、やっぱり笑顔は多いですね(6-②)」「何かやっぱり笑顔が見たいから(14-①)」「利用者さんが言うててを介助してあげたりとかすると、その介助したことによって、利用者さんがこう、うれしそうにこう笑顔になって、ありがたうとか(17-①)」
6 日常生活動作のリスク回避	「安全が第一なのでそこで判断して、車椅子を使ってもらったりしてします。(1-②)」「要介護4、5とか重度な方とかを見てると、やっぱり危険っていうか(5-①)」
7 日常生活動作の補完による目的の達成	「食事が、早過ぎて食べこぼしも出てきちゃうんで、それによる食事が減っちゃうりとか(9-②)」
8 日常生活動作の安楽化	「いつもよりつらそうだな、大変そうだなって思うときは判断して介助をすることがあると思います。(4-①)」「どうしても時間かかっちゃうりとか、あと疲れちゃうりとかっていうときには介助するようにします(8-②)」
9 日常生活動作の苦手な部分のスキップ機能	「おしこたど拭けるけど、排便だと拭けぬとかあるんで、そういうときは手伝ったりとか、その苦手なものを手伝うとかです。(6-③)」「同じすくものでも、こましてしまいかちな状況のものとかあるんですけど、そういうときにやっぱり、少しこましてしまったりとか、それを見てその方が「ああ、もうできない」って諦めてしまったりとかっていうのはあるんです。そのときも、一回お声掛けはさせていたんですけど、それでも少し、あんまり自分ではやりたくない様子だったら、こちらで介助するようにします。(16-①)」「その嫌な時間が短いうえんってことですかね。(6-④)」
10 可能性の順延	「次につなげるために、今手伝っていることでもあります。その落ち込んでる人、食べなくてやる気が見られなくてみたいね、いつもできるのになんていう人を、ずっと自分でやって、自分でやってっていう自立支援ばかりやると、やっぱり何か、本人もそんなに、よし、頑張ろうと思えないじゃないですか。だから、一緒にやってみて、じゃあこれやってみてねって一つずつ進むか、あとそうやって、今日は手伝うからねっていう形で手伝うかですね。(6-⑤)」「いつもできてるから、今日くらいはお手伝いさせてもらおうかなみたいね。普段はできてるんだってことを前提に手伝わせていた方がいいんで、じゃあ、いつもはできてるから今度は頑張ってみよう。今回はこれだけ次は頑張ってみようって思ってくれてる人もいるかな。(9-③)」
11 時間と体力の楽しみ・生きがい活動への配分	「自分の時間が取れるかもしれないかなと、手伝ったほうが早く済む場合のほうが多いと思いますので、自ら頑張るってよりも手伝ってもらったほうが早く済む可能性もあるので、もしかしら自分の時間が長く取れるのかなと思います。(4-②)」「ここからは自分が手伝ったほうが、その利用者さんが別のところで、その楽しみとか生きがいとか、そちらのほうに時間を使えるっていうか、そちらに力をつけるんじゃないかな(17-②)」
12 家族の思いの受託	「本人がでるところであつてもここはやってほしいっていう家族の希望がある(1-④)」
13 入居者の要望への対応による心安い関係の構築	「こういうふうにはやってもらえたから、この人に何か話してみようとか、そういう面があると思う(3-③)」「今日は手伝いますねとかっていう一言で、ああ、ありがたう、この人もいい人だなみたいね、もうそこで、そう思ってもらえれば、次の日ももしかしら、心開いてくれる可能性もある。(6-⑤)」
14 たどりついた生活の場のキャストとしての自覚	「やっぱりここに入居してよかったと思ってもらいたいわけなので、楽しんでもらいたいわけですね。働いてもらって、家でできなかったことができるようになったとか、喜びに感じてもらいたくないで、働いてもらってそれ以外のことをつまみ、気持ちになつてくれないかな。家じゃ手伝ってもらえなかつたけど、じゃあここにきたらやってみる。うれしむけですね。それでどうにか生きる勇気ももって家から出い出されちゃたり、施設にいるんだと、職員さんが優しくしてくれるから頑張るって生活していく。自分でできることは頑張るって、できないことは手伝って、自分でほんとにズボンが上げられるんだと、腰が痛、から手伝ってもらったり、もしかしら過度な介護のかもしれないんですけど、それは本人さんの生きる勇気につながるんじゃないかな。(10-①)」「生活の場なんて、生活しやすさっていうか、毎日の生活が苦痛だと嫌だと思ってるんですけど、そこをちょっと手伝ってれば、ここにいよかつたって思ってもらえるかなんて思います。(6-⑥)」「自分では食べられるんですけどどうしても他の人の、(まああの人またこましてると言う、他の利用者さんからの、嫌だねとかいう声も聞こえたので、きれいにこちら側で取り取って食べさせてあげたいっていうことがあります。(21-①)」
15 入居者の話をしたいという思いに応じる	「(手伝ってほしいと言われて)そういうとき結構話掛けるけど、愚痴かたまってたりとかして、聞いてほしいのかっていうか。(14-②)」
16 会話のため時間を止め距離を縮める	「職員も介助することでコミュニケーションがとれます。(18-①)」「手伝うことが、職員のコミュニケーションがよいことになってるっていう場合もあります。(6-⑦)」
17 予測不可能な介護要請	「他の人からコールが出た場合、他の人がちょっと危ない状態だったりしたときには、申し訳ないんですけど、お手伝いさせてもらってます。(9-③)」「徘徊しちゃう方とかかいた場合には、もうすぐには戻らないうえん状態になっちゃうので手伝わせていただくっていう判断をさせてもらってます(9-④)」
18 時間の制約	「限られた時間の中で召し上がっていただくっていう状態になっちゃうんで、自分で食べていたっていうのを、あんまり、3割、4割、半分かいたくらいは食事摂取量になったときにはちょっとお手伝いさせていたいで、最後は介助で食べてもらってるっていう状態ですね。(9-⑤)」「業務に追われてしまって、次の方が待てる場合とかはちょっとお手伝いさせてもらったりですかね。(14-③)」
19 人へのいたわり	「基本的に手伝ってほしいって言われたら、自分は手伝っちゃうんですけど、その手伝ってほしいっていう理由が本人には多分あるので、そういうふうには本人からの口からそういう言葉が出たんであれば、手伝ってあげるのが一番かなんていう考えもあります(18-②)」「目の前で困ってるんだから、これくらいはやってあげるくらいいいんだと思う(10-②)」
20 要介護高齢者のとらえ方に基く介護観の反映	「その入居者さん、(ほんと90とか100とかの人もいます)です。そうなるやっぱ、体力的な部分っていうんですかね。ほんとに自分たちができると思ってる、その普通にできていることが多分入居者にとつたらかなりのハードなことというか、実は。ほんとちょっと車椅子こくとか、ちょっと洋服を着るっていうだけでも、自分たちにとっては何でことないことが、多分本人たちにとってはかなり大変なこと。でも、一生懸命やっているから、何かやってくるふうに見えるっていうのがあるかもしれないので、ただ、自分たちの感覚っていうんですかね、自分たちができてるから向うでもできるみたいね感覚では、あんまり見ないようにはしてあるかなんて思います。(18-③)」「やっぱり高齢になって基礎疾患とか、うんと既往歴もそれなりにある利用者さんが、正直特養とかっていうと多いと思うんですけど、そういう利用者さんが、生きがいを持って生活していただくっていうのを考えたときに、やっぱり多少なりともこちらがその、何なる、自立支援だけを考えるんじゃないかなんて、その人の生活やら既往、生活歴とか、あとは本人のその様子とか状態をよく観察した上で、その人に合ったというか、その人がよく充実した生活を送っていただくために、どんな支援が必要かなんて考えたときに、やっぱり自分は、何だ、全てを自立支援に焦点を当てる。じゃあ介護するじゃなくって、適度にこちらがやっぱり介入して介助をしていくっていう介助が、やっぱりどうしても必要になってくるのかなんていうふうには思います。(17-③)」
21 看取りの後悔を経た介護観の変化	「最期を迎えられて、頑張るって、頑張るって言ってたけど、もっと優しく介助してあげたほうがよかったのかな(11-②)」

山下ら(2023a) 表2 概念と代表的なバリエーション

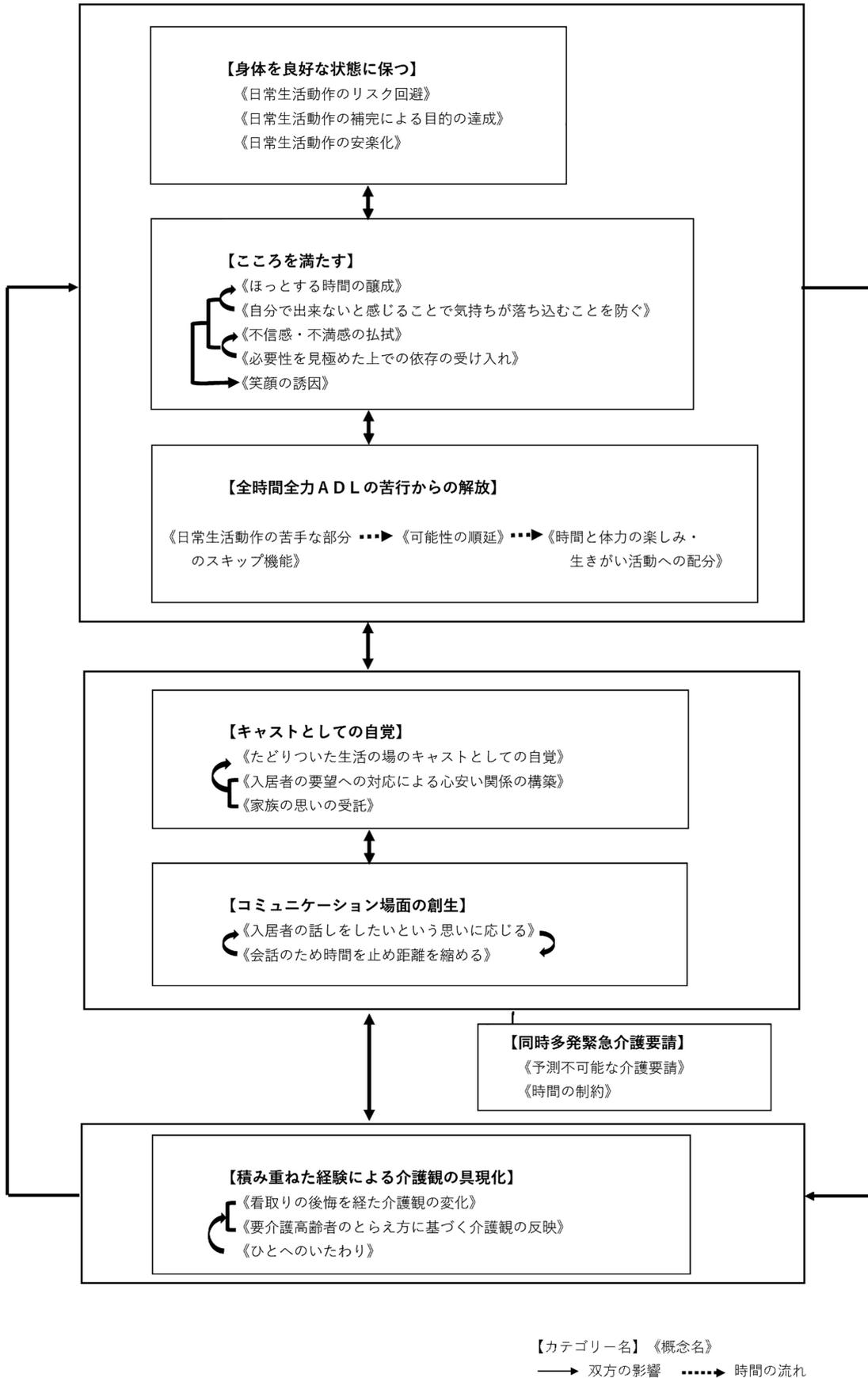


図1 結果図 入居者のできることであっても手伝うに至る思考のプロセス(山下ら 2023a)

ての安寧支援—入居者のできることであっても手伝えるに至る思考プロセスの概念化—(山下ら, 2023a)における概念に対する違和感の有無

対象者12名全員が、違和感のある概念名はないと回答した。

2) 実際に自身が特養で介護している(していた)中で、入居者のできることであっても手伝えることはあったか否か、また手伝ったことがある場合にうまくいかなかったことについて

- ① 入居者のできることであっても手伝えることの有無  
対象者12名全員が「ある」との回答であった。
- ② 入居者のできることであっても手伝えることでうまくいかなかったこと

ここでの回答から4つのサブカテゴリーに分類したのち、そこから2つのカテゴリーを抽出した。以下本文中ではカテゴリーを【】、サブカテゴリーを《》、具体的な回答内容を「」で示す。「」内の(番号)は回答者番号と表3、表4内の回答者別通し番号である。サブカテゴリーは《自分で行わなくなった》《プライドを傷つけた》《介護福祉職間の格差》《お手伝いさんの関係》であった。カテゴリーは、【入居者への不利益】【介護福祉職への不利益】であった。このカテゴリーとサブカテゴリー、代表的な回答内容の抜粋は表3の通りである。

3) 自身の特養での介護に照らして、「安寧支援」につい

ての感想

「安寧支援」についての率直な感想で得られた回答から7つのサブカテゴリーに分類したのち、そこから3つのカテゴリーを抽出した。サブカテゴリーは、《できることを手伝える理由は、業務に追われていることが多い》《できることを手伝える理由は、リスク回避が多い》《見極めと境界の難しさ》《安寧支援とは言えない場面》《できることであっても手伝えることの葛藤》《できることを行ってもらうことの罪悪感》《安寧支援への期待》であった。カテゴリーは【業務上の現実】【判断の重要性】【自立支援の模索】であった。カテゴリー、サブカテゴリー、代表的な回答内容の抜粋は、表4の通りである。

## 考察

1. 「特別養護老人ホームにおける自立支援の一形態としての安寧支援—入居者のできることであっても手伝えるに至る思考プロセスの概念化—(山下ら, 2023a)の実践的活用の可能性について

山下ら(2023a)が生成した概念について対象者12名全員が、違和感はないとの回答であった。この山下ら(2023a)が行った研究は、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ(以下M-GTA)の手法に則って行われており、理論的飽和化が判断されている。本研究の対象者は、特養での介護経験があり、全員が入居者のできることであっても手伝えるということがないと回答していた。木下(2020)は、理論的飽和化の判断には、外的な基準があるわけではなく、

表3 入居者のできることであっても手伝えることでうまくいかなかったこと

カテゴリー	サブカテゴリー	代表的な回答内容の抜粋	回答者No.
入居者への不利益	自分で行わなくなった	「拭いてほしい」って言われて、私、一回手伝わってしまった時があって。依存度が高かったんで、そっから私がいる時は自分で拭かなくなってしまうってことがありまして。	8-①
		どうしても時間に追われたりとかでやってあげちゃったりとかっていう部分があったら、そっからだいぶ依存がもっと強くなって。やってもらえるんだっていう感じになって、ずっと、全部、あれもやって、これもやって、特養で対応できないこともやってくれとかみたいな。依存の強くなったっていうケースもありましたね。	5-①
		やる気であつたりとかの損失にもなったかなとは思いますが。もちろん「ありがとう」とは言ってもらえるんですけども、それでやることのできることを減らしてしまったかなっていうのは思いました。	8-②
	プライドを傷つけた	こっちもできるかできないかの境目の判断でちょっと手伝わってという判断をして手伝わたらそういうふうにならざるって方はできるからいいんだよみたいな感じで言われることもあるので、そういうところに関しては利用者さんの尊厳というかプライドにちょっと傷をつけているのかなというふうには思いますね。	12-①
介護福祉職への不利益	介護職員間の格差	「何でこの人はやってくれたのに、あなたはやってくれないの」っていうので、利用者さんとの関係性に不具合じゃないけど、不信感が出てしまう。	2-①
		この人はやってくれるけど、この人はやってくれないって言って、やってくれない職員と利用者との関係を悪くしてしまった。	3-①
	お手伝いさんの関係	自立支援っていうよりかは、何ですか。お手伝いさんみたいな、メイドさんみたいな。利用者さんってよりかは、お客さんとお手伝いみたいな関係になってしまったりとか。	2-②

研究者が自身の分析結果に対して自分で判断しなくてはならないと述べている。山下ら (2023a) が生成した概念や結果図は、その研究の中で理論的飽和化の確認がなされているが、本研究対象者自身の経験に鑑みて自身の行為を説明し得るものであったといえる。また木下 (2020) はM-GTA

手法では、結果の実践的活用が重要視されており、分析結果の実践的活用への示唆が求められると述べている。このことから、今回の対象者による概念への違和感はないという回答は、実践的活用への可能性をさらに裏付けたものであるといえる。

表4 安寧支援に関する感想

カテゴリー	サブカテゴリー	代表的な回答内容の抜粋	回答者No.	
業務上の現実	「できることを手伝う」理由は、業務に追われていることが多い	現場で「できることを手伝う」理由は、業務に追われていることが多い。	2-③	
		手伝うというより、やってしまう。	5-②	
		時間に追われていることもあり、手伝ってあげることはどちらかといえば簡単。	6-①	
	「できることを手伝う」理由は、リスク回避が多い	現場で「できることを手伝う」理由は、リスク回避が多い。	2-④	
		安全第一が基本。	3-②	
判断の重要性	見極めと境界の難しさ	手伝うことで意欲が高まる場合と、過度なわがままになっていく場合の見極めは難しい。	2-⑤	
		職員によって「どこまでやってあげるか」の線引きはあやふやなのが特養。	5-③	
		自立支援、どこからが安寧支援っていうか、その区切りの難しい言葉。	7-①	
		適切っていうのが、利用者さん一人一人違うと思いますし。われわれの捉え方っていうか、すごい、職員側からのニュアンスであったりとかでも、すごい変わっていってしまう。	8-③	
		手伝うか手伝わないかの境界線がむずかしい。	12-②	
	安寧支援とはいえない場面	職員の効率重視で「できることを手伝う」ことはあるが、利用者の生活を考えて「手伝う」場合（食事2時間では他のことができなくなる、お風呂あがりの湯冷め、着替えそのものに時間がかかったら買い物に行く時間がなくなる等）と、職員が自分の業務を優先して効率よく、というのは違う。	1-①	
	高齢者は体力もなくなってもきており、できないことも増えてきているのはしょうがないこと。全部を手伝うわけじゃなくて、ほんとにちょっとした介助は必要。全部、やってあげちゃうっていうのは、またそれも違うのかな。	5-④		
自立支援の模索	できることであっても手伝うことの葛藤	ADL面に関しては、基本的には自分でできる部分はやらせよう。できない部分を手伝うっていうのが介護だと思ってる	5-⑤	
		手伝うことの罪悪感はある	12-③	
		依存そのものが悪いっていうか、依存をしてご自身でできることが減ってしまうと、それこそ本人がしたいことっていうのにつながらなくなってしまうかなとは、私自身思うので。見方を捉えれば、すごいわれわれのことを頼ってくださってるとは思えるんですけど、どちらかっていうと、そういう、今までできてたことができなくなってしまっているほうのイメージっていうか、ちょっと悪いほうのイメージのほうが強いかなっていう感じではありますかね	8-④	
	できることを行ってもらおうことの罪悪感	おむつゼロにとらわれて、本人の望みがわからないままトイレにつれていくなどは、自己満足だと思っていた	3-③	
		できるようになることを目指してやらせるが、その期間本人が苦痛であれば、苦痛を感じている中でお亡くなりになることもある。	10-①	
		時間をかけても大変な思いをしながらもやらせていると、不安感や介護職への不信感につながっている。	12-④	
	安寧支援への期待	自立支援の模索	体力的に難しいから手伝う場合、本人のできることを奪っている言い訳にしているのかもしれないと思った時もあったが、間違った考えではなかったとほっとした。	3-④
			この考えを持ってみんなができたなら、手伝うことも、できることをやらせようことにも余裕ができる。	3-⑤
			介護度4・5になる前にきつと頑張ってきた人たちであり、どうにもならなくなって特養にきた。だから、もうがんばらなくてもいい、手伝ってよいのだと思う。	3-⑥
		安寧支援への期待	手伝いすぎて目だし、分かるんですけど、ただ、ご本人が望むことを手伝って、手伝うことで本人が少しでも安心したりとか、生活が豊かになるっていうものはやはり安寧につながるんじゃないかな。	7-②
			自立支援を大事にしている職場ではあるが、葛藤はある。安寧支援だと色んな理由があって、お手伝いすることも悪いことでないということがわかる。	9-①
			自立支援を行っており、可能性を見つければチャレンジさせていたが、本人の気持ちは二の次だった人もいた。利用者の負担にもなっている方もいた。無理やり練習させましたというのはどうかと思っていたので、安寧支援は必要だと思う。	10-②
安寧支援の中にはできること、難しいこととかは手伝ってあげても利用者さんの自信を保つためにも安寧支援っていうものがあると思う。			12-⑤	
自立支援にとらわれているので、安寧支援を取り入れて、自立支援と安寧支援の両方を念頭において介助できれば利用者さんに寄り添った良いケアができる。			12-⑥	
自立支援を実践する中で、利用者さんの気持ちに寄り添っていないのかなという場面に出くわすので、利用者さんの思いという面で安寧支援を大事にしていってもよい。	12-⑦			
	この理念の下で働けるっていうそもそものがあると、利用者さんもそうですし、われわれもそうですし、やっぱり穏やかだと思う。	8-⑤		

## 2. 入居者のできることであっても手伝うことへの懸念事項

入居者のできることであっても手伝うことでうまくいかなかったことに関する回答では、入居者のできることを手伝ったことによる影響が語られていた。

【入居者への不利益】では、《自分で行わなくなった》《プライドを傷つけた》の2点があった。「一回手伝ってしまったら、そこから私がいるときは自分で拭かなくなってしまった(8-①)」。「時間に追われたりとかでやってあげちゃったりとかっていう部分があったら、依存がもっと強くなった(5-①)」など、できることを手伝ってしまったことで入居者が自分で行わなくなってしまったことが挙げられていた。日々の動作を自分で行うことは、残存機能を維持するために重要なことである。残存機能を活用する場面が減ることは、残存機能の低下を招きADLの低下に結びつく。「やる気の損失、できることを減らしてしまった(8-②)」ことにつながることは、入居者にとって負の要素となるものであり、安寧支援として入居者のできることであっても手伝う場合の注意すべき事項である。また、《プライドを傷つけた》では、「できるからいいんだよというふうに言われ、入居者の尊厳というかプライドをちょっと傷つけたというふうに思います(12-①)」との回答から、このようなケースは、沖中(2006)のできない自分を思い知らされる場面とは反対に、困難があっても自分で行う場面はできる自分を感じる場面となっていると考えられる。日常生活動作の場面が、本人にとってできる自分を再認識できる場面なのか、できない自分を思い知らされる場面になっているのかを見極めることが重要であるといえる。

【介護福祉職への不利益】では、《介護福祉職間の格差》、《お手伝いさんの関係》の2点があった。介護福祉職間での格差では、「この人はやってくれたのに、あなたはやってくれない(2-②)」など、入居者に対する介護福祉職間での対応の違いを入居者に指摘される状況となっていた。横山(2019)は、24時間の生活支援を、1人の介護福祉職だけで役割を果たすことは不可能であり、そのため介護福祉職の活動は、チームによって支援を行う。そのチームで統一された介護を実践する必要がある、そのためのツールが介護過程における介護計画であると述べている。介護福祉職による対応の違いは、入居者の不信感を招くことにつながりかねない。対象者の回答でも「利用者との関係に不具合じゃないけど不信感がでてしまう(2-①)」「やってくれない職員との関係を悪くしてしまった(3-①)」とあった。これらのことから、入居者のできることであっても手伝う場合は、どのような時なのか、それはなぜか等、判断の根拠となるものを介護福祉職全員が共通認識することが重要である。そのためにも介護過程の展開の中に自立支援とともに安

寧支援の視点を入れてアセスメントし、介護計画を作成していく必要があると考える。

## 3. 「安寧支援」導入に向けた課題

自身の特養での介護に照らした「安寧支援」についての感想では、入居者のできることであっても手伝うという場面の状況や、できることを自分で行ってもらう中での葛藤や罪悪感、安寧支援への期待が語られていた。

【業務上の現実】では、入居者のできることであっても手伝う理由は、業務に追われていることやリスク回避であった。業務に追われていることが理由の場合、入居者のための支援になっているとは言い難い。しかし特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準における介護職員または看護職員の配置基準は3対1であり人手が足りない、忙しいという声はよく聞かれるものである。栗木ら(2003)は、介護福祉職の業務の特性(負担感の要因)として、約9割の介護職が短時間で多くの利用者に対応しなければならないと回答したという調査結果から、一定時間内での対処人数が多い＝労働密度が高い、言い換えれば人手不足であると述べている。このことから、業務に追われた上での介護方法をこれは利用者のための介護ではないと批判するのは容易であるが、介護福祉職が置かれている人手不足の現実に真摯に向き合い、人員配置基準から見直すことも視野に入れる必要がある。また、入居者の多くが重度要介護高齢者である特養においては、リスク回避はどんな状況であっても、できることであっても手伝うことの原因になり得る。そのような中でも、できることをなるべく自分で安全に行ってもらようにしている介護は、入居者の心身の状態に関する判断力、環境整備、リスクを見据えた見守りなど、介護福祉職の専門性が発揮された結果であるといえる。今後もリスク回避を理由に過度な介護とならないように、介護福祉職全体の専門性を高めていくことは重要である。

【判断の重要性】では、「手伝うことで意欲が高まる場合と過度なわがままになっていく場合の見極めが難しい(2-⑤)」、「自立支援、どこからが安寧支援っていうか、その区切りの難しい言葉(7-①)」、「適切っていうのが、利用者さん一人一人違うと思いますし。われわれの捉え方っていうか、すごい、職員側からのニュアンスであったりとかでも、すごい変わってしまう(8-③)」、「手伝うか手伝わんないかの境界が難しい(12-②)」などが挙げられていた。さらに安寧支援とは言えない場面として「職員が自分の業務を優先して効率よく、とは違う(1-①)」、「できないが増えるのはしょうがないこと(中略)全部やってあげちゃうというのは、またそれも違うのかな(5-④)」との回答があった。

これらは、安寧支援を導入する際の留意点となり得るものであるといえる。またこの留意点を明確に示さなければ、過度な依存状態や業務効率の優先、アセスメントのない全介助などの状況に陥る可能性があることが示唆された。

【自立支援の模索】では、《できることであっても手伝うことの葛藤》、《できることを行ってもらふことの罪悪感》、《安寧支援への期待》があった。《できることであっても手伝うことの葛藤》については、介護福祉士会倫理綱領における自立支援、介護保険法の目的にある自立支援、そして介護福祉士養成課程における自立支援の観点からの生活支援技術の教育が背景にあるものと考えられる。一方、できることを自分で行ってもらふという残存機能を活用した介護を提供している中で、「本人の望みがわからないままトイレにつれていくなどは、自己満足だと思っていた(3-③)」や「その期間本人が苦痛であれば、苦痛を感じている中でお亡くなりになることもある(10-①)」の回答があった。ここには、残存機能を活用した介護を提供しつつも、それが本当に入居者の望むものなのか、本人の為になっているのかという罪悪感があった。このような経験から、「体力的に難しいから手伝う場合、本人のできることを奪っている言い訳にしているのかと思った時もあったが、間違った考えではなかったとほっとした(3-④)」、「自立支援を大事にしている職場ではあるが、葛藤はある。安寧支援だと色んな理由があって、お手伝いすることも悪いことではないということがわかる(9-①)」、「自立支援と安寧支援の両方を念頭において介助できれば利用者に寄り添った良いケアができる(12-⑥)」などの回答があった。自立支援の名のもとに残存機能を活用した介護を提供している介護福祉職が、それだけではとらえきれない入居者の心身の状態があることを理解した上での葛藤や罪悪感であり、入居者が「少しでも安心したりだとか、生活が豊かになる(7-②)」ための安寧支援導入に向けた期待が込められていた。

黒澤(2010)は、介護は「価値」にもとづいており、根底となる価値が異なれば、提供する介護も変わってくると述べている。また黒澤(2014a)は、介護福祉教育の理念として、人間の尊厳と自立は介護福祉教育の基盤として位置づけられているとしている。その介護福祉教育を受けた介護福祉職が、自立支援として残存機能を活用した介護を提供する中での罪悪感、できることを手伝うことへの葛藤が生じていると考えられる。本来、自立支援はそれが尊厳の保持につながるからこそ意味がある。介護における自立支援について黒澤(2014b)は、介護サービス利用者は、老い、病、心身の障害等に起因する生活支障を担っており、そこには不安、絶望、悲哀、疎外感、自尊心の喪失といった精神的状況が存在し得るため、自己を尊重してくれる人、自己の生活

状況がわかり真摯に支援しようとしてくれる人の存在が、精神的自立を強め、自立への具体的方向性を志向すると述べている。これらのことから、安寧支援導入の際には、入居者の精神状況や生活状況を十分に理解し、どのような方法での介護が入居者を尊重することになるのか、尊厳を守ることになるのか、を慎重に見極める必要があるといえる。

本研究によって、安寧支援の安易な導入による入居者と介護福祉職への不利益が明らかになり、安寧支援導入の際の留意点に関する示唆を得ることができた。

## 結論

本研究は、安寧支援を批判的に検討することを目的としてインタビュー調査を行った。インタビュー調査の結果から、安易な安寧支援の導入の問題点、安寧支援導入の見極めの重要性、自立支援とともに安寧支援を導入することの可能性、そして導入の際の留意点が明らかになった。しかし、今回の調査対象者は、介護福祉職でありケアを提供する側である。今後は、ケアを受ける入居者やその家族の視点からの検証が必要である。小嶋(2014)は、質的研究に与るその検証とは実践の場への適用であることに留意しておきたいと述べており、今後は実践の場に安寧支援を導入して検証していくことが必要である。そのためにも今回のインタビュー調査で明らかになった安易な安寧支援導入の問題点、安寧支援導入の見極めの重要性などから、留意点をまとめたチェックリストの作成などが必要であると考える。

## 【謝辞】

本研究にご協力いただきましたインタビュー対象者の皆様に深く感謝申し上げます。

本研究は、2020年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)(課題番号:20K20786)の助成を受けて実施しました。

## 引用文献

- 二渡努(2019): 介護概念の変遷. In: 介護福祉士養成講座編集委員会編, 最新介護福祉士養成講座3介護の基本 I. 中央法規出版, 東京, 37.
- 木下康仁(2020): 定本M-GTA 実践の理論化をめざす質的研究方法論. 医学書院, 東京.
- 小嶋章吾(2014): 質的研究の基礎的理解. In: 日本介護福祉学会辞典編纂委員会編『介護福祉学辞典』, ミネルヴァ書房, 京都, 198-199.

- 栗木黛子, 佐藤芳子, 西浦功他 (2003): 特別養護老人ホームにおける介護職の業務実態と負担感 (調査報告). 人間福祉研究, 6, 101-119.
- 黒澤貞夫 (2010): 新カリキュラムにおける介護福祉士の専門性を考える. 介護福祉教育, 30, 6-15.
- 黒澤貞夫 (2014a): 介護福祉教育の理念. In: 日本介護福祉学会辞典編纂委員会編, 『介護福祉学辞典』. ミネルヴァ書房, 京都, 94-95.
- 黒澤貞夫 (2014b): 介護福祉教育の理念. In: 日本介護福祉学会辞典編纂委員会編, 『介護福祉学辞典』. ミネルヴァ書房, 京都, 16-17.
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2020): 「介護老人福祉施設における看取りのあり方に関する調査研究事業報告書」.  
[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/05/koukai\\_200424\\_15.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/05/koukai_200424_15.pdf) (2021.10.13 検索)
- 沖中由美 (2006): 身体障害とともに老いを生きる施設入所高齢者の自己意識. 日本看護科学会誌 2 (4), 19-29.
- 山下喜代美 (2016): 特別養護老人ホームで生活リハビリテーションを実施するために必要な支援—車いすの自操に焦点をあてて—. 東京福祉大学・大学院紀要 6 (2), 137-144.
- 山下喜代美 (2018): 特別養護老人ホーム入居者が感じる居場所感に関する介護職員の意識. 介護福祉学 25 (1), 11-18.
- 山下喜代美, 先崎章, 橋本由利子他 (2023a): 特別養護老人ホームにおける自立支援の一形態としての安寧支援—入居者のできることであっても手伝うに至る思考のプロセスの概念化—. 東京福祉大学・大学院紀要 13 (1-2), 17-28.
- 山下喜代美, 先崎章, 橋本由利子他 (2023b): 「安寧支援」の介護の視点と留意点. 東京福祉大学・大学院紀要 13 (1-2), 101-110.
- 横山孝子 (2019): 介護過程とは. In: 介護福祉士養成講座編集委員会編, 最新介護福祉士養成講座 9 介護過程. 中央法規出版, 東京, 12.

## Critical Examination of “Annei” Support as a form of Self-Reliance Support in Special Nursing Homes for the Elderly

Kiyomi YAMASHITA, Akira SENZAKI, Yuriko HASHIMOTO and Emi SAKURAI

School of Social Welfare, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Isesaki Campus)  
2020-1 San'o-cho, Isesaki City, Gunma

**Abstract :** [Objective] This paper critically examines an article titled “Annei” Support as a Form of Self-reliance Support in Special Nursing Homes for the Elderly (Yamashita et al., 2023). [Method] Semi-structured interviews were conducted online with 12 certified care workers who had experience working in special care facilities. Documents explaining the concept of annai support were distributed beforehand. The participants were asked to share any instances in which they had unsuccessfully tried to assist care residents with matters that they could have handled themselves. The participants were also asked to provide their view on annai support. A verbatim transcript was created from the interview data and analyzed qualitatively with the use of the content analysis. [Results] Regarding the assistance they had provided to residents with matters that they could have handled themselves, two items were extracted from four subcategories. These were “disadvantage to residents” and “disadvantage to care workers.” As for their thoughts on annai support, “reality of the task,” “importance of judgment,” and “exploring at the self-reliance support” were extracted from seven subcategories. [Discussion] The study revealed the problem of the careless provision of annai support and the importance of discernment in the selection of support methods.

**Key words :** “Annei”support, Self-reliance support, Special nursing homes, Care for the Elderly, Certified Care Worker

【研究ノート】

在宅で療養する未就学の医療的ケア児に携わる専門職の子ども観と多職種連携能力評価  
— 保育士と看護師の職種による差の検討 —

高橋真由美

指導教員  
先崎 章

東京福祉大学大学院 社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士課程後期(池袋キャンパス)  
〒171-0022 東京都豊島区南池袋4-23-1

(2024年10月31日受付、2024年12月12日受理)

抄録：本研究では在宅で療養する未就学の医療的ケア児に携わる専門職者の多職種連携能力を評価し、職種間の特徴を明らかにすることを目的とし、保育士と看護師それぞれ100名を対象に基本属性及び子ども観を「新・子ども観尺度」、多職種連携能力を「在宅で療養する小児における多職種連携能力評価尺度」を用いて尺度間の相関(Spearmanの積率相関係数 $\rho$ )の分析及び2群の比較(Mann-WhitneyのU検定)を行った。その結果、子ども観(大切な存在)は保育士が有意に高く、多職種連携能力は看護師が有意に高かった。これらのことから互いの強みを活かした連携や共同研修等を実施することで在宅で療養する未就学児とその家族への支援に対する連携能力を高め合うことができると考えられた。

キーワード：医療的ケア児、未就学児、保育士、看護師、多職種連携、多職種連携能力

## 緒言

医療の高度化や在院日数の減少等で在宅で療養する医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に  
応じた適切な支援を受けられるよう令和3年医療的ケア児  
及びその家族に対する支援に関する法律が公布された(厚生労働省, 2021)。これにより行政による支援体制は財政  
支援など整備されたが、支援センターの整備が進められて  
いない地域などの地域格差やレスパイトサービスの不足が  
著しく、家族の介護負担の軽減の改善に至っていない(杉  
井, 2024)。さらに医療的ケア児の家族は医療費や医療機  
器等経済的な負担等から共働きへのニーズがあり(荒木ら,  
2019)、保育所を利用したいという希望がある(空田,  
2015)。一方で医療的ケア児が入所している保育所はまだ  
少ないが、今後増加することが予測され(澤・二宮, 2022)、  
同時に保育所等に勤務をする保育士が医療的ケア児に携わ  
る機会が増えていくことが推察される。こうした背景から、  
様々な専門性を持ち合わせた専門職間の多職種連携が  
必要不可欠であり、各専門職者が個々に多職種連携能力を  
高めていく必要がある。そこで本研究では、在宅で療養す  
る未就学の医療的ケア児に主に携わる保育士と看護師の子  
ども観と連携能力を評価し職種間の特徴を明らかにするこ

とで、多職種連携教育の一助となり、医療的ケア児の在宅  
ケアの質の向上に繋がると考えた。

## 研究対象と方法

### 1. 対象者

在宅で療養する未就学の医療的ケア児に携わる保育士及  
び看護師それぞれ100名

### 2. 調査方法

在宅で療養する未就学の医療的ケア児を支援する国内の  
通所及び在宅系サービスを行う施設を無作為に抽出し、電  
話及びメールにて研究の説明を行い、了承が得られた施設  
へ研究の趣旨、目的、方法、倫理的配慮が記載された文書及  
び質問紙を郵送し、対象者への配付を依頼した。なお施設  
への依頼の際には、未就学の医療的ケア児へのケアを行っ  
ているか、未就学の医療的ケア児に携わる保育士または看  
護師の人数を確認した上で、現在未就学の医療的ケア児に  
携わっている保育士または看護師のみに配付、回答を依頼  
した。

### 3. 調査項目

1) 基本属性:(性別、年齢、学歴、資格、役職、経験年数、

勤務先、勤務形態) 8項目

## 2) 子ども観:「新・子ども観尺度」

高橋ら(2015)は、原田(2002,2003)の作成した子ども観を測定する質問紙について因子構成の再検討を行ない、より信頼性が高い「新・子ども観尺度」を作成した。「新・子ども観尺度」では子ども観を「乳幼児期の子どもを、どのような存在として見るか」と定義しており、4因子28項目で構成されている。

### ① 第1因子:大切な存在(8項目)

「子どもはかけがえのないものだ」「子どもはあらゆる可能性を持っている」等

### ② 第2因子:活発で純粋な存在(8項目)

「子どもは何に対しても一生懸命である」「子どもは素直である」等

### ③ 第3因子:未熟で手のかかる存在(9項目)

「子どもは大人の言うことをきかない」「子どもは手間がかかる」等

### ④ 第4因子:能力を秘め、可能性のある存在(3項目)

「子どもは大人が気付いていないことや見えないものを見ている」「子どもは子どもなりの世界を持っている」等

各項目について「全くそう思わない(1点)」～「全くそう思う(6点)」の6件法で回答を求め、合計得点及び各因子の得点を算出する。

「新・子ども観尺度」各因子のCronbachの $\alpha$ 係数は、第1因子 .861、第2因子 .850、第3因子 .840、第4因子 .825であり内的一貫性が保たれていることから、概ね高い信頼性を持つ尺度であるといえる。

また、「子どもは保育士や幼稚園教諭を成長させる」の項目は「子どもは専門職者を成長させる」に変更し調査を行った。

なお「新・子ども観尺度」の本研究での使用、項目の変更にあたり、作成者の高橋より直接使用許諾及び論文への掲載、公表の許可を得た。

## 3) 多職種連携能力:在宅で療養する小児における多職種連携能力尺度(日本語版ICC-CMC)

保育士と看護師の子どもにおける多職種連携能力を測定するためにShimmuraら(2018)の「在宅で療養する小児における多職種連携能力評価尺度(日本語版ICC-CMC)」を使用した。「在宅で療養する小児における多職種連携能力評価尺度(日本語版ICC-CMC)」は在宅で療養する小児における保健、医療、福祉、教育などの多職種による連携能力を自己評定できる尺度であり、3因子12項目で構成されている。

### ① 因子1:情報共有力(4項目)

「子ども・家族からの相談内容を他職種と共有している」等

### ② 因子2:資源開発力(4項目)

「子ども・家族が必要としている地域の教育資源がわかる」等

### ③ 因子3:創造的ネットワーキング力(4項目)

「子ども・家族に関わる他職種と顔を合わせて話す機会を持っている」等

各項目は、「当てはまらない(0点)」「やや当てはまらない(1点)」「やや当てはまる(2点)」「当てはまる(3点)」の4件法で回答を求め、合計得点及び各因子の得点を算出する。

また「在宅で療養する小児における多職種連携能力尺度(日本語版ICC-CMC)」のCronbachの $\alpha$ 係数は尺度全体で .99、各因子では、因子1は .92、因子2は .88、因子3は .89であり内的一貫性が保たれていることから、概ね高い信頼性を持つ尺度であるといえる。

なお「在宅で療養する小児における多職種連携能力評価尺度(日本語版ICC-CMC)」の本研究での使用にあたり、作成者のShimmuraより直接使用許諾及び論文への掲載、公表の許可を得た。

## 4. 調査期間

2023年10月～12月

## 5. 倫理的配慮

調査結果はデジタル化し個人が特定されないこと、調査の参加は個人の自由意志であること、いつでも撤回が可能であり、撤回後も不利益は一切被らないことを記載し文書で説明をした。質問紙の回収は、回答後に各自で郵便ポストに投函するよう依頼し、回答の返送をもって研究の同意を得たものとみなした。

調査の実施にあたっては、東京福祉大学社会福祉学研究所内研究倫理審査委員会の承認を得た(第2023-8号)。

## 6. 分析方法

データの入力にはMicrosoft Excel 2019を使用し、統計処理及び分析にはSPSS ver.29 for windowsを使用し基本属性は単純集計を行った。

さらに基本属性及び子ども観を「新・子ども観尺度」、多職種連携能力を「在宅で療養する小児における多職種連携能力評価尺度」を用いて尺度間の相関(Spearmanの積率相関係数 $\rho$ )の分析及び保育士と看護師による2群の比較(Mann-WhitneyのU検定)を行った。

各種検定における有意水準は5%とした。

7. 用語の定義

医療的ケア及び医療的ケア児

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」によると、「医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいい、医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）」（厚生労働省, 2021）と定義されており、本研究においても同様とする。

結果

配付数200部のうち、回収数は81部（40.1%）であった。さらに1項目でも無回答の場合対象外とし有効回答数は76部（38.0%）であった。

1. 基本属性

年齢は、20代5名（7%）、30代14名（18%）、40代29名（38%）、50代19名（25%）、60代以上9名（12%）であった。  
 性別は、男性6名（8%）、女性70名（92%）であった。  
 最終学歴は、高等学校2名（3%）、専門学校34名（45%）、短期大学22名（29%）、大学17名（22%）であった。  
 資格は、保育士31名（40%）、看護師45名（60%）であった。  
 役職は、あり14名（20%）、なし62名（80%）であった。  
 勤務年数は、1～4年は6名（8%）、5年～9年は11名（14%）、10～14年は10名（13%）、15～19年は7名（9%）、20～24年は5名（6%）、25年以上は15名（19%）であった。

勤務先は、通所系68名（89%）、在宅系17名（21%）であった。

勤務形態は、常勤52名（68%）、非常勤24名（32%）であった。

2. 各尺度間の相関

各尺度間の関係をみるために76人の結果について相関（Speamanの積率相関係数 $\rho$ ）を求めた。その結果、新・子ども観尺度の合計得点と全ての下位尺度間において中程度（ $\rho = .60, p < .01$ ）～（ $\rho = .70, p < .01$ ）の有意な正の相関、「大切な存在」と「活発で純粋な存在」（ $\rho = .47, p < .01$ ）に弱い有意な正の相関、「活発で純粋な存在」と「未熟でてのかかる存在」（ $\rho = .31, p < .01$ ）に弱い有意な正の相関、「能力を秘め可能性のある存在」（ $\rho = .51, p < .01$ ）に中程度の有意な正の相関、「未熟で手のかかる存在」と「能力を秘め可能性のある存在」（ $\rho = .31, p < .01$ ）に弱い有意な正の相関が認められた（表1）。

在宅で療養する小児における多職種連携能力評価尺度では、合計得点と全ての下位尺度間で中程度（ $\rho = .64, p < .01$ ）～強い有意な正の相関（ $\rho = .92, p < .01$ ）が認められた。（表2）。

子ども観尺度と多職種連携能力の関係では、在宅で療養する小児における多職種連携能力評価尺度の下位尺度「資源開発力」と新・子ども観尺度の合計得点、下位尺度の「活発で純粋な存在」（ $\rho = -.31, p < .01$ ）に弱い有意な負の相関が認められた（表3）。

3. 保育士と看護師の職種による差

保育士と看護師の職種間の差の検討を行うために、各職種を独立変数、新・子ども観尺度の下位尺度の得点を従属

表1 新・子ども観尺度の合計得点と下位尺度間の相関

n=76				
1. 合計得点	2. 第1因子 大切な存在	3. 第2因子 活発で純粋な存在	4. 第3因子 未熟で手のかかる存在	5. 第4因子 能力を秘め可能性のある存在
1	—	.60**	.70**	.69**
2			.47**	.03
3				.31**
4				.51**
				.31**

\*:  $p < .05$ , \*\*:  $p < .01$

表2 在宅で療養する小児における多職種連携能力尺度の合計得点と下位尺度間の相関

n=76			
1. 合計得点	2. 因子1 情報共有力	3. 因子2 資源開発力	4. 因子3 創造的ネットワーキング
1	—	.92**	.82**
2			.64**
3			.82**
			.66**

\*:  $p < .05$ , \*\*:  $p < .01$

表3 子ども観と職種連携能力の相関

		在宅で療養する小児における多職種連携能力評価尺度			
		合計得点	因子1 情報共有力	因子2 資源開発力	因子3 創造的ネットワーキング力
新・ 子 ど も 観 尺 度	合計得点	-.22	-.19	-.31**	-.10
	第1因子 大切な存在	-.05	-.04	-.14	.02
	第2因子 活発で純粋な存在	-.21	-.22	-.28*	-.14
	第3因子 未熟で手のかかる存在	-.16	-.15	-.19	-.08
	第4因子 能力を秘め可能性のある存在	-.02	.02	-.17	.09

\*: $p < .05$ 、\*\*: $p < .01$ 

表4 保育士と看護師の職種による新・子ども観尺度得点の差

	n=76		$p$
	保育士	看護師	
	平均値(SD)		
合計得点	136.87(±11.11)	131.80(±15.95)	.07
第1因子：大切な存在	45.74(±2.23)	43.67(±9.16)	.01
第2因子：活発で純粋な存在	40.32(±5.14)	38.56(±5.01)	.14
第3因子：未熟で手のかかる存在	34.52(±7.50)	34.02(±6.72)	.71
第4因子：能力を秘め可能性のある存在	16.29(±1.57)	15.56(±2.43)	.27

表5 保育士と看護師の職種による在宅で療養する小児における多職種連携能力評価尺度得点の差

	n=76		$p$
	保育士	看護師	
	平均値(SD)		
合計得点	15.39(±10.06)	23.49(±6.94)	.00
因子1：情報共有力	5.97(±3.77)	8.56(±2.89)	.00
因子2：資源開発力	3.94(±3.26)	7.00(±2.38)	.00
因子3：創造的ネットワーキング力	5.48(±3.87)	7.93(±2.62)	.01

変数としたノンパラメトリック検定(Mann-WhitneyのU検定)を行った。その結果、下位尺度の「大切な存在」( $p = .01$ )において保育士が有意に高かった(表4)。

各職種を独立変数、在宅で療養する小児における多職種連携能力評価尺度の下位尺度の得点を従属変数としたノンパラメトリック検定(Mann-WhitneyのU検定)を行った結果、合計得点( $p = .00$ )と、下位尺度の「情報共有力」( $p = .00$ )「資源開発力」( $p = .00$ )、「創造的ネットワーキング力」( $p = .01$ )の3因子全てにおいて看護師が有意に高かった(表5)。

## 考察

### 1. 各尺度間の相関

在宅で療養する小児における多職種連携能力評価尺度の

下位尺度「資源開発力」と新・子ども観尺度の合計得点、下位尺度の「活発で純粋な存在」に弱い有意な負の相関が認められた。このことから、子ども観と多職種連携には明確な相関があるとはいいいくいが、保育士や看護師の子どもの安全に関する優先順位は高いということが考えられた。

「活発で純粋な存在」の質問項目は、子どもは何に対してもし一生懸命である、子どもは素直である等であり、子どもそのものを肯定的に受け止めているということでもある。子どもは活発で純粋である反面、ケガや事故等の危険も多い中、移動可能な医療的ケア児においては人手を要し、人員の確保が必要である(所ら, 2024)。そのため、活発で純粋な存在と認識している保育士・看護師は、未就学児の医療的ケア児と関わる時間に子どもの安全や安楽を確保しながらケアをしていると推察される。多職種連携の資源開発

力は子どもへの直接的なケアではなく優先順位が低いのではないかと考えた。

## 2. 子ども観

保育士と看護師の職種による差では、第1因子「大切な存在」において保育士の方が有意に高かった。「児童福祉法」第18条第4項によると保育士とは「保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。」と示している。また西野・滝澤(2017)は、子どもの成長への願いを持ちながら保育の中でその子どもを受け止める保育者もまた子どもとの関わりの中で成長していると報告しており、これらも子どもを大切に思うことの表れであると考えられる。本研究の対象者は未就学の医療的ケア児に携わっている専門職者であるが、看護師が所属している施設は子どもの専門だけではなく、幅広い年代を対象にしている施設も多い。一方で保育士は子どもを専門にしており、養成校に入学後の実習より直接子どもと触れ合う機会を得て、資格取得後は子どもに対し専門的な知識や技術を以て関わっている。こうした日常的に子どもと触れ合う環境が保育観や子ども観を形成し、保育士自身も専門職者として成長することで、自然と子どもを大切な存在として認識しているのではないかと考えた。

## 3. 多職種連携能力

保育士と看護師の資格による差では、在宅で療養する小児における多職種連携能力評価尺度の合計得点と下位尺度「情報共有力」「資源開発力」「創造的ネットワーキング力」全て看護師が有意に高かった。これは対象者に訪問看護ステーション勤務の看護師が多く、施設内だけではなく生活全般に目を向けた支援をしていることで通常業務の中で多職種と連携をする機会が多いのではないかと考えた。医療も介護も理解している訪問看護師には多職種と連携しながらチームをコーディネートすることが重要であり(石川, 2019)、日常的に多職種連携を行っている。こうした環境が多職種連携の機会を増やし、多職種連携能力が高まるのではないかと推察された。その一方で本研究の対象者である保育士は主に保育所等通所系の施設に勤務しており、多職種連携の機会が少なく多職種連携能力を高める機会が少ないのではないかと考えられた。

## 4. 保育士と看護師の連携

飯村ら(2008)は、医療施設の保育士と看護師の連携について、看護師は保育士に期待しつつ協働を望んでいるものの、経営や体制、保育士の専門性が見えにくいなどの理由から協働のあり方に課題があると報告している。さらに山

田ら(2017)は、保育所の保育士が看護師に期待しつつも、期待される役割が多岐に及ぶため、看護専門職者の意義や役割の明確化と普及を推進するとともに、専門職としての地域包括的な連携が必要であると報告している。在宅における多職種連携では、顔がみえにくくさらに課題があるといえる。しかし、子ども観が高く子どもを大切な存在とし関わる保育士と、多職種連携能力が高い看護師が、互いを理解し、強みを活かした連携や共同研修等を実施することで、互いを補いながら在宅で療養する未就学児とその家族への支援に対する連携能力を高め合うことができると考えられる。

## 結論

1. 保育士は子ども観(大切な存在)が高く子どもを大切な存在であると認識している。
2. 看護師は多職種連携能力が高い。
3. 互いの強みを活かした連携や共同研修等を実施することで、在宅で療養する未就学児とその家族への支援に対する連携能力を高め合うことができると推察された。

## 利益相反

開示すべき利益相反関連事項はない。

本論文は令和5年度茶屋四郎次郎記念学術学会大会総会・研究発表会にてその一部を発表したものである。

## 引用文献

- 荒木俊介・中村加奈子・柏原やすみ・江口尚・下野 昌幸(2019): 医療的ケア児の保護者における就労状況の調査, 産業医科大学雑誌, **41**(2), 171-178.
- 藤田淳子・福井小紀子・池崎澄江(2015): 在宅ケアにおける医療・介護職の多職種連携行動尺度の開発, 厚生学の指標, **62**(6), 1-9.
- 飯村直子・江本リナ・川口千鶴・中村伸枝・日沼千尋・平林優子(2008): 医療施設における看護師と保育士の連携の実態 健やか親子21推進事業 小児の入院環境向上のための活動[保育関連職種との連携プロジェクト, 日本小児看護学会誌, **17**(2), 66-72.
- 厚生労働省(2021): 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律. <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000843242.pdf>(2024.10.31 検索).
- 空田朋子(2015): 医療的ケアが必要な子どもを養育する保護者の保育園・幼稚園の利用実態とニーズ, 山口県

立大学学術情報, **8**, 27-33.

西野経子・滝澤真毅 (2017) : 乳幼児期の保育における人間関係—保育環境としての保育者の役割を踏まえて—, 帯広大谷短期大学紀要, **54**, 1-8.

澤寛子・二宮啓子 (2022) : 医療的ケアを要する幼児が入所している保育所における看護師と保育士の経験—連携におけるそれぞれの思いと役割—, 小児保健研究, **81** (4), 332-341.

Shimmura K・Tadaka E (2018) : Development of an interprofessional collaboration competency scale for children with medical complexity. *BMJ Open*, **8**, e019415.

杉井たつ子 (2024) : 医療的ケア児支援法制定後の支援体制の整備と課題 全国紙による分析, 東海公衆衛生雑

誌, **11** (2), 190-194.

高橋淳一郎・岩崎桂子・河村裕次 (2015) : 子ども観尺度における因子構成の検討—新・子ども観尺度の作成—, 国際幼児教育研究, **22**, 39-48.

所訓子・赤座花奈美, 村上博昭・小林瑛美子・阪下達哉・湯澤壮太郎・桑原秀次・松波邦洋・松隈英治・金子英雄・今村淳 (2024) : 重症心身障がい児施設における短期入所中の早期退所に関する検討と安全への課題, 脳と発達, **56** (2), 114-118.

山田恵子・山田知子・大村政生・清水いづみ・畑中めぐみ (2017) : 保育士が看護師に期待する専門性—保育施設における乳幼児の健康問題を支援する小児看護の役割を踏まえて—, 小児保健研究, **76** (5), 438-444.

# Evaluation of Views of Children and Interprofessional Collaboration Skills of Professionals Involved in Infants and Toddlers requiring Complex Medical Care at Home: Examination of the Differences between Childcare Workers and Nurses by Occupation

Mayumi TAKAHASHI

Director  
Akira SUNZAKI

Graduate School of Social Welfare Doctoral Program, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Ikebukuro Campus)  
4-23-1 Minamiikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 170-0022, Japan

**Abstract :** This study aimed to evaluate the interprofessional collaboration ability of professionals working with infants and toddlers who require complex medical care at home, and to clarify the characteristics between professions. We targeted respectively 100 childcare workers and nurses, and used the “New Child View Scale” to measure basic attributes and views of children, and the “Scale for Multiprofessional Collaboration Ability for Children Treated at Home” to measure interprofessional collaboration ability. We analyzed the correlation between the scales (Spearman’s product-moment correlation coefficient  $\rho$ ) and compared the two groups (Mann-Whitney U test). As a result, childcare workers had a significantly higher view of children (important presence), and nurses had a significantly higher interprofessional collaboration ability. Based on these findings, it was thought that by implementing collaboration and joint training that utilize each other’s strengths, it would be possible to improve collaboration abilities for supporting infants and young children who require complex medical care at home and their families.

**Key words :** Children with medical complexity, Infants, Childcare workers, Nurses, Interprofessional collaboration, Interprofessional collaboration skills



## 【資料】

## 幼児を対象としたマット運動における「前転」の指導について

佐藤友樹\*1 久住亮介\*2

\*1 東京福祉大学短期大学部(伊勢崎キャンパス)  
〒372-0831 群馬県伊勢崎市山王町2020-1\*2 シンガポール体操協会  
3 Stadium Drive, #01-33 Singapore 397630

(2024年10月30日受付、2025年1月23日受理)

抄録：本研究では、幼児を対象としたマット運動における「前転」の指導について検討することで、幼児期におけるこの技の指導に役立つ知見を得ることを目的とした。体操競技・器械運動を専門とし、マット運動における「前転」の指導の経験を持つ者2名により、幼児期のマット運動における「前転」について、その運動パターンと問題点の抽出を行い、幼児を対象としたマット運動における「前転」の指導について検討した結果、抽出された運動パターンごとの問題点に応じた練習方法を整理することができた。

キーワード：幼児、前転、指導

## 緒言

マット運動における前方へ転がる技は、動きの類縁性から前転ファミリーとしてまとめることができる(金子, 1982)。この前転ファミリーには、「前転」をはじめ「伸膝前転」や「とび前転」といった技が属しているが、中核となる技は図1にも示した「前転」である(金子, 1982)。この「前転」の立ち上がりの局面を発展させると「開脚前転」や「伸膝前転」になり(金子, 1982; 神家, 1996)、前転の開始局面を発展させると「とび前転」になる(金子, 1982)。したがって、マット運動における前方へ転がる技においては、「前転」が基本技となって、そこから「開脚前転」や「伸膝前転」、「とび前転」といった技に発展していくと言える。

金子(1982)はマット運動における前転ファミリーの技の学習において、「前転」の段階でその発展技につながる運動技術の学習の重要性を述べており、前転ファミリーの技に共通する運動技術として、順次接触の技術と伝導の技術を挙げている。そして、佐藤・土屋(2014)は、マット運動における「開脚前転」や「伸膝前転」といった技ができない原因として、その基本技である「前転」の段階における順次接触の技術や伝導の技術の習熟レベルに問題があることを示唆しており、「前転」を学習する段階でそれらの技術をしっかりと指導する必要性があることを述べている。

マット運動における「前転」を学習する時期について考えてみると、『小学校学習指導要領解説 体育編』(文部科学

省, 2018)において、マット運動の技として「前転」が例示されていることより、まず児童期で学習することが考えられる。さらに『幼児体育 実技編』(永井, 2017)でも紹介されている技であることを踏まえれば、児童期の前の段階となる幼児期で学習することも考えられる。そして、先述したように「前転」を学習する段階でその発展技の習得に繋がる運動技術を学習することが重要になるということを踏まえれば、初めて「前転」の学習をする機会となるかもしれない幼児期の「前転」の指導について検討することは、より効率的な「前転」の発展技の学習および習得に大きく貢献し得ると考えられる。しかし、マット運動における「前転」の指導について検討している先行研究を探ると<sup>1)</sup>、幼児あるいは幼児期に着目している研究の数は少ない。幼児期は様々な機能の発達が未熟であり、それ故にマット運動における「前転」の指導について、児童期や青年期など他の発達段階とは異なった指導が求められることも考えられるため、幼児あるいは幼児期に着目した「前転」の指導の検討が重要であると考えられる。

そこで本研究では、幼児を対象としたマット運動における「前転」の指導について検討することで、幼児期におけるこの技の指導に役立つ知見を得ることを目的とした。なお本研究における幼児の範囲は、3～5歳に限定することとした。

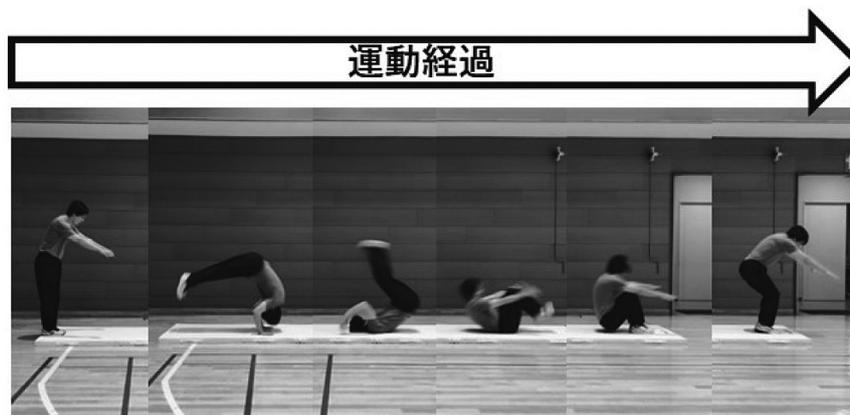


図1 マット運動における「前転」の運動経過

## 方法

約10年の体操競技・器械運動の指導経験を持つ者1名と約21年の体操競技・器械運動の指導経験を持つ者1名の計2名(以下、専門家<sup>2)</sup>)により、幼児期のマット運動における「前転」について、運動パターンと問題点の抽出を行い、幼児を対象としたマット運動における「前転」の指導について検討した。

### 1. 幼児期のマット運動における「前転」の運動パターンと問題点の抽出

石垣ら(1984)は、3～11歳の幼児と児童1171名を対象に前転を行わせ、各運動パターンに分類し、年齢ごとの分布状況を示した。本研究ではそのうち3～5歳において確認された運動パターンより、専門家の検討を経て、幼児期のマット運動における「前転」の運動パターンを抽出し、さらに抽出した「前転」の運動パターンごとに、理想とする「前転」の運動経過(図2)<sup>3)</sup>と比較した時の問題点を抽出した。

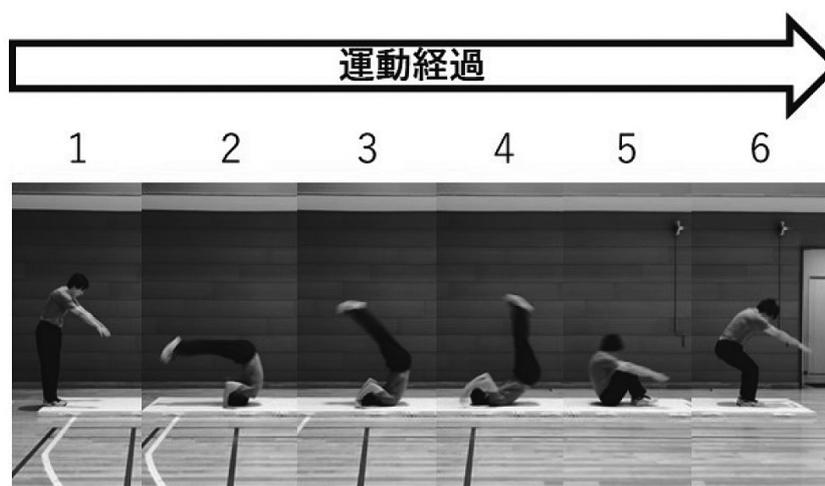


図2 理想とするマット運動における「前転」の運動経過

### 2. 幼児期のマット運動における「前転」の練習方法の検討

幼児期のマット運動における「前転」の運動パターンごとの問題点に対し、先行研究や指導経験を踏まえ、「前転」の習熟レベルを向上させていくための練習方法について専門家2名により検討した。

## 結果

### 1. 幼児期のマット運動における「前転」の運動パターンと問題点

石垣ら(1984)が明らかにしている「前転」の運動パター

ンにおいて、3～5歳の年齢で確認された運動パターンは、「できない」、「横たおれ型」、「ねじり起き型」、「腰着き停止型」、「しり着き停止型」、「幼児手着き型」、「かかえこみ手着き型」の7つが挙げられ、それぞれについて専門家2名から、実際の「前転」の指導現場で確認したことがある運動パターンであることが確認され、これら7つを幼児期のマット運動における「前転」の運動パターンとして抽出した。

次に抽出した運動パターンごとに理想とする「前転」の運動経過(図2)と比較し、問題点を探った。まず「できない」と「横たおれ型」については、前方に回転することができないということが問題点として挙げられた(表1)。また「ねじり起き型」と「腰着き停止型」については、頭を越してから起き上がってくる(図2の4～6)で上半身が起き

てこないことが問題点として挙げられた(表1)。さらに「しり着き停止型」については、立ち上がっていく局面で長座の姿勢になって停止してしまっており、図2の5のように膝を曲げて回転半径が小さくなるような立ち上がりの姿勢をつくるということができていないのが問題点として挙げられた(表1)。そして「幼児手着き型」と「かかえこみ手着き型」については、立ち上がっていくところ(図2の5～6)で、マットを腕で押す動作が見受けられることより、立ち上がるための回転が不足していてマットを腕で押す動作を行わなければ立ち上がることができないということが考えられた。したがって、「幼児手着き型」と「かかえこみ手着き型」においては、立ち上がるための回転が不足しているということが問題点として挙げられた(表1)。

表1 幼児の「前転」の運動パターンと問題点<sup>4)</sup>

運動パターン	問題点
できない	前方に回転することができない
横たおれ型	
ねじり起き型	上半身が起きてこない
腰着き停止型	
しり着き停止型	立ち上がりの姿勢ができていない
幼児手着き型	立ち上がるための回転力が不足している
かかえこみ手着き型	
【運動パターンの説明】	
できない：実施することができない	
横たおれ型：前方へ回転できず横にたおれる	
ねじり起き型：立ち上がりの局面で体をねじりながら起き上がる	
腰着き停止型：頭を越して腰が着いたところで停止する	
しり着き停止型：頭を越して尻が着いたところ(長座の姿勢)で停止する	
幼児手着き型：膝・股関節を伸展させて起き上がり、腕の押しで立ち上がる	
かかえこみ手着き型：膝・股関節は終始屈曲させ、腕の押しで立ち上がる	

## 2. 幼児期のマット運動における「前転」の練習方法

表1に整理した幼児のマット運動における「前転」の運動パターンの問題点ごとに、理想とする「前転」の習得を目指した練習方法について検討した。その結果、まず「できない」と「横たおれ型」の問題点として挙げられた「前方に回転することができない」という場合は、前方へ回転する感覚づくりができると思われる「ゆりかご」という練習が必要であると考えた(図3の①)。また「ねじり起き型」と「腰着き停止型」の問題点として挙げられた「上半身が起きてこない」という場合は、上半身を起こしてこなければならぬ局面でお腹に力を入れることができていないことが考えられるため、手で膝を持ち上半身を起こしてくるような

姿勢をつくるのではなく、お腹に力を入れないと上半身を起こしてくることができないような図3の②のようなやりかたで「ゆりかご」を行う練習が必要であると考えた。さらに「しり着き停止型」の問題点として挙げられた「立ち上がりの姿勢ができていない」という場合は、図3の③のように足を前に投げ出し、膝を曲げて回転半径が小さくなるような立ち上がりの姿勢づくりの練習が必要であると考えた。そして「幼児手着き型」と「かかえこみ手着き型」の問題点として挙げられた「立ち上がるための回転力が不足している」という場合は、図3の④のように首倒立のような姿勢から足を前に投げ出し、腕の押しを使わずにその勢いで立ち上がるという練習が必要であると考えた。

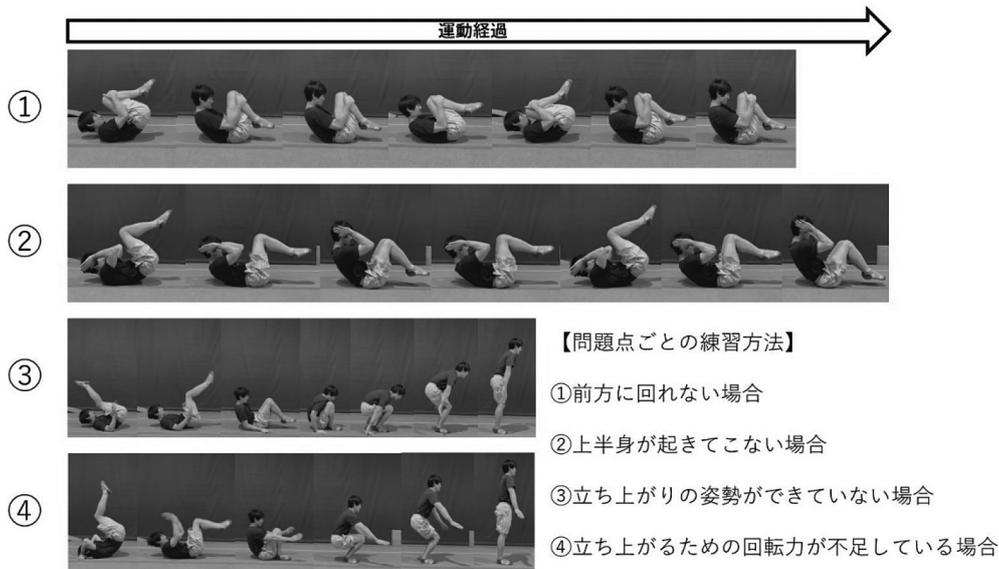


図3 運動パターンの問題点ごとの練習方法

### 考察

マット運動における「前転」について、幼児期における運動パターンとしては、石垣ら(1984)の研究を踏まえると、「できない」、「横たおれ型」、「ねじり起き型」、「腰着き停止型」、「しり着き停止型」、「幼児手着き型」、「かかえこみ手着き型」の7つが挙げられた。

まず「できない」と「横たおれ型」については、「前転」の運動課題の中核になるともいえる左右軸に前方へ回転するということができていないパターンと言え、そのことより「前方に回転することができない」ということが問題点として挙げられた。したがって、前方に回転していく感覚を養うための練習が必要であると言え、そこで着目したのが、順次接触の技術(金子, 1982)である。これは、後頭部から上背部を経て腰部へとマットに順々に体を接触させることでスムーズな回転を実現させるという技術である(金子, 1982)。『小学校学習指導要領解説 体育編』(文部科学省, 2018)において、低学年のマットを使った運動遊びでは、身に付ける動きの1つとしていろいろな方向への転がりが挙げられており、それ故に順次接触の技術を幼児期の段階で習熟させることは、小学校の体育の授業へ向けても意義のあることと思われる。また佐藤・土屋(2014)によれば、「開脚前転」ができない場合、その基本技である「前転」の段階において順次接触の技術の習熟レベルに問題があると考えられ、「前転」の学習を経過した後に学習することになるであろう「開脚前転」を習得するためにも順次接触の技術を習熟させていくことは重要であると言える。そしてマットに順々に体を接触させて回転をするという感覚を養う練習

としては、梶谷(2017)や柳澤・柳澤(2014)が回転する感覚を養える練習として示している「ゆりかご」が適当であると考えた。「ゆりかご」で前方に回転するという感覚づくりができると思われる。ただし、終始仰向けの状態で行われる「ゆりかご」の練習方法では、前方に回転するという運動感覚を形成することは可能であるものの、「前転」の運動経過で体が逆さまになる局面の運動感覚を形成することは難しいと考えられる。したがって、この練習を行ったのち、補助を用いた「前転」の練習で、体が逆さまになる状態を経過しながら前方に回転するという感覚を養うことが必要であると考えている。

次に「ねじり起き型」と「腰着き停止型」については、頭を越して前方に回転することはできているが、起き上がりの動作が上手くいかず立ち上がることができないパターンと言え、上半身が起きてこないことが問題点として挙げられた。そして上半身が起きてこない原因としては、お腹に力を入れることができていないのではと考えた。その場合、金子(1982)が立ち上がりに向けては、踵を臀部に引き付ける動作によってお腹に力が入るようになるということ述べているが、それを踏まえ、「ねじり起き型」と「腰着き停止型」の場合では、先に述べた「ゆりかご」の練習の際に、踵を臀部に引き付ける動作を意識させることが重要になると考え、図3の②のように、腕で両膝を抱えない状態で「ゆりかご」を行うことにより、本来の前転の運動経過をより意識しながらお腹に力を入れて上半身を起こす動作を身に付けることが可能であると考えた。

さらに、「しり着き停止型」については、「ねじり起き型」と「腰着き停止型」と比べて上半身を起こしてこくことは

できるが、立ち上がるころまでは至らず運動が停止してしまうためできないというパターンであると捉えることができ、立ち上がりの姿勢が問題点として挙げられた。表1にもある通り、立ち上がりの局面で長座の姿勢となって停止してしまうことがこの運動パターンの1つの特徴であると言える。五十嵐(1997)によれば、膝を伸ばして立ち上がる「伸膝前転」が「前転」と比べて難しいのは、膝を伸ばしている分だけ、回転半径が長くなり回転力が必要になるからということである。それを踏まえると、「前転」においては立ち上がる時に回転半径を小さくしていくことがポイントであると言え、脚を伸ばした長座のような姿勢ではなく、膝を曲げて踵を臀部の近いところに持ってくるような姿勢で立ち上がっていくべきであるといえるであろう。そのため、図3の③のような練習を行って、立ち上がる時の姿勢の感覚づくりをすることで、この技の成功に近づいていくことができるようになると思われる。

そして、「幼児手着き型」と「かかえこみ手着き型」については、どちらのパターンも立ち上がりの局面において腕の押しを使って立ち上がるということより、立ち上がるための回転力が不足していることが問題点として挙げられた。「前転」は、「開脚前転」や「伸膝前転」といった技に発展していくが、それらの技ができるためには、「前転」と比べ、より回転力が必要になってくると言える。したがって、「伸膝前転」などの発展技を習得するためにも、「前転」の段階でその運動経過において回転力を高められるような動作を身に付けることが必要であり、佐藤・土屋(2014)もそのことを指摘している。そこで、「前転」の段階で回転力を高められるような動作を身に付けるためにはどうしたら良いのかを考えた時、伝導の技術(金子, 1982)が重要になってくる。伝導の技術とは、下肢の運動を上半身へ伝える技術であり、それには「前転」の運動経過において腰角を開きながらの強い足の投げ出しが必要となる(金子, 1982)。佐藤・土屋(2014)によれば、「開脚前転」や「伸膝前転」ができない場合、その基本技である「前転」の段階において伝導の技術の習熟レベルに問題があることが考えられ、「前転」の学習から「開脚前転」や「伸膝前転」の学習へつなげていくためにも伝導の技術の習熟が重要になってくると言える。佐藤・土屋(2017)の研究では、実施した練習によって、対象者の伝導の技術の習熟につながったことが報告されているが、そこで実施していた練習の1つが首倒立から足を投げ出すというものであった。本研究では、それを参考に回転力を高められるような動作を身に付けるための練習として、まずは図3の④のような練習を行うことが必要であると考えた。そして、この練習により前転の運動経過において回転力を高めるための動作ができるようになり、それ故にマッ

トを腕で押すという動作を必要としない立ち上がりができるようになると考えている。

## まとめ

本研究では、幼児を対象としたマット運動における「前転」の指導について検討することで、幼児期におけるこの技の指導に役立つ知見を得ることを目的とした。そこで幼児期の「前転」の運動パターンを抽出し、その運動パターンごとの問題点を挙げ、さらにその問題点ごとに必要な練習方法を整理した。その結果、石垣ら(1984)の研究を参考に、幼児期のマット運動における「前転」の運動パターンとして、「できない」、「横たおれ型」、「ねじり起き型」、「腰着き停止型」、「しり着き停止型」、「幼児手着き型」、「かかえこみ手着き型」の7つを挙げ、そこから理想とする「前転」の習得を目指すのに「前方に回れない」、「上半身が起きてこない」、「立ち上がりの姿勢ができていない」、「立ち上がるための回転力が不足している」の4つの問題点を挙げることもできた。また、その4つの問題点ごとに理想とする「前転」の習得に向けて必要となる練習方法を整理することもできた。

本研究で得られた知見は、幼児を対象としたマット運動における「前転」の指導において重要なものであると考えているが、数少ない先行研究の整理と専門家2名の検討から得られた知見であることを踏まえれば、その信頼性や妥当性について、今後の研究で検証していかなければならないと考えている。

## 注

- 1) CiNii Researchで「幼児」「前転」「指導」の3語で検索した。
- 2) 専門家2名について、マット運動における「前転」の指導経験があることを確認した。
- 3) 金子(1982)の見解より、理想とするマット運動における「前転」の運動経過を抽出した。
- 4) 石垣ら(1984)を参考に運動パターンとその説明を示した。

## 引用文献

- 五十嵐久人(1997): たのしいマット運動, 不昧堂出版, 東京.
- 石垣隆孝・後藤幸弘・辻野昭(1984): 幼児・児童期における「前転」の運動patternの加齢的変遷. 日本教科教育学会誌9(3), 31-40
- 梶谷信之(2017): 器械運動あそび. In: 日本幼児体育学会

- 前橋明(編), 幼児体育 実技編. 大学教育出版, 岡山, 505-541.
- 神家一成(1996): マット運動をどう考え、どう教えるのか. In: 金子明友(監), 吉田茂・三木四郎(編), 教師のための運動学 運動指導の実践理論. 大修館書店, 東京, 172-178.
- 金子明友(1982): 教師のための器械運動指導法シリーズ マット運動. 大修館書店, 東京.
- 文部科学省(2018): 小学校学習指導要領(平成29年告示) 解説 体育編. 株式会社東洋館出版, 東京.
- 永井伸人(2017): からだづくり運動・マット運動. In: 日本幼児体育学会 前橋明(編), 幼児体育 実技編. 大学教育出版, 岡山, 475-504.
- 佐藤友樹・土屋純(2014): マット運動における「前転ファミリー」の技の評価に関する研. スポーツ科学研究 11, 159-170.
- 佐藤友樹・土屋純(2017): マット運動における「伸膝前転」のコーチング-伝導技術に着目して-. スポーツパフォーマンス研究 9, 528-541.
- 柳澤秋孝・柳澤友希(2014): こころとからだがスクスク育つ! 0~5歳児の発達に合った楽しい! 運動あそび. ナツメ社, 東京.

## Coaching of “Forward Roll” on Mat Exercise for Preschoolers

Yuki SATO\*<sup>1</sup> and Ryosuke KUSUMI\*<sup>2</sup>

\*1 Junior College, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Isesaki Campus)  
2020-1 San'o-cho, Isesaki City, Gunma 372-0831, Japan

\*2 Singapore Gymnastics  
3 Stadium Drive, #01-33 Singapore 397630

**Abstract :** This study aims to gain useful insights for coaching “forward roll” on mat exercises focusing on preschoolers by examining its coaching methods. Two individuals specializing in gymnastics with experience coaching “forward roll” on mat exercises analyzed the movement patterns and issues of “forward roll” for preschoolers. Based on this analysis, we organized specific practice methods according to the identified issues in each movement pattern of “forward roll”.

**Key words :** preschoolers, forward roll, coaching



## 【資料】

## 特性不安の違いによる筆記開示法の効果に関する一考察

春田 深月\*1・野口 理英子\*2

\*1 CRAYON 合同会社 てらびあぼけっと館林教室

〒374-0054 群馬県館林市大谷町1055-8

\*2 東京福祉大学心理学部(伊勢崎キャンパス)

〒372-0831 群馬県伊勢崎市山王町2020-1

(2024年10月31日受付、2025年1月23日受理)

抄録：筆記開示法とは、心身の健康を向上させることを目的として、その内容を詳細に記述するよう求める介入方法であり、抑うつやネガティブ感情の低減効果がみられることが示唆されている。本研究では、特性不安の高さの違いに焦点をあて、筆記開示法を行うことによる主観的幸福感と状態不安の変化、筆記内容、筆記行為と振り返り行為への負担度の差異を検討した。その結果、特性不安の高さや筆記内容に関わらず、筆記開示法を行うことで状態不安が有意に低下することが示唆された。また、特性不安の高い者は特性不安の低い者よりもネガティブな内容を筆記する傾向、一日を振り返ることに負担を感じるということが示された。特性不安の高い者にとって、筆記開示法はカタルシス効果が得られ、一時的に不安を低減する一方、筆記を繰り返すことで記憶内のネガティブな要素を増幅させてしまう可能性が示唆された。

キーワード：筆記開示法、特性不安、状態不安、主観的幸福感

## 問題と目的

我々にとって感情を表現するということは重要な役割を持つ。関口・三浦・岡安(2011)は、非主張的な自己表現を行うものは言いたいことを言えない自分に対して劣等感を強く抱いていることを指摘した。また、横山・岩満・津川(2021)の研究では、陰性の感情を抑制する傾向は気分状態に、陽性感情を抑制する傾向は生きがい感や気分状態にネガティブな影響を与えることが示唆された。これらのことから、感情を抑制することは、気分状態にネガティブな影響を及ぼすといえる。

一方、感情を表現することは、気持ちの整理の一助にもなる。関谷・湯川(2011)はメールを通して副次的感情の開示を長期間行うことでネガティブ感情の持続や蓄積が抑制され、バーンアウトの低減に効果があることを示している。小島(2011)は感情を含むメールを送信する回数が多いほど、カタルシス効果が得られることを示唆している。

以上の研究から、自分の意見や感情を抑制することはネガティブな影響を及ぼす一方で、感情を表現することはポジティブな効果があるといえる。感情表現には、人との会話やネット上での発信、絵や小説のかたちに起すなど、多様な方法がある。ただ近年、人々のライフスタイルが多様

化し、多くの時間を一人で過ごす人も増えてきている。そこで、一人でも取り組むことが可能かつ特別な道具を必要とせずに実施可能な筆記開示法に焦点を当てたい。

筆記開示法は、「ネガティブなライフイベントを経験した個人に対し、心身の健康を向上させることを目的として、その内容を詳細に記述するよう求める介入方法」(羽鳥・石村・檜村・浅野, 2013)であり、他者への開示を行わずに実施できる自助的なアプローチ(大石, 2018)であるとされる。筆記開示法の一般的な方法として、3日間連続で1日20分ほど行われるものがあり、多くの研究で用いられている。

筆記開示法の効果を検討した研究は数多く見られており、羽鳥ら(2013)は、ネガティブなライフイベントから獲得した利益に焦点をあて筆記する筆記方法(Writing about the Perceived Benefits of Traumatic event: 以下、WPBTと表記)と従来の筆記療法とともに、主観的幸福感を増加させることを報告した。また、加納・山本(2016)の研究では、1日の予定を筆記することにより、抑うつやネガティブ感情の低減効果がみられることが示唆されている。さらに、伊藤・佐藤・鈴木(2009)はトラウマの構造化開示を意図した筆記と自由に感情や思考を交えた筆記において、 cortisol値が低減し、内分泌系の改善効果を維持させる可能

性を示した。佐藤(2012)の研究では、繰り返し同じトラウマ体験について書くことで呼吸器系、神経系の2つの身体症状において症状が低下されることが示され、免疫機能が向上することが示唆されている。

以上のように多くの研究にて、筆記開示法は精神的・身体的・機能的にポジティブな影響をもたらすことが示唆されている。しかし、ポジティブな影響が表れない、あるいはネガティブな影響が表れる筆記開示法の方法も存在する。例えば、小川・兵藤(2012)では、人生で最もネガティブな出来事について感情と事実を交えて筆記を行った結果、ポジティブ感情の増加、ネガティブ感情の低下、開示傾向の向上はみられなかった。したがって、筆記方法や筆記内容によって効果差が存在しているといえる。また、筆記方法は同じでも、筆記者の特性によって筆記の効果が異なることを指摘した研究として、則武・湯澤(2022)は、特性テスト不安の高群と低群に短期構造筆記を行った結果、どちらの群でも筆記によってテスト不安が低下することを示した。織田・堀毛・松岡(2009)は、神経症傾向の高い人よりも低い人の方が日記筆記課題を行うことによる抑うつ・不安の低減効果が表れることを示唆している。石山・鈴木・及川・及川(2020)は、方略的楽観主義や防衛的悲観主義という認知方略によって、よりパフォーマンスの上がる筆記内容が異なることを示唆した。認知的方略とは、「個人の自分自身に関する目標や信念に効果的な、評価・計画・回顧・努力の一貫したパターン」(Cantor, Norem, Niedenthal, Langston & Brower, 1987)であり、光浪(2010)の研究より、特性的な不安の高低が認知的方略の分類に関わっていることが示唆されている。これらの研究より、筆記者の特性によって筆記の効果が異なることや、より効果を高める筆記内容が異なることが考えられる。

本研究では、筆記者の特性として不安の高さに着目する。不安は一般に状態不安と特性不安とに分けられ、前者は一時的な不安のことを指し、後者は不安を喚起させやすい個人の特性のことを指す。その状況における一時的な不安を状態不安、状態不安を喚起させやすいという特性を特性不安と定義する。本研究では、特性不安の高さの違いによる筆記開示法の効果の差異について検討することを目的とする。

井川・志和・中西・車地・菊本・井出下(2010)によると、同じ不安状況において、特性不安の高い者の方が特性不安の低い者よりも不安を喚起しやすく、状態不安が高まりやすくとされる。また、越野・志野(2022)によれば、高不安者は心配が心配を呼ぶような特徴があるとされている。心配とは「恐怖と比較して弱い感情だが、必ずしもきっかけが明確ではなく、その終わりも明確ではない持続的な不安

(吉村, 2017)」とされており、不安に関連する概念である。このように、特性不安の高い者には低い者よりも不安をより喚起させやすく、状態不安が高まりやすいという特徴が存在し、筆記開示法の実施によって心配を呼び、却って不安が高まることが考えられる。

また主観的幸福感とは肯定的感情が高まるほど満足感が向上し、否定的感情が高まるほど満足度が低減する傾向があるとされている(寺島・綱島・西村, 1999)。よって、状態不安を喚起しやすい特性不安の高い者は筆記を行うことによる主観的幸福感の変化が表れにくいと予測される。

筆記内容について、特性不安の高い者は心配が心配を呼ぶような特徴があること(越野・志野, 2022)や、橘内・金丸(2019)によって想起自体がネガティブな感情を喚起しやすいとされていることから、特性不安の低い者と比較すると筆記内容はネガティブになり、筆記や振り返りへの負担も大きくなると予測される。

したがって、本研究では以下の仮説を設定し、検証を行う。

仮説1: 特性不安の低い者は高い者より主観的幸福感が高い。

仮説2: 特性不安の高い者は低い者より状態不安が高い。

仮説3: 特性不安の高い者は筆記開示法の実施によって状態不安および主観的幸福感に変化しない。

仮説4: 特性不安の低い者は筆記開示法の実施によって状態不安が下がり、主観的幸福感が上がる。

## 方法

### 研究対象

特性不安の傾向を調べることで、また、筆記開示法を実施するセッションへの参加者を募ることを目的として、A大学に在籍する学生432名を対象に質問紙調査を行った。そのうち回答に不備のあった34名を除く、398名を分析の対象とした。筆記セッションへの参加協力を表明した回答者は63名であった。筆記セッションに関する分析対象者は、回答に不備があった者、筆記セッションへ参加したものの途中で中断した者、特性不安尺度得点の平均±0.5SD未満だった者を除いた22名であった。

### 実施期間

2023年6月から10月であった。

### 調査手続き

#### 1. 質問紙調査

調査依頼時に倫理的配慮に関する事項を説明し、同意を

得たうえで、STAI日本語版(A-trait)による質問紙調査を行った。本尺度は普段、どの程度の気持ちの状態かを測定するものであり、得点が高いほど、特性不安の程度が高いことを示す。また、筆記セッションへの参加協力依頼、研究趣旨、セッションに関する倫理事項も合わせて記載した。

## 2. 筆記セッション

筆記セッションはオンライン(ZOOM)上で、集団で実施した。筆記課題は3日間連続でそれぞれ20分間実施した。筆記課題前後の質問紙への回答にはGoogle formを使用した。

本研究では、一日の振り返りを行う筆記課題条件と一日の振り返りとは関係のないものとするために童話の書きだしを行う統制条件の2条件を設け、研究参加者は無作為にいずれかに割り当てられた。童話は、偏りなく触れる機会が多いと考えられる「桃太郎・かぐや姫・浦島太郎・おおきなかぶ・白雪姫・笠地蔵・さるかにがっせん・カチカチ山・ヘンゼルとグレーテル・一寸法師・はなさかじいさん・雪女・鶴の恩返し・おむすびころりん」の中より選択がなされた。

実施時間は質問紙の回答時間を含め、30分程度であった。筆記セッションにおける倫理的配慮についての説明をし、同意を得たうえで、以下の尺度による調査を行った。

### 主観的幸福感の測定

伊藤・相良・池田・川浦(2003)によって作成された主観的幸福感尺度を使用した。本尺度は個人の主観的な心理的健康を簡便に測定可能な尺度であり、得点が高いほど、主観的幸福感の程度が高いことを示す。項目内容は「あなたは人生が面白いと思いますか」や「過去と比較して、現在の生活は」など12項目から構成され、4件法で回答を求めた。

### 状態不安の測定

清水・今栄(1981)が作成したSTAI(状態-特性不安検査)の日本語版のうち、状態不安を測定する尺度である、STAI日本語版(A-state)を使用した。本尺度は現在どの程度の気持ちの状態かを測定するものであり、得点が高いほど、状態不安の程度が高いことを示す。項目内容は、「平静である」、「安心している」など20項目から構成されており、4件法で回答を求めた。

## 3. 筆記内容について

織田ら(2009)の筆記態度尺度を参考に、筆記課題条件に該当する参加者を対象に、筆記内容の「具体性」、「表現度」、「ポジティブ/ネガティブ」、また、筆記を行った際の「筆記負担度」、「振り返り負担度」について毎筆記後に5段階評価で回答を求めた。具体性、表現度は得点が高いほどそれぞ

れに関する自己評価が高いことを示す。ポジティブ/ネガティブは得点が1に近いほど筆記内容がポジティブであることを示し、5に近いほどネガティブであることを示す。筆記負担度、振り返り負担度は得点が高いほどそれぞれの負担が大きかったことを示す。これらの項目は筆記への取り組み確認もかねて行われた。

筆記セッションの流れを図1に示す。3日間いずれも状態不安の測定後、20分間の筆記課題(一日の振り返り/物語の書き出し)を行い、その後、状態不安を測定した。1日目の筆記課題前、3日目の筆記課題後には主観的幸福感の測定を行った。

倫理的配慮:本研究は、所属機関の修士論文に関する研究倫理委員会の承認を得て、十分な倫理的配慮のもとで行われた。質問紙や筆記セッション時には研究趣旨、データの管理、任意であること、不利益は生じないことを書面に記載、かつ口頭でも説明し、同意を得て実施した。



図1. 実施の流れ

## 結果

### 1. 群の設定

特性不安尺度の得点によって、実験参加者を2群に分けた。平均+0.5SD得点より得点が高い群を特性不安HIGH群、平均-0.5SD得点より低い群を特性不安LOW群とした。実験条件は無作為に振り分けた。

### 2. 尺度別の平均値と標準偏差

特性不安尺度の平均と標準偏差、および、介入前後の各群及び条件別の主観的幸福感尺度得点、状態不安尺度得点の平均値と標準偏差を表1、表2、表3に示す。

表1. 特性不安尺度の記述統計

	<i>N</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>
特性不安得点	398	51.29	11.18

表2. 群別の介入前の各尺度得点の記述統計

	主観的幸福感			状態不安	
	<i>N</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>
特性不安HIGH群	13	30.69	4.31	45.31	5.63
特性不安LOW群	9	37.44	1.89	36.00	3.50

表3. 条件別の介入前後の各尺度得点の記述統計量

	特性不安HIGH群( <i>N</i> =13)								特性不安LOW群( <i>N</i> =9)							
	筆記条件( <i>N</i> =6)				統制条件( <i>N</i> =7)				筆記条件( <i>N</i> =5)				統制条件( <i>N</i> =4)			
	プレ		ポスト		プレ		ポスト		プレ		ポスト		プレ		ポスト	
	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>
主観的幸福感	30.83	6.21	32.50	3.73	30.57	2.23	31.86	3.08	37.20	2.17	37.00	2.92	37.75	1.71	36.75	2.99
状態不安1日目	46.00	7.13	45.33	10.63	44.71	4.50	36.14	4.38	35.60	2.79	32.60	3.71	36.50	4.65	31.75	6.24
状態不安2日目	43.17	5.12	45.33	10.98	47.71	9.09	42.43	10.03	40.60	7.02	37.40	5.59	39.75	4.57	33.00	4.83
状態不安3日目	49.00	11.75	41.00	7.01	37.71	9.55	34.29	6.92	37.20	2.77	35.80	3.63	40.75	2.99	41.50	3.87

### 3. 特性不安別の介入前主観的幸福感得点と状態不安得点の比較

特性不安の高低によって主観的幸福感と状態不安の得点に差があるのかを比較するために、特性不安の高低を独立変数、介入前の主観的幸福感得点と状態不安得点を従属変数とした対応のない *t* 検定を行った。その結果、主観的幸福感得点において有意差がみられ ( $t(20) = 4.40, p < .01$ )、特性不安HIGH群よりも特性不安LOW群の主観的幸福感得点が高いことが示された。また、状態不安尺度においても有意差がみられ ( $t(20) = 4.39, p < .01$ )、特性不安LOW群よりも特性不安HIGH群の状態不安得点が高いことが示された。

### 4. 筆記介入による主観的幸福感、状態不安の変化 特性不安HIGH群における条件別尺度得点比較

特性不安HIGH群において、筆記課題条件と統制条件の介入前後の筆記の効果の比較を行うために、条件(筆記課

題条件/統制条件) × 介入前後(プレ/ポスト)で2要因混合分散分析を行った。従属変数は、介入前後の主観的幸福感得点、介入前後の状態不安得点、1日ごとの筆記前後の状態不安得点であった。なお介入前後の状態不安得点は、1日目の筆記前と3日目の筆記介入後の得点を用いた。

Pillaiのトレースによる結果に基づくと、「介入前後」の主効果が認められた ( $F(4,8) = 0.04, p < .05$ )。介入前後の状態不安尺度得点が有意であり ( $F(1,11) = 16.34, p < .01$ )、1日目の筆記前後の状態不安得点、3日目の筆記前後の状態不安得点 ( $F(1,11) = 4.90, p < .05$ ;  $F(1,11) = 8.54, p < .05$ ) においては5%水準で有意であった。また、介入前後の主観的幸福感尺度得点と2日目の筆記前後の状態不安尺度得点は有意ではなかった。「条件」の主効果、「条件 × 介入前後」の交互作用は認められなかった。

### 特性不安LOW群における条件別尺度得点比較

特性不安LOW群において、筆記課題条件と統制条件の

介入前後の比較を行うために、条件(筆記課題条件/統制条件)×介入前後(プレ/ポスト)で2要因混合分散分析を行った。

Pillaiのトレースによる結果に基づくと、「介入前後」の主効果が認められた( $F(4,4) = 16.11, p < .05$ )。1日目の筆記前後の状態不安尺度得点と2日目の筆記前後の状態不安尺度得点が5%水準で有意であった( $F(1,7) = 9.86, p < .05$ ;  $F(1,7) = 8.21, p < .05$ )。また、介入前後の主観的幸福感尺度得点、介入前後の状態不安尺度得点と3日目の筆記前後の状態不安尺度得点は有意でなかった。「条件」の主効果、「条件×介入前後」の交互作用は認められなかった。

### 筆記課題条件における各群の筆記内容、筆記負担度、振り返り負担度の比較

筆記課題条件において、特性不安HIGH群と特性不安

LOW群によって、3日間を通しての自己評価得点である、筆記内容の「具体性」、「表現度」、「ポジティブ/ネガティブ」、また、筆記を行った際の「筆記負担度」、「振り返り負担度」の各得点に差があるかの比較を行った。各群の平均と標準偏差を表4に示す。筆記内容の「具体性」、「表現度」、「ポジティブ/ネガティブ」、また、筆記を行った際の「筆記負担度」、「振り返り負担度」の各得点に差があるかの比較を行うために、特性不安(HIGH/LOW)を独立変数とする対応のないt検定を行った。その結果、「ポジティブ/ネガティブ」は有意であり( $t(9) = 3.00, p < .01$ )、特性不安HIGH群の方がLOW群よりも得点が高かった。また、「振り返り負担度」が有意であり( $t(9) = 3.16, p < .01$ )、特性不安HIGH群の方が特性不安LOW群よりも振り返り負担得点が高かった。「具体性」、「表現度」、「筆記負担度」は有意ではなかった。

表4. 筆記課題条件における特性不安群別自己評価得点の平均値, 標準偏差

	筆記条件(N = 11)			
	特性不安HIGH群(N = 6)		特性不安LOW群(N = 5)	
	M	SD	M	SD
具体性	4.28	0.57	4.07	0.43
表現度	4.28	0.57	4.20	0.45
ポジティブ/ネガティブ	3.83	0.86	2.27	0.86
筆記負担度	2.39	1.14	1.80	0.96
振り返り負担度	2.44	0.58	1.33	0.58

Note. 数値が1に近いほどポジティブであることを示し、5に近いほどネガティブであることを示す。

## 考察

### 1. 特性不安による主観的幸福感と状態不安の差の比較

仮説1「特性不安の低い者は高い者より主観的幸福感が高い」を検証するために、特性不安HIGH群と特性不安LOW群の介入前の主観的幸福感得点の比較を行った結果、特性不安HIGH群よりも特性不安LOW群の方が主観的幸福感が高いことが示された。よって、仮説1は支持された。主観的幸福感は、不安と負の相関がある(吉村, 2017)ことから、特性不安の高い者は特性不安の低い者と比較し、主観的幸福感を持ちにくいことが考えられる。寺島ら(1999)により主観的幸福感の構成要素の一つである人生に対する満足感と否定的感情である抑うつ・不安が負の相関を持つことが傾向として確認されているが、本結果もそれに準ずるものであるといえよう。

また、仮説2「特性不安の高い者は低い者より状態不安が高い」を検証するために、特性不安HIGH群と特性不安LOW群の介入前の状態不安得点の比較を行った結果、特性不安LOW群よりも特性不安HIGH群の方が状態不安高いことが示された。よって、仮説2は支持された。井川ら(2010)によって、同じ不安状況において特性不安の高い者は特性不安の低い者より不安を喚起しやすいと示唆されていることから、筆記を行う前の状態不安得点に差が出たのではないかと考えられる。

### 2. 特性不安HIGH群における条件別尺度得点比較

仮説3「特性不安の高い者は筆記開示法の実施によって状態不安および主観的幸福感に変化しない」を検証するために、特性不安HIGH群において、筆記課題条件と統制条件の主観的幸福感得点と状態不安得点の介入前後の比較を

行った。その結果、主観的幸福感に変化は見られなかったが、状態不安においては有意な低下がみられた。また、3日間の状態不安の変化を詳細にみると、1日目と3日目においては筆記前後に状態不安の低下がみられたが、2日目においては変化が見られなかった。よって、特性不安の高い者が筆記を行うと主観的幸福感に変化しないが、状態不安の低下につながる可能性が示唆され、仮説3は一部支持された。本研究では特性不安の高い者は心配が心配を呼ぶような特徴があること(越野・志野, 2022)、不安になりやすい特性は危機への恐れが強さがあり、良い予期よりも悪い予期をしがちであること(上田・窪田・宗像, 2004)、筆記を繰り返すことで自伝的記憶内のネガティブな要素の増加させる可能性があること(池田・仁平, 2009)から、状態不安は変化しないと予測したが、3日間を通してみると状態不安の低下傾向が示された。織田ら(2009)の研究では神経症傾向の程度の差によって効果は異なるが、日記筆記を行う効果は表れるとされ、本研究においても特性不安の高い者にとって筆記課題は不安を低下させるものになったと考えられる。

主観的幸福感に関しては、3日間で変化は見られず、仮説が支持された。しかし、主観的幸福感是不安と負の相関がある(吉村, 2017)ということから、状態不安が高いと主観的幸福感も向上しないという予測のもとたてられた仮説であったため、状態不安が低下しているにもかかわらず主観的幸福感に変化がないという結果は、本研究の予測からは外れているといえる。羽鳥ら(2013)は3日間連続の20分間の筆記において主観的幸福感が上がると報告している。一方、本研究では状態不安が低下しているにもかかわらず、主観的幸福感には変化が見られなかった。この点について、筆記内容に着目してみると、羽鳥ら(2013)では対人関係のトラブルに焦点をあて筆記するという内容であったが、本研究では感情を交えつつ一日を振り返るといった筆記内容であった。つまり、筆記することの内容の違いが主観的幸福感に影響を与える可能性がある。本研究では、筆記課題条件において特性不安の高い者は特性不安の低い者より筆記内容がネガティブであった。負の感情を吐き出すことで状態不安の低下が生じたものの、あくまでも一時的な低下であり、主観的幸福感の向上には至らなかった可能性がある。主観的幸福感の向上のためには、羽鳥ら(2013)が行ったWPBTのように利益焦点型の筆記、あるいはより構造化された筆記を行うことが有効であるかもしれない。

### 3. 特性不安LOW群における条件別尺度得点比較

仮説4「特性不安の低い者は筆記開示法の実施によって状態不安が下がり、主観的幸福感が上がる」を検証するた

めに、特性不安LOW群において、筆記課題条件と統制条件の主観的幸福感得点と状態不安得点の介入前後の比較を行った。その結果、主観的幸福感、状態不安ともに変化は見られなかった。状態不安の変化については、1日目と2日目においてのみ筆記前後で低下がみられた。よって、仮説3は一部支持された。本研究では特性不安の低い者も特性不安の高い者と同様に、筆記を行うことで主観的幸福感に変化しないが、一時的に状態不安が低下する可能性が示唆された。ただ、介入前後全体としてみた時の状態不安に有意な低下がみられなかったことから、特性不安の高い者と比較すると状態不安の低下には大きく影響しないと考えられる。

## 結論

本研究では、特性不安の高さの違いに焦点をあて、筆記開示法を行うことによる主観的幸福感と状態不安の変化および筆記内容や筆記負担度、振り返り負担度の差異を検討した。

その結果、特性不安の高さの違いに関わらず、筆記開示法を行うことで状態不安は低下することが示唆された。また、特性不安の高い者、特性不安の低い者ともに筆記内容の条件による有意な差は見られなかった。したがって、筆記内容に関わらず、一時的に不安を和らげるためには筆記を行うことが有効である。ただ、特性不安の低い者に関しては日によって状態不安が低下するのみで、全体を通してみると有意な変化は見られなかった。筆記内容を検討した結果、特性不安の高い者は特性不安の低い者よりもネガティブな内容を筆記する傾向があった。特性不安の高い者は一日を振り返る際にネガティブなことに焦点を当てて想起する傾向があると考えられる。橘内・金丸(2019)は筆記を行うことで客観的な視点を得ることができるとともに、カタルシス効果を得ることができると示唆している。また、「思い出すことの辛さ」についても言及し、むしろそれが筆記の効果を高める一因であると述べている。本研究において、特性不安の高い者はネガティブな記憶に焦点を当て筆記しており、振り返り負担度も高かったことから、筆記特性不安の低い者よりもカタルシスを得ることができた可能性がある。ただ、池田・仁平(2009)が確認するように、筆記を繰り返すことで記憶内のネガティブな要素を増幅させてしまうということも可能性としてあるため、特性不安の高い者が筆記開示法を行う際には、筆記内容を限定する、構造化された筆記を行うなどの配慮が必要であろう。

主観的幸福感に関しては、特性不安の高・低に関わらず、有意な変化は見られなかった。本研究の教示内容では、筆

記者への侵襲性が低かったこと、実施期間が短かったことが影響し、主観的幸福感の変化には至らなかったと考えられる。通常の筆記療法や羽鳥ら(2013)によって利益に焦点をあてるようなWPBTが主観的幸福感を向上させるということが示唆されているが、他の筆記法での主観的幸福感の向上は確認されていないため、筆記をすること、筆記開示法による介入期間、主観的幸福感の向上の関連性の検討も今後必要となるだろう。また、本研究では調査対象が1つの大学と限定的であったこと、サンプルサイズが小さかったことが結果に影響を与えた可能性がある。今後の研究においては、調査対象者を適正に選出し、サンプルサイズを増やして実施することが望まれる。

## 付記

本研究は、東京福祉大学大学院修士論文の一部を加筆修正してまとめたものである。

## 謝辞

本研究の実施にあたりご協力を賜りましたA大学関係者のみなさま、調査協力者のみなさまに心より感謝申し上げます。

## 引用文献

- Cantor, N., Norem, J. K., Niedenthal, P. M., Langston, C. A., & Brower, A. M. (1987): Life tasks, self-concept ideals, and cognitive strategies in a life transition. *Journal of Personality and Social Psychology*, 53, 1173-1191.
- 羽鳥健司・石村郁夫・檜村正美・浅野憲一(2013): 対人ストレス経験から獲得した利益の筆記が精神的健康に及ぼす効果 心理学研究, 84, 2, 156-161.
- 井川純一・志和資朗・中西大輔・車地未帆・菊本修・井出下久登(2010): 心拍変動を用いた不安の自律神経機能評価について バイオフィードバック研究, 37, 2, 97-103.
- 池田和浩・仁平義明(2009): プラスに語ることとプラスに書くことが自伝的記憶に与える影響 日本認知心理学会大会発表論文集, 7.
- 石山裕菜・鈴木直人・及川昌典・及川晴(2020): 表現筆記が防衛的悲観主義者のパフォーマンスに及ぼす影響—認知方略による調整効果の検討— 教育心理学研究, 68, 1-10.
- 伊藤大輔・佐藤健二・鈴木伸一(2009): トラウマの開示

- が心身の健康に及ぼす影響—構造化開示群, 自由開示群, 統制群の比較— 行動療法研究, 35, 1-12.
- 伊藤裕子・相良順子・池田政子・川浦康至(2003): 主観的幸福感尺度の作成と信頼性・妥当性の検討 心理学研究, 74, 276-281.
- 加納愛里・山本真利子(2016): 大学生によるポジティブな自己像の筆記が抑うつに及ぼす影響 久留米大学心理学研究, 15, 17-26.
- 橋内久美・金丸隆太(2019): 日記による「もつれた怒り」の低減 茨城大学教育学部紀要, 68, 519-532.
- 小島隆次(2011): 携帯メールでの感情描写とカタルシス 日本心理学会第75回大会発表論文集, 920.
- 越野好文・志野靖史(2022). 好きになる精神医学 講談社サイエンティフィック pp70-71.
- 則武良英・湯澤正通(2022): 中学生のテスト不安と数学成績に対する短期構造化筆記の効果 教育心理学研究, 70, 290-302
- 小川将・兵藤宗吉(2012): 筆記と想起における感情制御の比較 日本心理学会大会発表論文集, 76.
- 大石彩乃(2018): 開示抵抗感が筆記開示法の利用意欲に与える影響の検討: 心理専門職への相談に対するセルフスティグマとの比較から 感情心理学研究, 51-51.
- 織田信男・堀毛一也・松岡和生(2009): 日記筆記が感情に及ぼす効果について: 個人差要因の検討 岩手大学人文社会科学部紀要, 85, 31-47.
- 光浪睦美(2010): 認知的方略の違いがセルフ・ハンディキャップやストレス対処方略の採用に及ぼす影響—学業場面における4つの認知的方略の分類 パーソナリティ研究, 19, 157-169.
- 佐藤徳(2012): 筆記開示はなぜ効くのか—同一体験の継続的な筆記による馴化と認知的再体制化の促進— 感情心理学研究, 19, 3, 71-80.
- 関口保奈美・三浦正江・岡安孝弘(2011): 大学生におけるアサーションと対人ストレスの関連性: 自己表現の3タイプに着目して ストレス科学研究, 26, 40-47.
- 関谷大輝・湯川進太郎(2011): 携帯電話のEメールを活用した感情開示効果の検討—感情労働を行う現職の社会人を対象に— 感情心理学研究, 18, 3.
- 清水秀美・今栄国晴(1981): STATE-TRATE ANXIETY INVENTORYの日本語版(大学生用)の作成 教育心理学研究, 29, 4, 348-353.
- 寺島正治・綱島啓司・西村智代(1999): 主観的幸福感の構造 川崎医療福祉学会誌, 9, 1, 43-48.
- 上田敏子・窪田辰政・宗像恒次(2004): 大学生の不安になりやすい特性とネガティブ自己イメージ脚本, ソー

シャルサポート認知との関連 日本保健医療行動科学  
会雑誌, 28, 2, 68-75.

横山理佳・岩満優美・津川律子(2021): 大学生・大学院  
生の感情抑制傾向が生きがい感および気分状態に与え

る影響 日本心理学会大会発表論文集, 85.

吉村晋平(2017): 心理学に基づく“不安”との付き合い方  
追手門学院大学地域支援心理研究センター紀要, 14,  
9-15.

## A Study on the Effectiveness of the Expressive Writing at Different Levels of Trait Anxiety

Mizuki HARUTA<sup>\*1</sup>, Rieko NOGUCHI<sup>\*2</sup>

\*1 CRAYON GOUDOUGAISYA TerapiaPocket (Tatebayashi Class)  
1055-8, Otani-cho, Tatebayashi City, Gunma 374-0054, Japan

\*2 School of Psychology, Tokyo University and Graduate School of Social Welfare (Isesaki Campus)  
2020-1 San'o-cho, Isesaki City, Gunma 372-0831, Japan

**Abstract :** The expressive writing is an intervention method that asks participants to describe in detail the content of their writing for the purpose of improving their physical and mental health, and it has been suggested that it can reduce depression and negative emotions. In this study, we focused on the differences in the height of trait anxiety and examined the differences in subjective well-being and state anxiety, the content of writing, and the burden level of the act of writing and reflecting on the act of writing by conducting the expressive writing. The results suggested that state anxiety significantly decreased by performing the expressive writing method, regardless of the height of trait anxiety and the content of writing. It was also indicated that those with high trait anxiety tended to write more negative content and felt more burdened by reflecting on their day than those with low trait anxiety. For those with high trait anxiety, the expressive writing had a cathartic effect and temporarily reduced anxiety, but repeated writing suggested that it may amplify negative elements in memory.

**Key words :** the expressive writing, trait anxiety, state anxiety, subjective well-being



# 東京福祉大学・大学院紀要投稿要領

平成22年4月1日制定

令和7年1月23日第6改定

## 第1 投稿資格

紀要に投稿することができる者(筆頭著者)は、本学の教職員、専任教員の指導による本学学生・大学院生、又は学会誌等編集専門部会が適当と認めた者(本学の研究成果と認められるもの)とする。投稿論文の共同研究者は学外者であっても共著者として認める。

本学学生・院生の投稿は教育上の効果と論文の質担保の観点から、論文執筆過程において指導教員より適切な指導を受けたものに限り、指導教員を通じて投稿すること。

## 第2 著作権

紀要に掲載された論文等の著作権は、東京福祉大学・大学院に属する。

## 第3 投稿原稿

- (1) 原稿の内容は倫理的配慮および研究不正防止への対応が充分になされ、未発表であり、他誌等へ投稿していないこと。
- (2) 人を対象とした実験・調査では、インフォームドコンセント、個人情報の管理がしっかりとなされていること。また、本学もしくは所属する学会等の研究倫理審査を受け、承認をうること。  
※ 人を対象とする生命科学・医学系研究及び、人文社会科学研究等において、個人または集団を対象に、その行動、心身若しくは環境等に関する情報を収集し、またはデータ等を採取する場合は「研究倫理審査の承認」が必要となる。  
該当する論文で投稿時に倫理審査の承認がないものは受け付けない。
- (3) 原稿は和文または英文による原著論文を主とするが、他に総説、解説、報告、資料等を掲載することもある。ただし、既刊のもの又は刊行物に掲載予定のものは投稿できない。
- (4) 原稿制限字数
  - ① 総説 (8,000 字～ 16,000 字程度：英文の場合は 32,000 字程度)
    - ・ある主体に関する研究・調査論文を総括および解説、評論したもの。
  - ② 原著 (8,000 字～ 16,000 字程度：英文の場合は 32,000 字程度)
    - ・新しく独創的な研究で、価値ある結果が得られており、当該分野への貢献度が高いと認められるもの。
  - ③ 資料 (4,000 字～ 16,000 字：英文の場合は 32,000 字程度)
    - ・調査等のもとになる材料(調査・統計・実験などの結果も含む)で実践や研究に有用な資料
  - ④ 研究ノート (8,000 字～ 16,000 字程度：英文の場合は 32,000 字程度)
    - ・萌芽的研究を含め、将来の基礎となり優れた研究に発展拡大する可能性のあるもの。独創的な研究への端緒となる提言等。
  - ⑤ 短報 (4,000 字～ 8,000 字程度：英文の場合は 16,000 字程度)
    - ・速報としての価値のある内容を含む未発表の短い論文に相当するもの。
  - ⑥ 調査報告 (4,000 字～ 8,000 字程度：英文の場合は 16,000 字程度)
    - ・新事実発見のため、または既に確立されている理論の検証や修正ならびに事柄の明確のために行われる調査・試験などの報告。対象について十分な分析がなされているもの。
  - ⑦ 実践報告 (4,000 字～ 8,000 字程度：英文の場合は 16,000 字程度)
    - ・実践活動に関する報告。
  - ⑧ 解説 (4,000 字～ 8,000 字程度：英文の場合は 16,000 字程度、ただし、書評の場合はその半数程度とする)
    - ・特定の分野や主題について解説した記事。
  - ⑨ 事例研究 (8,000 字～ 16,000 字程度：英文の場合は 32,000 字程度)
    - ・事例に基づく臨床的・教育的実践から得られた独創的な知見や考察をまとめたもの。
  - ⑩ 学生によるレポート (8,000 字～ 16,000 字程度：英文の場合は 32,000 字程度)
    - ・高い評価を得られた学生執筆のレポート、卒業論文等。
- (5) 印字原稿は Word で A 4 版に文字サイズ 10.5 ポイントでテキスト形式で印字し、和文では 40 字× 40 行 (1,600

字)、英文では 12 ピッチ、ダブルスペースとする。また、ヘッダー、脚注・引用文献の挿入等の各種 Word 機能は使用しないこと。

- (6) 写真・図・表は原則として総計 5 点以内とし、それぞれ目安として 400 字として換算し、原稿制限字数に加算される。
- (7) 投稿に際しては、原稿（表紙・本文）のファイル、原稿に使用した全ての写真・図・表（写真・図等は JPEG に統一し、表等 Word 等で作成したものはそのままの形式）のファイルを別に作成し、USB メモリ等の電子媒体に記録したもの（編集部宛メールでの提出可）と、印字原稿 1 部を提出する。
- (8) 「物や論文等を要約しただけのもの」「他人の説を無批判に繰り返しただけのもの」「引用してこれらを並べただけのもの」「証拠立てられない私見だけのもの」「他人の業績を無断で使用したもの（剽窃）」「自己剽窃」等の投稿は認めない。
- (9) ひとつの研究や本質的に同じ研究を複数の小研究に分割して細切れに投稿（発表）することは研究業績の水増し（サラム出版）とみなされ、不適切な行為となるため認めない。
- (10) 原稿（文章）作成に生成 AI（大規模言語モデルを使用するテキスト生成 AI）を使用することおよび生成 AI から得た情報を文献として引用することはできない。  
また、研究過程において生成 AI を使用した場合は別途「生成 AI 使用について」の書類を提出すること。  
※生成 AI を研究課程において使用する場合は、その都度、UNESCO 等の公的組織、文部科学省、学術振興会をはじめとする関連省庁、本学（所属学部を含める）が定める利用指針があるかどうかを確認し、利用指針がある場合には最新の指針に則って利用すること。

#### 第 4 原稿の形式

原稿の様式は次の通りとし、順に綴じる。

※フォーマットを希望する者は、「東京福祉大学・大学院学会誌等編集専門部会」にメールで請求できる。

- (1) 表紙
  - ① 論文種別、表題、投稿者名、所属、所在地および連絡先（電話番号、E メールアドレス）を明記する。（学生・院生は詳細な所属と学籍番号も記載）
  - ② 表題、投稿者名、所属、所在地を英語にて記す。  
なお、本学の英語表記は Tokyo University and Graduate School of Social Welfare とする。
  - ③ ランニングタイトル（和文では 20 字以内、英文では 40 レター以内）を記す。
- (2) 本論文  
原稿の 2 枚目から、次のスタイルで記す（論文の種類によってはこの限りでない）。
  - ① 和文論文の場合  
和文抄録（400 字以内）、日本語キーワード（3～6 個）、緒言（はじめに、問題と目的）、研究対象と方法、結果、考察、結論、引用文献、英文抄録（300 語以内）、英語キーワード（日本語キーワードに対応するもの）の順に、見出しをつけ、これらの全てを組み入れて構成・記述する。  
緒言：疑問点（既存の報告の中で疑問に思った点、あるいは明らかになっていない点を示す）を指摘し、何を解決するのかを目的としているのか記す。  
研究対象と方法：緒言で示した目的を達成するために、データを取得するための対象として何を使ったのか、どのような方法で新たなデータを取得して分析したのかを記す。  
結果：得た結果を記す。  
考察：新たに得た結果と既発表論文の内容と比較して、新規の知見（当該論文の意義）を示す。  
結論：何が新たに判明したのか、簡単にまとめる。
  - ② 英文論文の場合  
Abstract（300 語以内）、Key words（3～6 個）、Introduction, Materials and Methods, Results, Discussion, Conclusion, References, 和文抄録（400 字以内）、日本語キーワード（Key words に対応するもの）の見出しをつけ、これらの全てを組み入れて構成・記述する。  
以下 Introduction から和文論文と同様のスタイルで記す。
- (3) 投稿原稿の書式
  - ① 和文による原稿は、現代仮名遣いにしたがって平仮名混じり、横書きで、正確に句読点（、。）をつける。
  - ② 脚注を使用する場合には、本文中に<sup>1)</sup>などの表記をしたうえで、引用文献の前に記載する。

- ③ 各分野で認められている省略記号以外は、述語の省略はしない。略語は用いても差し支えないが、初出の場合は省略せず（ ）内に略語を明記する。
- ④ 度量衡は原則として S I 単位系を使用する。

#### (4) 引用について

本紀要は印刷及びインターネット上で公開・配布されるため、引用に当たっては引用元の著作権や肖像権等を侵害することのないよう十分留意すること。

※国外のものについては各国の著作権法の引用条件を満たすこと。

【引用の条件】引用とは原則として「文章」である。「図表等」は著作権法上「複製」にあたるため原則として使用しないことが望ましい。

- ① 既に公表されている著作物であること。
- ② 自己の文章が主であり、引用部分との「主従関係」が明確であること。  
※主従関係が逆転（引用が多い等）した場合、「引用」ではなく「転載」となる。無断転載は「盗用」「剽窃」となるため、出典を明らかにしても不可。
- ③ 自己の説を正当付けるため等の「必用性」があり、「最小限」に限られること。
- ④ 直接引用する文章は原文のままであること（著作者には同一性保持権があり、著作者の許諾なしに改編してはならない）。
- ⑤ 直接引用を行う部分は「カギ括弧」などにより明確に区別すること。
- ⑥ 出所の明示を行うこと。著作者名、書名（題名）、雑誌名、ページ等を明確に表示する必要がある。引用文献で参照しても、本文中の引用箇所が特定できないときは、適法な引用といえない。
- ⑦ インターネットから引用する場合は慎重に行うこと。基本情報、情報責任の所在が明らかでないもの、書き替えられたり消去されたりする恐れが強いもの（例：ブログや Wikipedia 等）は使用しないこと。許諾が必要な場合は、許諾書のコピーを提出すること。引用する際は著者、発表年、表題、URL、最終検索日を明らかにすること。  
※各省庁等行政機関が一般公開しているコンテンツについては、許諾無しでも利用できるものとできないものが混在しているため、利用規約等を十分確認し、必要に応じて許諾を得ること。
- ⑧ 他者が著作権を所有する写真・図・表等をコピーして論文に貼り込む（引用する）場合は、原則として著作者の許諾が必要となるため、必要に応じて「インターネット上で無料公開される論文に使用する許諾」を得ること。また、引用図表等の下部に出典を詳細に明記すること。さらに、改編を加える場合は別途その許諾が必要（「同一性保持権」及び捏造や改竄防止）。  
※政府刊行物の一部等のように「本書のデータ、図表を引用・転載する場合は出典を記載すれば可」「加工して利用する場合は出典及びその旨の記載も明記すれば可」の旨が明記されている場合は許諾書不要。ただし、根拠情報を必要に応じて提出すること。

#### (5) 引用文献の表記

- ① 文献を引用する際は、本文の引用箇所に著者名と発表年を示す。  
（例）澤口（2010）は～ もしくは ～と報告されている（澤口，2010）。  
和字の著者2名は「・」でつなぎ、3名以上は第一著者の後に「ら」で略す。欧字の著者2名は「&」でつなぎ、3名以上は第一著者の後に「et al.」で略す。  
（例）2名の著者の場合：澤口・栗原（2010） （澤口・栗原，2010）  
Sawaguchi & Kuribara（2010） （Sawaguchi & Kuribara，2010）  
3名以上の著者の場合：澤口ら（2010） （澤口ら，2010）  
Sawaguchi et al.（2010） （Sawaguchi et al., 2010）  
本文引用の表記において、同一著者の同一発表年の文献がある場合には、発表年の後ろに a, b, c をつける。  
（例）澤口・栗原（2010a） 澤口・栗原（2010b）  
引用文献に記載されている表記をそのまま引用する場合には「 」で引用箇所を括り、掲載されているページ番号を記載する。  
（例）栗原（2017）は「・・・（本文引用）・・・（p. ）」としている。
- ② 引用文献（References）欄は、筆頭著者のアルファベット順で並べ、同一筆頭著者では、著者1名、同2名、同3名以上の順とし、著者2名では第2著者のアルファベット順、3名以上は発表年順に並べる。  
雑誌：著者（発表年）：表題、雑誌名 巻数（太字）、頁。  
※雑誌名は、和文誌は「医学中央雑誌収載誌目録」、欧文誌は「Index Medicus」により略記してもよい。

(例) 澤口彰子・栗原久 (2010): 健康に及ぼす環境の影響. 東京福祉大学・大学院紀要 **1**, 15-25.

Sawaguchi, A. & Kuribara, H. (2010): Stress-induced impairment of the mental health. Bull. Tokyo Univ. Sch. Social Welfare **1**, 27-35.

単著本: 著者 (発表年): 書名. 発行所, その所在都市名.

(例) 澤口彰子・栗原久 (2010): 健康科学. 伊勢崎出版, 伊勢崎.

Sawaguchi, A. & Kuribara, H. (2010): Health Science. Isesaki Pub., Isesaki.

分担執筆: 著者 (発表年): 表題. In: 編者名 (編), 書名. 発行所, 所在都市名, pp. 頁.

(例) 澤口彰子 (2010): 血圧の調節. In: 栗原久 (編), ストレスマネジメント. 池袋福祉出版, 東京, pp. 75-90.

Sawaguchi, A. (2010): Control of blood pressure. In: Kuribara, H. (ed.), Stress Management. Ikebukuro Welfare Pub., Tokyo, pp.75-90.

インターネット文献: 著者 (発表年): 表題 .URL (最終検索日).

(例) 小野智一 (2018): 文献の考察—学術論文の記載について . <http://www.tokyo-fukushi.jp/bunken2018.htm> (2018.6.30 検索).

(6) 写真・図・表とその説明※引用 (複製) する場合は上記「(4) 引用について」も参照

① 写真・図・表の掲載はA4に収まるサイズとする。ただし印刷校正において縮小・拡大される場合がある。

② 写真・図はそのまま印刷できるよう鮮明なものとする。

③ 写真・図・表の番号は掲載順にアラビア数字を使用し、説明に使用する言語は、和文論文では日本語か英語のどちらかに統一し、英文論文では英語とする。

(例) 写真 1. (Photo. 1.)、 図 1. (Fig. 1.)、 表 1. (Table 1.)

④ 写真の使用においてはマスキングする等個人情報の保護に十分配慮する。

⑤ 図をコピーして論文に貼り込み (引用) する場合は③に加え、出典を明らかにする。改編されている場合は、その旨も明記する (どちらも原則として著作権者の許諾を要す)。

(例) 図 1 出典: 栗原著、〇〇出版、p. ××図 2

(例) 図 1 出典: 栗原著、〇〇出版、p. ××の図 2 を元に著者が手を加え改変

## 第5 原稿の受付

(1) 投稿者は、以下の書類 (原本) およびデジタルデータをすべて揃え、「東京福祉大学・大学院紀要編集部」へ直接又は書留郵便で提出する。

● 印刷原稿 1 部。モノクロ印刷し、図表等が鮮明でそのまま製版できる状態か確認し調整すること (カラー印刷を希望する者は別途費用が自己負担となることを理解の上、「カラー印刷」希望と明記し、カラー印刷で提出すること)。

● 投稿申込書

● 著者チェックリスト

● 本文・構成のチェックリスト

● デジタルデータ (原稿および写真・図・表等)

※デジタルデータはメールでの提出可。ただし、投稿者名や論文タイトル等が特定できる情報をメールに記載すること。

また、必要に応じて以下の書類も合わせて提出する。

● オアサーシップ確認シート (共著者がいる場合)

● ネイティブチェック証明書 (本文が母語以外で執筆された場合)

● 所属機関等の研究倫理審査結果通知書等、承認が確認できる書類 (人を対象とした研究の場合)

● 生成 AI 使用について

(2) 学会誌等編集専門部会は、原稿・提出書類等の確認後、投稿者に受領書を発行する。

※ただし、本投稿要領に沿わない原稿等は受付不可とする。

(3) 原稿の締め切りは毎年 9月末日必着とする。締め切り日までに原稿や書類に不備がある場合は受付不可とする。

※ただし、掲載に関しては査読結果による (投稿した巻号に掲載されるとは限らない)。

## 第6 原稿の取扱い

- (1) 原稿の取扱いは、原則として到着順とする。
- (2) 原稿の査読は、学会誌等編集専門部会が2名以上の学内外の専門家に依頼する。
- (3) 査読の依頼を受諾した者は、原稿を受け取ってから2週間以内に、査読結果を学会誌等編集専門部会に連絡する。
- (4) 査読者の意見に従って、投稿者に原稿の修正を依頼することがある。学生・院生の原稿については、指導教員を通じて修正を依頼する。
- (5) 掲載の採否は学会誌等編集専門部会で決定し、投稿者に通知する。
- (6) 査読の結果修正依頼となった場合、初回は2週間以内、2回目以降は1週間以内に修正し、提出すること。また、査読・修正は原則として3回までとする。
- (7) 修正依頼後、3ヶ月以内に修正原稿の提出がない場合は、投稿を取り下げたものとする。
- (8) 査読結果により再査読が必要となった場合、著者は修正等に関する査読者のコメントに対する回答書（書式自由）と併せて、修正原稿を提出する。
- (9) 掲載決定後、重大な誤りや投稿書類の内容も含め虚偽等が判明した場合には、掲載が取り消しになることがある。

## 第7 校正

投稿者による校正は、原則として二校までとし、指定期間内に返却すること。校正に際して、誤植以外の訂正は許されない。

## 第8 経費の負担

- (1) 投稿原稿にカラー写真を含み、カラー印刷を希望する場合は、その経費全額を投稿者が負担する。
- (2) 別冊作成の経費は投稿者負担とする。

## 第9 責任

紀要に発表した論文の内容に関して生じた問題の責任は投稿者が負う。

## 第10 その他

紀要の編集、その他細部は、学会誌等編集専門部会の協議により決定する。編集の関係で、編集部において原稿を一部変更することがある。

## 第11 個人情報の保護

- (1) 紀要の刊行に関し、個人情報の秘密やプライバシーの保護については十分に配慮する。
- (2) 個人のプライバシー侵害・名誉毀損の可能性が推測されるようなケースでは、姓名、名称のイニシャル記載は不可とする。
- (3) 個人情報の記載が同意、承認された場合においても、第三者によって問題となることも想定されるので、注意を要する。

## 研究不正行為防止について

文部科学省による「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」の取りまとめや科学技術・学術政策局に設置された「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議での審議の結果(平成26年2月3日)を踏まえて平成26年8月26日、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が文部科学大臣により制定された。これに基づき、本紀要では以下の行為を禁止する。

### 1. 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

### 2. 改ざん

研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

### 3. 盗用

他の研究者のアイデア、分析若しくは解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

### 4. 特定不正行為

故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる投稿論文等発表された研究成果の中に示されたデータ又は調査結果等の捏造、改ざん又は盗用

### 5. 二重投稿

他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

### 6. 不適切なオーサーシップ

論文著作者を適正に公表しないこと

\*オーサーシップ(authorship)とは、「原作者」「原著者」の意味。

例として、論文が共著者の合意のないまま投稿され、採択されてしまうなど。

### 7. 不正行為

研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質又は本来の趣旨を歪め、科学コミュニティにおける正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為

\*研究者は研究データを論文等を発表のときから5年間保存する義務を負い、必要ときは開示しなければならない。

## 東京福祉大学・大学院紀要における倫理指針

研究者がより円滑に研究を行えることができるように、また研究対象者の個人の尊厳と人権が守られるように、この倫理指針を定める。

この指針は、我が国の個人情報の保護に関する法律や、世界医師会によるヘルシンキ宣言等を踏まえ、研究の実施に当たり、研究対象者に説明し、同意を得ることなど個人情報の保護を原則とする。また、研究にはきわめて多彩な形態があることに配慮して、この指針においては、基本的な原則を示すにとどめる。

一方、研究者等が研究計画を立案し、その倫理的な適否についての判断は、本学倫理・不正防止専門部会によって行われる。

### 細則

研究計画書に記載すべき事項は、一般的に以下のとおりとするが、研究内容に応じて変更できる。ただし、指針において記載することとされている事項及び倫理・不正防止専門部会の審査を受けることとされている事項については必ず記載しなければならない。

- ・ 研究対象者の選定方針
- ・ 研究の意義、目的、方法、機関、個人情報の保護の方法
- ・ 研究機関の名称（共同研究機関を含む。）
- ・ 研究者等の氏名
- ・ インフォームド・コンセントのための手続（インフォームド・コンセントを受けない場合はその理由及び当該研究の実施について公開すべき事項の通知又は公表の方法）
- ・ インフォームド・コンセントを受けるための説明事項及び同意文書
- ・ 研究に参加することにより期待される利益及び起こりうる危険並びに必然的に伴う不快な状態
- ・ 危険又は必然的に伴う不快な状況が起こりうる場合の、当該研究に伴う補償等の対応
- ・ 当該研究に係る資金源、起こりうる利害の衝突及び研究者等の関連組織との関わり
- ・ 研究対象者からインフォームド・コンセントを受けないで試料等を利用する場合、研究が公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である理由。代諾者を選定する場合にはその考え方
- ・ 資料の保存及び使用方法並びに保存期間
- ・ 研究終了後の資料の保存、利用又は廃棄の方法（他の研究への利用の可能性と予測される研究内容を含む。）



# 東京福祉大学・大学院紀要 投稿申込書

東京福祉大学・大学院紀要 学会誌等編集専門部会 殿

下記論文を貴誌に投稿いたします。

この論文は未発表であり、また他誌等に投稿中でもありません。

採用された場合には、この論文の著作権を東京福祉大学に委託すること、また学術リポジトリ及び、同大学と契約を交わした媒体に要旨及び全文を掲載することに同意いたします。

なお、本論文の内容に関しては、著者（ら）が一切の責任を負います。

年 月 日

署名(自署) \_\_\_\_\_ 印

※著者が学生・院生の場合のみ: 指導教員署名(自署) \_\_\_\_\_ 印

論文表題 (必須): \_\_\_\_\_

サブタイトル (任意): \_\_\_\_\_

ランニングタイトル (必須・20字以内): \_\_\_\_\_

共著者署名: 共著者全員の署名(自署)が必要です。欄が足りない場合はコピーして2枚提出してください。

① \_\_\_\_\_ 年 月 日      ② \_\_\_\_\_ 年 月 日

③ \_\_\_\_\_ 年 月 日      ④ \_\_\_\_\_ 年 月 日

論文の種類: ○で囲んでください。

総説 原著 資料 報告 学生レポート その他(\_\_\_\_\_)

連絡先: 氏名 \_\_\_\_\_ 所属(学部・専攻): \_\_\_\_\_

学生・院生は学籍番号: \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ MAIL \_\_\_\_\_

料金請求先: (上記と同じ場合は、署名のみで結構です)

氏名 \_\_\_\_\_ 所属(学部・専攻): \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ MAIL \_\_\_\_\_

学会誌等編集専門部会記入欄:

論文受付日      年 月 日

論文受理日      年 月 日

受付番号



# 東京福祉大学・大学院紀要への論文投稿の著者チェックリスト

**\*最新版の「投稿要領」を熟読してから、下記の項目にチェック(○)してください。  
投稿要領に沿わない原稿は受付できません。**

論文の倫理:ヒトを対象とした研究などは、ヘルシンキ宣言およびこれに準拠した倫理規定に従い実施されていることが必須である

- ①今回の投稿論文は上記に該当する研究か【 はいYes ・ いいえNo (いずれかに○をつける) 】  
(①の間で「はいYes」を選んだ場合は次の②の間にも回答すること)
- ②所属機関等の倫理審査を受け承認を得られたか【 はいYes ・ いいえNo (いずれかに○をつける) 】  
※ 研究倫理審査結果通知書等、承認が確認できる書類(承認書のコピー等)を併せて提出のこと

タイトルページ(該当がない項目は「―」を記入)

- 【     】 論文タイトルが書かれている
- 【     】 著者名とその所属・所在地がすべて書かれている
- 【     】 著者が複数で、所属が異なる場合、右肩に数字(\*1)などを付記して区別されている
- 【     】 20字(英文では40レター)以内のランニングタイトル(欄外表題)が書かれている

抄録ページ

- 【     】 400字(英文では300語)以内の抄録が、改行なしで書かれている
- 【     】 抄録の内容は、研究対象と方法、結果、結論が簡潔に示されている
- 【     】 3~6個以内のキーワードが書かれている
- 【     】 和文・英文論文とも、和文・英文両方のタイトル、抄録、キーワードが書かれている

本文(該当がない項目は「―」を記入)

- 【     】 紀要投稿要領に従って書かれている。注記がある場合は「引用文献」の前に記載されている
- 【     】 語句を省略する場合は、すでに一般化されているものを除いて、最初に完全形を記し、括弧内に省略形を示している
- 【     】 機器、薬物、動物などを使用した場合、商品名、供給会社名、所在都市名が書かれている
- 【     】 図表の挿入箇所に図表が挿入されている(諸指定がある場合は赤字で記載されている)
- 【     】 未発表のデータを引用する場合は、本文中に明記している(記載例:伊勢崎ほか, 未発表データ, Isesaki et al., unpublished data)

引用文献(該当がない項目は「―」を記入)

- 【     】 本文中での文献引用は、投稿要領に従って必要最小限であり、適切に示されている
- 【     】 投稿中の論文は引用されていない
- 【     】 引用文献欄の記載は、投稿要領に従っている
- 【     】 図表を複製(引用)する場合、著作権者の許諾を得ており、必要に応じて許諾書の写しを添付している。また、引用元の詳細を明記している。

写真・図・表と解説(写真・図・表はそれがないと説明できない等必要最小限で、原則として5点以内)

(該当がない項目は「―」を記入)

- 【     】 図等はJPEG形式またはWord等で作成され、文字、数値、記号などが縮小しても明瞭である
- 【     】 図の番号とタイトル、解説が付記されている
- 【     】 表は上に番号とタイトル、下に脚注が記述されている
- 【     】 カラー図・写真の掲載を希望する際は、その旨が原稿の該当箇所に朱書きで記述されている(希望する場合は、カラー印刷にかかる実費を負担することに同意する)
- 【     】 写真・図・表は本文とは別のファイルで作成し、添付している

※裏面「本文・構成のチェックリスト」につづく

## 本文・構成のチェックリスト

※「著者チェックリスト」につづいて該当する種別の下記的项目にチェックしてください。

- 「緒言」では研究の目的を明確に述べる
- 「対象および方法」は簡潔かつ適切に記載する
- 「考察」は「結果」に基づいて記載する
- 「結果」は「緒言」の目的に対応し、研究結果の詳細を提供する
- 「引用文献」は読者が確認できるよう適切に記載する(引用した全ての文献を記載し、引用していない文献は記載しない)

- 【       】 論文本文の作成において生成AIを使用したり、AIから得た情報を引用していない  
※研究過程において生成AIを使用した場合は別途「生成AI使用について」の書類を提出すること

### 総説・解説の場合（「実験技術」、「研修報告」等を含む）

- 【       】 緒言(Introduction)
- 【       】 結論(Conclusions)
- 【       】 引用文献(References)
- 【       】 利益相反はない

### 原著の場合（「短報」「症例報告」「資料」「調査」等を含む）

- 【       】 緒言(Introduction)
- 【       】 対象および方法(Materials and Methods)
- 【       】 結果(Results)
- 【       】 考察(Discussion)
- 【       】 結論(Conclusions)
- 【       】 引用文献(References)
- 【       】 利益相反はない

### 報告の場合

- 【       】 緒言(Introduction)
- 【       】 事例(Case)
- 【       】 結果(Results)
- 【       】 考察(Discussion)
- 【       】 結論(Conclusions)
- 【       】 引用文献(References)
- 【       】 利益相反はない

確認日時           年    月    日

著者サイン \_\_\_\_\_

共著者がいる場合のみ、ご提出ください。  
共著者が複数の場合は、一人につき一通ご提出ください。

## 『東京福祉大学・大学院紀要』オーサーシップ確認シート

この確認は、投稿された論文の共著者のオーサーシップについて、学会誌等編集専門部会が書面で確認するためのものです。

執筆者(共著者含む)は[※オーサーシップの在り方について]をご確認いただき、ご提出ください。

※日本学会議「科学研究における健全性の向上について」(2015.3.26公開)。

**共著者の方へ** [オーサーシップの在り方について]当てはまる項目に✓をつけてください。

- 【     】 研究の規格・構想、もしくは調査・実験の遂行に本質的な貢献、または実験・観測データの取得・解析、または論理的解釈やモデル構築など、当該研究に対して実質的に寄与した。
- 【     】 原稿の草稿を執筆したり、重要な箇所に関する意見を表明し、原稿の完成に寄与した。
- 【     】 原稿を承認し、内容について説明できる。

上記3点のオーサーシップを満たしていることを確認し、下記にご署名ください。

### 【共著者署名】

氏名(自署): \_\_\_\_\_ (ローマ字)

所属・職位: \_\_\_\_\_

原稿に寄与した箇所: \_\_\_\_\_

記入年月日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※上記3点のオーサーシップを満たさない関係者は「謝辞」への記載が適切とされています。

**第一著者(筆頭著者)の方へ** 「共著者のとりまとめについて」下記をご確認の上、ご署名ください。

- 【     】 [オーサーシップの在り方について]を確認した。
- 【     】 提出された全ての共著者にオーサーシップがあることを確認した。

### 【第一著者署名】

氏名(自署): \_\_\_\_\_



# 東京福祉大学・大学院紀要 ネイティブチェック証明書

年 月 日

東京福祉大学・大学院紀要編集 学会誌等編集専門部会長 殿

第一著者名: \_\_\_\_\_

表 題: \_\_\_\_\_

上記原稿（タイトル・本文）の和文または英文の表記について、下記ネイティブスピーカーによる確認を行ったことを証明します。

確認者:

氏 名: \_\_\_\_\_

所 属: \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

署名(自署): \_\_\_\_\_

\*本文が母語以外の場合は、投稿時に証明書を提出してください。

\*証明書の様式は問いません。上記様式は一例です。



# 生成AI使用について

注:この投稿の原稿の執筆時や研究過程において生成AIを使った場合、どのような方法で何に使ったか等を詳細に記入し、提出してください。

※原稿(文章)作成に生成AI(大規模言語モデルを使用するテキスト生成AI)を使用することおよび生成AIから得た情報を文献として引用することはできない。

※生成AIを使用する場合は、その都度、UNESCO等の公的組織、文部科学省、学術振興会をはじめとする関連省庁、本学が定める利用指針があるかどうかを確認し、利用指針がある場合には最新の指針に則って利用すること。

著者名	
<p>生成AIの使用について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>•どのような生成AIを使用したか(種類)</li><li>•どのように使用したか、原稿のどの部分に反映したか等詳細に記載</li></ul>	<p>使用した生成AI名:</p> <p>○使用、反映した箇所等について</p>



## 編集後記

東京福祉大学・大学院紀要第15巻を上梓いたします。

2024年は悲しいことに大規模な自然災害から幕を開けました。新年早々、洪水や地震が各地に深い爪痕を残し、私たちは自然の猛威と向き合うことを余儀なくされました。改めて自然の脅威の凄まじさを痛感し、気候変動や環境問題に対する地球規模の対策が、これまで以上に切実で喫緊の課題であることを認識させられています。

その一方で、明るい話題も希望を与えてくれました。大谷翔平選手のメジャーリーグでの素晴らしい活躍は、日本のみならず世界中に感動を届け、前向きに挑戦し続けることの大切さを教えてくれているように感じます。

困難と希望が交わるこのような状況の中で、多くの先生方から貴重な研究成果の発表とご寄稿を賜り、心より感謝申し上げます。本紀要にご投稿いただきました先生方、ご多忙にもかかわらず査読をお引き受けいただきました先生方、編集に際してご支援ご協力をいただきました皆様に感謝を申し上げます。

次号もどうぞよろしく願いいたします。

(2025年3月 学会誌等編集専門部会員 坂 望美)

### 東京福祉大学・大学院 学会誌等編集専門部会

部会長 内藤伊都子(編集責任者)

副部会長 岡野 雅子

部員 新井 雅人

河村 明和

澁井とし子

先崎 章

孫 維維

野口理英子

長谷川有香

坂 望美

八重樫幸雄

山口 敬雄

樺澤 夢乃(印刷・事務担当)

古澤 和泉(投稿受付・事務担当)

### 東京福祉大学・大学院紀要

第15巻 第1-2号

編集／東京福祉大学・大学院 学会誌等編集専門部会

発行所／東京福祉大学

東京福祉大学短期大学部

編集部／〒372-0831 群馬県伊勢崎市山王町2020-1

東京福祉大学 学会誌等編集専門部会(本館2階)

E-mail: [kiyo@ad.tokyo-fukushi.ac.jp](mailto:kiyo@ad.tokyo-fukushi.ac.jp)

2025年3月20日 印刷

2025年3月25日 発行

印刷所／高山プレスシステムセンター株式会社